

2020

緑化地域制度マニュアル



名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

2020/12/01

はじめに

近年、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、世界的に緑の重要性が再認識されています。加えて名古屋のような都会では夏の酷暑日や熱帯夜が年々増加しており、ヒートアイランド現象の緩和など、人々が安全・快適に生活するためにも緑の存在は欠かせません。

名古屋市は公園や街路樹の整備等により、平成2年から平成17年の15年間で、新たに約420haの緑を確保いたしましたが、市域全体では、民有地における土地利用の転換等により、中村区1つ分に相当する1,643haもの緑が失われました。今後、市域の緑を確保していくには、市・市民・事業者が共に手を携えて取り組んでいく必要があると考えております。

そのため、名古屋市では、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築等を行う場合に緑化を義務付ける「緑化地域制度」を平成20年10月31日から導入しています。導入により、建蔽率や容積率などと並んで、「緑化率」が建築の際に守らなければならない要件となったことから、市民、事業者も参加する緑のまちづくりの第一歩に踏み出したと考えております。

緑化地域制度の施行にあたっては、緑を建築物に対する単なる規制条件として数値的に扱うのではなく、都市全体で共有する環境資産として捉え、より良質な緑化が維持されていくことが望まれます。そのためには、建築や造園、不動産などの業務に携わる実務者の方々の手元に、常に必要な知識がそろっていることが大切です。

本マニュアルは、緑化地域制度を分かりやすく解説することを主眼にまとめたものですが、施工や維持管理の面から各種の緑化提案をすることにより、個々の建築における環境や用途に見合った緑化が実現できるように編集しています。本書が緑豊かな名古屋市の実現に多くの方々が取り組む一助となるよう、広くご活用いただくことを切に期待しております。

なお、本書の刊行にあたっては、(社)愛知県建築設計事務所協会、(社)愛知県造園建設業協会、(社)愛知建築士会、(社)中部不動産協会、(社)東海住宅宅地経営協会、(社)名古屋建設業協会、(社)日本建築家協会東海支部、(社)日本造園建設業協会愛知県支部のご協力をいただきましたので、深く感謝申し上げます。

平成20年6月

名古屋市緑政土木局

(平成30年4月改訂)

(平成31年4月改訂)

(令和元年7月改訂)

(令和2年4月改訂)

(令和2年12月改訂)

(表紙写真 第2回なごやグッドグリーン賞 大賞受賞 バーデンハイム鳥栖)

目次

1.	緑化地域制度の概要	1
1-1	制度導入の背景	
1-2	制度の概要	
1-3	マニュアルの改正概要	2
	(参考)緑化率の最低限度一覧表	4
	(参考)増築の取り扱いについて	5
2.	法律、条例の運用の解説	6
(1)	緑化地域の区域	
(2)	該当する建築物	7
	(ア)建築規模等	
	確認申請と緑化地域制度申請の順番について	8
	(イ)敷地規模等	9
(3)	緑化率の最低限度等	11
	(ア)市街化区域	
	(イ)市街化調整区域	13
	(ウ)敷地が制限の異なる区域にまたがる場合など	14
	(エ)一の敷地とみなされる一団地の場合など	15
	(オ)地区計画において緑化率の最低限度が定められている場合	17
	(カ)市が設置する建築物の緑化率	18
(4)	建築基準関係規定	19
(5)	緑化面積の計算方法の出典	20
(6)	適用除外対象物件	21
(7)	緑化施設工事の完了確認など	24
	(ア)緑化施設工事の完了確認	
	(イ)緑化施設工事完了延期認定	25
(8)	緑化施設の維持管理	27
(9)	検査・命令・罰則	
	(ア)検査・命令	
	(イ)罰則	29
3.	緑化面積の計算方法	31
3-1	緑化面積の考え方	
3-2	緑化の種類ごとの面積計算方法	
(1)	樹木(S1)	32
(2)	芝、その他の地被植物で表面が被われている部分(S2)	36
(3)	池・水流等(S3)	37
(4)	花壇等(S4)	38
(5)	土留・園路等(S5)	39
(6)	屋上緑化(S6)	41
(7)	壁面緑化(S7)	
4.	手続きの流れと様式記入例	46
4-1	手続き選択フロー	
4-2	都市緑地法で規制される場合	47
4-3	緑のまちづくり条例で規制される場合	48
4-4	都市緑地法で規制される場合の手続きの流れ	

(1)	通常の場合	49
(2)	適用除外対象物件の場合(都市緑地法)	50
	名古屋市の緑化施設工事完了確認証明通知書の位置付け	51
(3)	工場立地法対象物件の場合(都市緑地法)	52
(4)	緑化施設工事延期の場合(都市緑地法)	53
4-5	緑のまちづくり条例で規制される場合の手続きの流れ	55
(1)	通常の場合	
(2)	適用除外対象物件の場合	56
4-6	手続き様式集	57
	主な手続きの種類と必要な様式	58
	申請書と緑化施設概要書に記載する数値基準	
(1)	緑化率適合証明等申請書	59
	条例規制の場合の記入例	61
	敷地が法規制区域と条例規制区域にまたがる場合の記入例	62
	建蔽率 80%以下の敷地における増築の場合の記入例	63
	建蔽率 80%超えの敷地における増築の場合の記入例①	64
	建蔽率 80%超えの敷地における増築の場合の記入例②	65
	市街化調整区域における増築の場合の記入例	66
	増築の判断について	67
	地区計画条例に基づく規制の場合の記入例	68
(2)	緑化施設概要書	69
(3)	緑化率適用除外許可申請書	71
(4)	申請取下届	73
(5)	工事取止届	74
(6)	申請書等記載事項変更届	75
(7)	緑化施設工事完了延期認定申請書	77
(8)	緑化施設工事完了届	79
4-7	添付図書の記入例	81
(1)	用途地域図等	
(2)	配置図	82
(3)	緑化施設の詳細を示す書面	83
4-8	緑化施設工事完了延期認定申請書の留意事項	87
(1)	求積図	
(2)	面積計算書	
(3)	写真	
4-9	緑化施設工事完了時の留意事項	88
(1)	配置図、求積図、面積計算書	
(2)	写真	
5.	既存制度の変更点	89
(1)	総合設計制度	
(2)	風致地区制度	
6.	より良い緑化のために	91
6-1	目的や環境に応じた植物の利用	
6-2	特殊な緑化方法について	93
(1)	屋上緑化	
(2)	壁面緑化	98
(3)	駐車場緑化	101

6-3	建物用途に応じた緑化スタイルの推奨例	103
(1)	建物用途別の緑化スタイルの推奨例	
(2)	各緑化スタイルの概要	104
6-4	建物用途に応じた緑化事例	105
①	コーポ	
②	中規模マンション	107
③	都心マンション	109
④	パチンコ店	111
⑤	自走式立体駐車場	113
⑥	コンビニエンスストア	115
⑦	ファミリーレストラン	117
⑧	郊外店舗	119
⑨	営業所	121
⑩	都心オフィスビル	123
⑪	倉庫	125
6-5	緑化の管理について	127
7.	緑化助成制度の紹介	128
7-1	公的助成制度	
	名古屋市民有地緑化助成事業	
	名古屋緑化基金建築物等緑化助成制度	129
7-2	公的融資制度	
	名古屋市中小企業融資制度	130
	環境保全設備資金融資	131
7-3	優良認定の制度	
	NICE GREEN なごや（名古屋市緑化施設評価認定制度）	132
	SEGES（社会・環境貢献緑化評価システム）	133
8.	Q&A	134
9.	語句の説明	136
10.	関係条文	138
10-1	都市緑地法	
10-2	都市緑地法施行令	142
10-3	都市緑地法施行規則	143
10-4	緑のまちづくり条例	145
10-5	緑のまちづくり条例施行細則	147
10-6	名古屋市緑化地域制度実施要綱	150
10-7	名古屋市緑化地域制度実施要領	158
10-8	建築基準法	160
10-9	都市計画法	167
10-10	名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例	169
10-11	名古屋市緑のまちづくり条例(旧条例)	173

1. 緑化地域制度の概要

1-1 制度導入の背景

都市の緑は、ヒートアイランド対策や自然とのふれあいの場となるなど、良好な生活環境を保つ上で欠かせない市民共有の財産です。しかしながら、近年、名古屋の緑は減少し続けており、特に市域の約 2/3 を占める民有地の緑の減少が顕著です。

このような中、平成 17 年度に「緑のまちづくり条例」が施行されました。本条例では、「市民等との協働」「緑の保全」「緑の創出」を3つの柱とし、さらに緑の保全と創出を市・市民・事業者の責務としています。また緑のまちづくりをすすめるための方策として、緑化地域の活用に努めることもうたわれています。

そこで、名古屋市では、平成20年10月31日に、市・市民・事業者の全てが協働して緑を創出する重要な施策として、「緑化地域制度」を導入しました。

1-2 制度の概要

(1) 緑化地域制度とは

緑化地域制度は、市街地などにおいて効果的に緑を創出していくために、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築(増築後の床面積の合計が、緑化地域制度の都市計画告示日(平成 20 年 10 月 31 日)における床面積の合計の 1.2 倍を超えるもの)を行う場合に、定められた割合以上の緑化を義務付ける規制を行うもので、都市緑地法第 34 条に規定されています。同様の制度として地区計画に都市緑地法第39条第1項の規定に基づき緑化率を条例で定めている制度があります。

平成 30 年 4 月 1 日から、建蔽率が 80%を超える敷地(建蔽率の指定のない敷地を含みます)の増築については、一部取り扱いが異なりますのでご注意ください。(P5 参照)

(2) 建築確認との関連

緑化地域制度及び地区計画で定められた緑化率に関する規定は、建築基準関係規定とみなされます。したがって、建築行為を行う際の建築確認において審査される事項となります。そのため、建築確認や完了検査の際に、緑化率の最低限度の規定に適合している必要があります。また、対象の敷地に建築物がある限り、緑化率の最低限度に適合し続けること(維持保全義務)が必要となります。

(3) 対象物件 (P4 をご確認ください)

●区域

市街化区域の全域を都市緑地法に基づく緑化地域として指定し、緑化率の最低限度を定めます。

●対象となる敷地面積

対象となる建築物の敷地面積を 300 m²以上とします。ただし、近隣商業地域、商業地域では、土地利用に配慮して、500 m²以上の敷地を対象とします。地区計画で緑化率が定められている場合は最低敷地面積が 30 m²以上となります。

敷地面積が対象となる敷地面積を下回る場合は、確認申請書の合議(いわゆる裏判、裏書)を含め、手続きは不要です。

●緑化率の最低限度

緑化率の最低限度は、各用途地域に定められた指定建蔽率(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度)に応じて、10%~20%の範囲で段階的に定めます。

(4) 緑のまちづくり条例による規制

- 平成 30 年 3 月 31 日までに、緑のまちづくり条例により緑化率の最低限度が定められている建築物の増築

平成 30 年 3 月 31 日までに、緑化率適合等通知書を受けている建築物のうち、都市緑地法により、緑化率の最低限度の規定されていない(0%と規定されているものを含む)建築物の増築については、平成 30 年 4 月 1 日を基準日として、床面積を比較します。そのうち、床面積の比較で面積比が 1.2 倍を超えない増築については、緑のまちづくり条例に基づく緑化率適合証明等申請書の提出が必要です。(P5をご確認ください。)

- 緑化地域の適用除外となる区域等への対応

都市緑地法では、緑化地域の指定は用途地域が定められた地域に指定できることになっています。そのため、名古屋市内では用途地域の指定のない市街化調整区域には緑化地域の指定はありません。名古屋市では、市街化調整区域についても、緑のまちづくり条例で 1,000 m²以上の敷地における新築・増築(増築後の床面積の合計が、緑化地域制度の施行日(平成 20 年 10 月 31 日)における床面積の合計の 1.2 倍を超えるもの)について 20%の緑化を義務付けています。

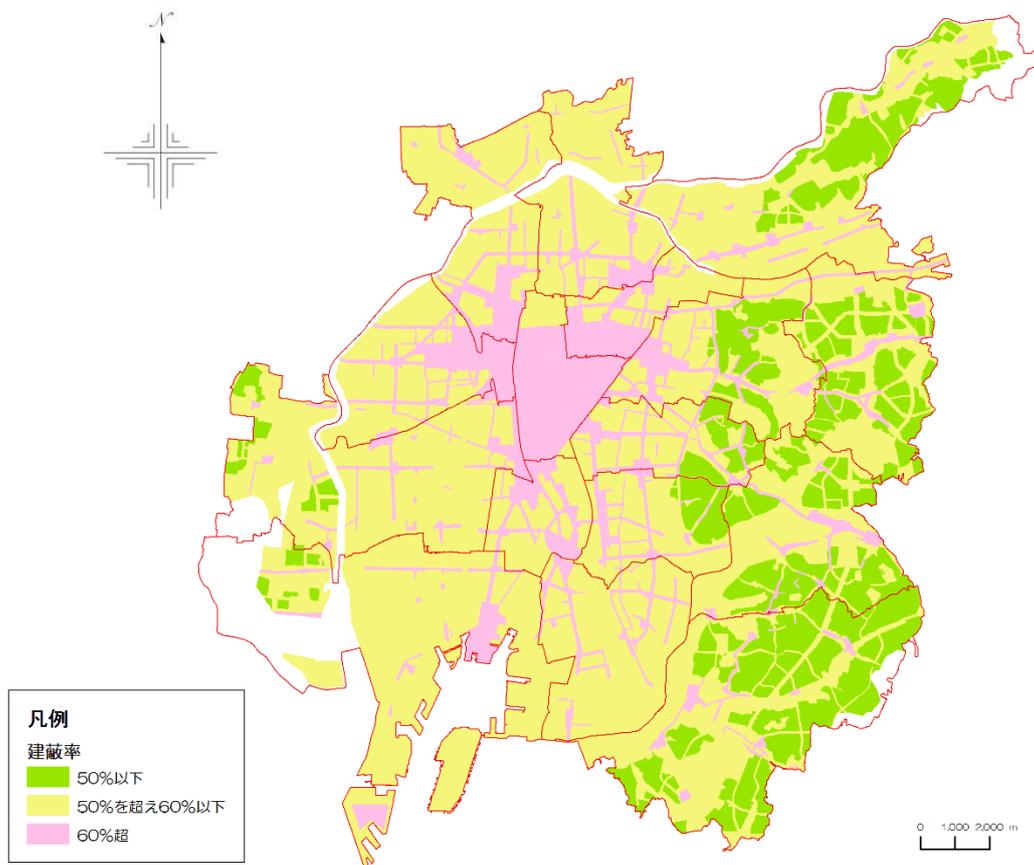
1-3 マニュアルの改正概要

- 平成 30 年 4 月 1 日の主な改正点(都市緑地法改正の施行日 平成 30 年 4 月 1 日)
 - 平成 30 年 4 月 1 日から、市街化区域内の対象建築物は、これまでと対象敷地面積及び緑化率の最低限度に変更はありませんが、根拠法令が都市緑地法の規制になります。ただし、増築については一部取り扱いが異なりますのでP5をご確認ください。
 - 壁面緑化の緑化面積の参入方法の変更
これまで、壁面緑化の参入にあたり高さ 1m までの高さ制限がありましたが、算入高さについて上限はなくなりました。算入できる高さの変更に合わせて、壁面緑化の使用に対して、新たに基準を設けていますのでご注意ください。(P41 3-2 緑化の種類ごとの面積計算方法(7) 壁面緑化S7をご確認ください。)
- 平成 31 年 4 月 1 日の主な改正点
 - 一団地の敷地における事務手続き
期間を分け複数の建築確認を申請する場合での、各建築物が竣工した際の取り扱いが異なりますのでP15をご確認ください。
 - 夏期における緑化工事の延期認定条件
7 月 20 日から 9 月 20 日までを夏期とし、植物の生育が極めて困難な状況を承認対象としていましたが、期間を削除し、高温注意報が頻繁に発令される等、植物全般にとって極めて生育困難な自然条件である場合にしました。P26,54をご確認ください。
 - 工場立地法対象物件の事務手続き
申請時に必要な添付書類を簡潔にしました。P52をご確認ください。
- 令和元年 7 月 1 日の主な改正点(建築基準法改正の施行日 令和元年 6 月 25 日)
 - 防火地域や準防火地域における延焼防止性能の高い建築物について、建蔽率の緩和
防火地域内の耐火建築物等及び、準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等について建蔽率が 10%緩和されます。緑化率の最低限度一覧表P4をご確認ください。
- 令和 2 年 4 月 1 日の主な改正点
 - 工場立地法対象物件の事務手続き
申請時に必要な添付書類を追加しました。P52をご確認ください。

緑化地域指定区域図

市街化区域全域（着色部分）に緑化地域を指定します。

（平成 30 年 3 月現在）



各用途地域の指定建蔽率に応じて、緑化率の最低限度や対象となる建築物の敷地面積の規模を定めます。ただし、建築基準法第53条第3項の緩和の適用が可能な敷地の場合は、緩和後の建蔽率で判断します。

建蔽率の緩和がある場合は、次ページの表をご確認ください。

凡例	緑化率の最低限度 (対象となる敷地面積)
	20% (300㎡以上)
	15% (300㎡以上)
	10% (500㎡以上)



指定建蔽率	用途地域
30、40、50%	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域の一部
60%	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種・準住居地域 準工業・工業・工業専用地域
80%	近隣商業・商業地域

用途地域など		防火地域内の耐火建築物等	準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等	角地緩和	建蔽率の最高限度(%)	都市緑地法の規定による緑化率の最低限度(%)	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度(%)	確認申請上の敷地面積(m ²)	
市街化区域	第1種低層住居専用地域 (指定建蔽率=30%)	— ※	— ※	—	30	20	適用なし	300以上	
		— ※	— ※	○	40	20	適用なし		
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 (指定建蔽率=40%)	— ※	— ※	—	40	20	適用なし		
		— ※	— ※	○	50	20	適用なし		
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域の一部 (指定建蔽率=50%)	— ※	— ※	—	50	20	適用なし		
		— ※	○ ※ (1中層のみ)	—	60	15	適用なし		
		— ※	— ※	○	60	15	適用なし		
	市街化調整区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	—	—	—	60	15	適用なし	300以上
			○	—	—	70	10	適用なし	
		第1種・第2種住居地域 準住居地域 準工業地域	—	○	—	70	10	適用なし	
			—	—	○	70	10	適用なし	
		工業地域・工業専用地域 (指定建蔽率=60%)	○	—	○	80	10	適用なし	
			—	○	○	80	10	適用なし	
		近隣商業地域 商業地域 (指定建蔽率=80%)	—	—	—	80	10	適用なし	500以上
			—	○	—	90	10	適用なし	
			—	—	○	90	10	適用なし	
			○	—	—	指定なし	10	適用なし	
	○		—	○	指定なし	10	適用なし		
—	○		○	指定なし	10	適用なし			
市街化調整区域	指定建蔽率30%	—	—	—	30	適用なし	20	1,000以上	
		—	—	○	40	適用なし	20		
	指定建蔽率50%	—	—	—	50	適用なし	20		
		—	—	○	60	適用なし	20		
	指定建蔽率60%	—	—	—	60	適用なし	20		
		—	—	○	70	適用なし	20		

確認申請において、緩和措置を受ける受けないに関わらず、適用を受けられる敷地かどうかで判断をします。

- ・「名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」により緑化率の最低限度が定められた地区（対象敷地面積が30㎡以上になります。）については、地区計画に定められた緑化率の最低限度と緑化地域に基づく緑化率の最低限度、双方を満たす必要があります。
- ・高層住居誘導地区、高度利用地区、都市再生特別地区等において、用途地域とは別に都市計画で建蔽率が定められている場合でも、用途地域に基づく建蔽率の最高限度を用い緑化率の最低限度を規定します。
- ・※印は、敷地の一部に防火の指定がある場合でも、建築基準法第53条第7項又は第8項に該当すれば建蔽率が緩和されます。

増築の取り扱いについて

緑化地域制度では、建築物の「増築」の場合も規制の対象となります。ただし、既存建築物が、各基準日以前の建物の増築については、申請不要となる場合がありますのでご注意ください。

①用途地域により定められた建蔽率が80%以下の敷地での増築の場合

都市計画「緑化地域」の都市計画告示日（平成20年10月31日）を基準日として、床面積を比較します。増築後の床面積との比率が1.2倍を超えない範囲の増築については、緑化率適合証明等申請書の提出は不要です。（従前と変更ありません）（別途手続きが必要です※）

②用途地域により定められた建蔽率が80%を超える敷地での増築の場合

平成30年4月1日から、商業地域・近隣商業地域で建蔽率が80%を超える敷地及び建蔽率の指定のない敷地における緑化率の最低限度の根拠法令を、緑のまちづくり条例から都市緑地法に変更しました。

そのため、増築を行う場合の申請において、上記の敷地においては、都市緑地法に基づく適合証明の要・不要の判断に用いる床面積の比較基準日は、適用日である平成30年4月1日になります。

なお、床面積比較の結果、法に基づく申請が必要のない場合でも、過去に緑のまちづくり条例の認証を受けたものは、同条例の手続きが必要です。手続きの要・不要については、下記の表でご確認ください。

平成30年3月31日までに新築・増築があり、緑のまちづくり条例の認証を受けている。	平成30年4月1日以降の増築後の床面積の合計が平成30年4月1日時点での床面積の合計の1.2倍を超える。	緑化地域制度の申請手続きの要・不要 (括弧内は根拠となる法律・条例)
はい	はい	要（都市緑地法）
	いいえ	要（緑のまちづくり条例）
いいえ	はい	要（都市緑地法）
	いいえ	不要（※）

※ 増築割合が1.2倍を超えない場合(申請不要の場合)の手続きについて

建築確認申請の前に、「緑化率適合証明等申請不要物件概要記入用紙」に必要事項をご記入の上ご提出下さい。内容を確認後、緑化申請不要物件である旨を建築確認申請の正本に記載します。用紙はHPよりダウンロードできます。

(お持ちいただくもの)

- ・ 建築確認申請の正本
- ・ 基準日*における床面積の確認できる書面

建築物の検査済書、登記簿、課税証明など公的なものです。

(床面積、建築年、基準日以降に除却した建築物については除却年がわかる書面)

*基準日は、①、②をご確認ください。

2. 法律、条例の運用の解説

緑化地域制度は都市緑地法及び緑のまちづくり条例に基づき運用されます。
以下に名古屋市における緑化地域制度の詳細な運用について説明します。

(1) 緑化地域の区域

【都市緑地法第34条第1項】

都市計画区域内の都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

【名古屋市の運用】

都市緑地法には、都市計画で緑化地域を定める基本的な考え方が示されています。
名古屋市では、市内の用途地域が定められた区域の全域(市街化区域の全域)約30,258haを名古屋都市計画緑化地域と定めています。

(2) 該当する建築物
(ア) 建築規模等

【都市緑地法第35条第1項】

緑化地域内においては、敷地面積が政令で定める規模以上の建築物の新築又は増築(当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び政令で定める範囲内の増築を除く。以下この節において同じ。)をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

【都市緑地法施行令第10条】

法第35条第1項の政令で定める範囲は、増築後の建築物の床面積〔建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号の床面積をいう。以下同じ。〕の合計が緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないこととする。

【名古屋市の運用】

緑化地域制度の対象となる建築行為は、建築物を新築する場合と、竣工後の延べ床面積が緑化地域制度の施行前と比較して1.2倍を超えることとなる増築をする場合です。緑化地域制度施行後に緑化地域制度の適用を受けて建築された建築物は増築の割合に関わらず、全て緑化地域制度の対象となります。

建築物の模様替えや小規模な修繕の場合、また、緑化地域制度の施行前に、既に着工している場合は対象になりません。また中古売買などの建築行為を伴わない単なる所有権移転は対象になりません。

なお、建蔽率が80%を超える、又は建蔽率の指定のない敷地については、平成30年4月1日が都市緑地法に基づく緑化地域制度の増築の基準日になります。そのため、平成30年3月31日までに、緑化率適合証明等通知書を受けた建築物のうち、都市緑地法に基づく緑化率の最低限度が適用されず(0と定められたものも含まれます。)、緑のまちづくり条例に基づき緑化率の最低限度が定められた建築物の増築については、以下の取り扱いとなりますのでご注意ください。

平成30年4月1日現在の床面積と比較して1.2倍を超えることとなる増築については、都市緑地法に基づく緑化地域制度の申請、1.2倍を超えない増築については、緑のまちづくり条例に基づく緑化地域制度の申請となります。

また、法第35条第1項では、緑化地域制度の適用を受けた建築物の維持保全を行う際にも、緑化率の最低限度を満たしている必要があることを定めています。名古屋市では建築物の維持保全状況の確認のため、定期的にパトロールを実施しています。

建築基準法でも同様に、建築物を常時適法な状態に保つように求めています。
建築基準法第8条第1項

建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

ご不明の点は、名古屋市緑政土木局緑地維持課(052-972-2465)へお問い合わせください。

確認申請と緑化地域制度申請の順番について

建築士の皆様から、「緑化地域の申請が必要な建築物であるが、確認審査機関に確認申請をして審査と並行して緑化地域の申請がしたい。」というご相談を受けることがあります。

その際に、担当者からは「できません。緑化地域の申請を先に行ってください」とお答えしています。その理由は、建築主事または建築確認審査機関が、確認申請の確認済証を交付するためには、対象となる建築行為が、関係規定を含めたすべての建築法規に適合していることを確認する必要があります。その確認の際に必要な証明が、名古屋市の発行する緑化率適合証明等通知書であるからです。

なお、建築基準法施行規則では、緑化地域の該当建築物では、確認申請書に規定の緑化率を満たしていることを証する書面を添付することになっています。

《参考》

建築基準法施行規則 抜粋

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。第4項において同じ。)の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。(中略)

一 別記第二号様式による正本一通及び副本一通に、それぞれ、次に掲げる図書及び書類を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)

イ (略)

ロ 申請に係る建築物が次の(1)から(3)までに掲げる建築物である場合にあつては、それぞれ当該(1)から(3)までに定める図書及び書類

(1) 次の表二の各項の(い)欄並びに表五の(二)項及び(三)項の(い)欄に掲げる建築物 それぞれ表二の各項の(ろ)欄に掲げる図書(以下略)

二(抜粋)

区分	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(八十七)	都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第三十五条の規定が適用される建築物	都市緑地法第三十五条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第三十五条の規定に適合していること
(八十八)	都市緑地法第三十六条の規定が適用される建築物	都市緑地法第三十六条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第三十六条の規定に適合していること
(八十九)	都市緑地法第三十九条第一項の規定が適用される建築物	都市緑地法第三十九条第二項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る建築物の緑化率に関する事項

(イ) 敷地規模

【都市緑地法施行令第9条】

法第35条第1項の政令で定める規模は、1,000㎡とする。ただし、土地利用の状況により、建築物の敷地内において緑化を推進することが特に必要であると認められるときは、市町村は、条例で、区域を限り、300㎡以上1,000㎡未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

【緑のまちづくり条例第23条第1項】

都市緑地法施行令(昭和49年政令第3号)第9条ただし書に規定する緑化率(法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。)の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第1項の規定による建築物の建蔽率(同項に規定する建蔽率をいう。以下同じ)の最高限度が10分の6以下の区域内にあつては、300㎡。ただし、建築基準法第53条第3項又は第4項の規定により建蔽率の最高限度が10分の6を超える建築物の敷地の区域にあつては、500㎡
- (2) 建蔽率の最高限度が10分の6を超える区域内にあつては、500㎡。

【緑のまちづくり条例第23条第2項】

建築物の敷地が、前項各号の区域にわたる場合においては、敷地の過半の属する区域に係る前項の規定を適用する。

【名古屋市の運用】

名古屋市では、緑化地域の規制の対象となる建築行為の敷地面積について、用途地域に応じて定められる建蔽率の最高限度に応じて次のとおり定めています。

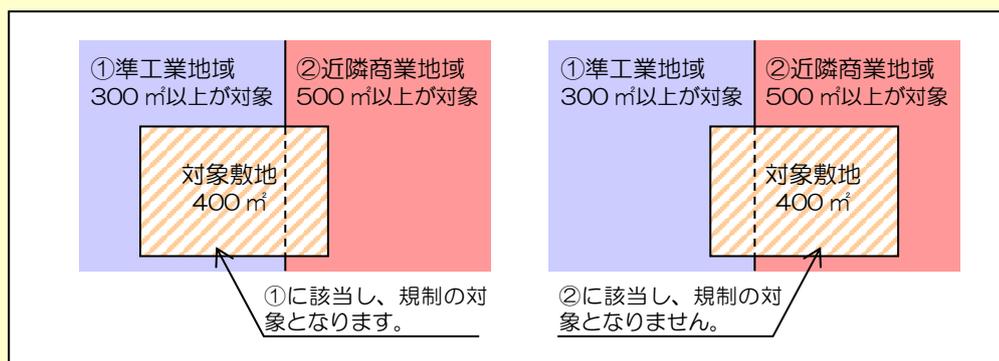
- ① 建蔽率の最高限度が60%以下の区域では敷地面積が300㎡以上
第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、
第1種・第2種・準住居地域、準工業・工業・工業専用地域が該当します。
- ② 建蔽率の最高限度が60%を超える区域では敷地面積が500㎡以上
近隣商業・商業地域が該当します。

ただし、建築基準法第53条第3項の規定に基づき、いわゆる角地や建蔽率が80%未満の防火地域内での耐火建築物等若しくは準防火地域内での耐火建築物等又は準耐火建築物等で、建蔽率の最高限度が緩和の適用を受けることが可能な敷地は、緩和された後の建蔽率によります。確認申請時に、緩和を受ける・受けないに関わらず、緩和が適用になるかどうか確認していただき、緑化地域制度の申請をお願いします。名古屋市内における建築基準法第53条第3項の緩和については、道路に限らず、敷地に接する公園・河川等も考慮される場合がありますので、建築確認審査機関等で、事前に、ご確認をお願いします。

なお、建築基準法第53条第6項の規定の適用をうける建築物であっても、緑化地域制度では用途地域に指定される建蔽率80%で敷地面積を判断しますので500㎡以上が対象となることには変わりありません。この建蔽率は、あくまで緑化地域制度上の取り扱いであり、建築物の建築の際の建蔽率に制限を与えるものではありませんのでご注意ください。

この敷地面積は、建築確認申請上の敷地面積です。一筆の土地において、敷地を分割し、2棟の建物を計画し、それぞれ建築確認申請を行う場合は、1棟ごとの敷地面積で判断を行います。

建築物の敷地が建蔽率の最高限度が60%以下の区域と60%を超える区域にまたがる場合は、敷地に占める割合が多いほうの区域の規定が適用されます。例えば、近隣商業地域と準工業地域にまたがる400㎡の敷地で新築を行う場合、過半の区域が準工業地域であれば①に該当し、緑化地域の規制の対象になります。逆に過半の区域が近隣商業地域であれば②に該当し、規制の対象になりません。



なお、敷地面積の規定は過半適用ですが、緑化率の最低限度は加重平均となりますのでご注意ください。(P14(3)-(ウ)参照)

なお、地区計画で緑化率が定められている場合は、最低敷地面積は30㎡以上となりますのでご注意ください。

(3) 緑化率の最低限度等

(ア) 市街化区域

【都市緑地法第34条第2項】

緑化地域に関する都市計画には、都市計画法第8条第3項第1号及び第3号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設〔植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設(当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。)をいう。以下この章において同じ。〕の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑化率」という。)の最低限度を定めるものとする。

【都市緑地法第34条第3項】

前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、10分の2.5を超えてはならない。

【名古屋都市計画緑化地域】

種類	面積	緑化率の最低限度		備考
緑化地域	約 30,258ha	建蔽率が5/10以下の区域	2/10	
		建蔽率が5/10を超え6/10以下の区域	1.5/10	
		建蔽率が6/10を超える区域	1/10	

次の各号のいずれかに該当する建築物については、上記に定める緑化率の規定は適用せず、当該各号に定める緑化率を適用する。

- (1) 建蔽率が5/10以下の区域において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第3項の規定により、建蔽率が5/10を超え6/10以下となる建築物の緑化率の最低限度は1.5/10と定め、建蔽率が6/10を超える建築物の緑化率の最低限度は1/10と定める。
- (2) 建蔽率が5/10を超え6/10以下の区域において、建築基準法第53条第3項の規定により、建蔽率が6/10を超える建築物の緑化率の最低限度は1/10と定める。

(注意事項)

- 1 緑化率は都市緑地法(昭和48年法律第72号)第34条第2項に規定する緑化率をいう。
- 2 建蔽率は建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の最高限度とする。

【名古屋市の運用】

都市緑地法には、都市計画において緑化率の最低限度を定めること、及びその際の上限が示されています。

名古屋都市計画緑化地域では、用途地域などに応じて定められている建蔽率の最高限度に応じて、次のとおり緑化率の最低限度を定めています。

- ① 建蔽率の最高限度が 50%以下の区域における緑化率の最低限度は 20%
第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用区域(一部)が該当します。
- ② 建蔽率の最高限度が 50%を超え 60%以下の区域における緑化率の最低限度は 15%
第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種・準住居地域、準工業・工業・工業専用地域が該当します。
- ③ 建蔽率の最高限度が 60%を超える区域における緑化率の最低限度は 10%
近隣商業・商業地域が該当します。

なお、建築基準法第 53 条第 3 項の規定により①～②の区域において建蔽率の最高限度が 1/10 もしくは 2/10 加えられる場合には、名古屋都市計画緑化地域では、加えられた後の建蔽率の最高限度に応じて①から③の緑化率の最低限度とすることを定めています。

例えば、第 1 種住居地域で建蔽率の最高限度 60%の区域は②に該当しますので、緑化率の最低限度は通常 15%ですが、建築基準法第 53 条第 3 項の規定によりいわゆる角地緩和が適用された場合、建蔽率の最高限度は 10%加えられて 70%となりますので、③に該当し緑化率の最低限度は 10%となります。

なお、名古屋都市計画緑化地域では、建築基準法第 53 条第 6 項の適用は考慮しません。指定建蔽率が 80%以上の敷地において、防火地域内で耐火建築等を建築する場合においても、用途地域に定められている建蔽率の 80%で判断します。そのため、建蔽率が 60%を超える区域の③に該当し緑化率の最低限度は 10%となります。この建蔽率は、あくまで緑化地域制度上の取り扱いであり、建築物の建築の際の建蔽率に制限を与えるものではありませんのでご注意ください。

(イ) 市街化調整区域

【緑のまちづくり条例第26条第1項】

都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物(敷地面積が1,000㎡未満のものを除く。)の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

【緑のまちづくり条例第26条第4項】

第1項の規定が適用される場合においては、法第40条並びにこの条例第23条第2項、第24条第2項及び前3条の規定を準用する。

【名古屋市の運用】

都市緑地法では、用途地域が定められた土地の区域を対象に緑化地域を都市計画に定めるものとされています。

名古屋市では、用途地域の定められた区域の全域(=市街化区域)を名古屋都市計画緑化地域として定めています。

名古屋都市計画緑化地域を定めていない区域(=市街化調整区域)における建築については、緑のまちづくり条例により、1,000㎡以上の敷地面積であれば、緑化をしなければならないと定めています。緑のまちづくり条例に基づく緑化率の最低限度についても、法に基づく面積算出方法([P20\(5\)参照](#))や、条例に基づく敷地の過半適用([P9\(2\)-\(イ\)参照](#))、完了確認([P24\(7\)-\(ア\)参照](#))、管理基準([P27\(8\)参照](#))を準用します。

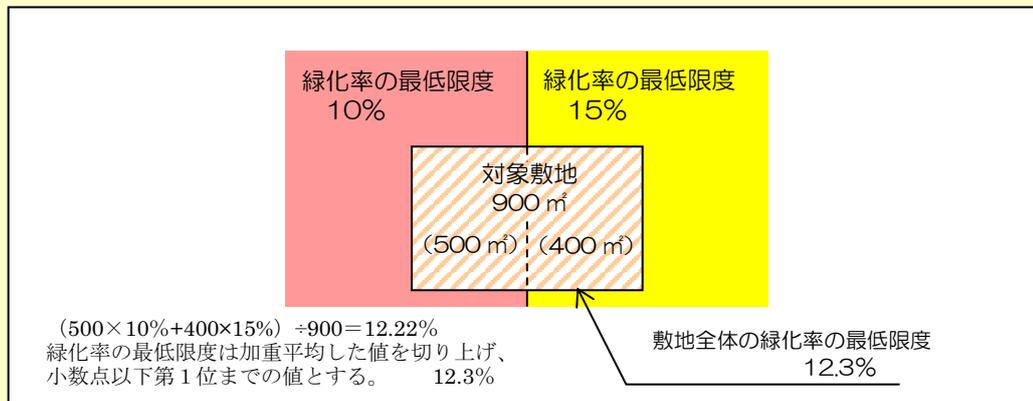
(ウ) 敷地が制限の異なる区域にまたがる場合など

都市緑地法第35条第4項

建築物の敷地が、第1項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の2以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度(建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零)にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

【名古屋市運用】

都市緑地法では、建築物の敷地が名古屋都市計画緑化地域に定める緑化率の最低限度の制限が異なる区域にわたる場合は、敷地全体の緑化率の最低限度は、各々の区域における緑化率の最低限度を加重平均した値になると定めています。例えば、900 m²の敷地において、緑化率の最低限度が10%の区域 (500 m²)と15%の区域(400 m²)にわたるときは、加重平均して敷地全体の緑化率の最低限度が12.3%となります。



また、緑化地域の区域と建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域(市外・市街化調整区域)とにわたる場合には、後者の緑化率の最低限度を0として加重平均した値となります。

なお、名古屋市では都市緑地法による緑化率の規定がない市街化調整区域でも、緑のまちづくり条例に緑化率の最低限度を定めています(P13(3)-(イ)参照)。したがって、敷地が都市緑地法による緑化率の規制区域と緑のまちづくり条例による緑化率の規制区域にわたる場合には、それぞれの緑化率の最低限度を加重平均した値以上の緑化率となるようにしてください。

申請時には、配置図に区域線を記入し、敷地毎の面積と緑化率の最低限度を明示し、敷地全体の緑化率の最低限度がわかる計算式を記入してください。

(工) 一の敷地とみなされる一団地の場合など

都市緑地法第36条

建築基準法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定により、一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

【名古屋市の運用】

建築基準法第86条第1項から第4項までの規定により、複数の敷地や建築物について一の敷地とみなされるものについては、都市緑地法35条各項の規定は一の敷地における制限として適用されます。名古屋市では「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定基準」に従い、特例的に複数建築物を同一敷地内にあるものとみなして、建築規制を適用しています。複数の建蔽率の敷地からなる場合は、「一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定基準」に従い、各敷地の建蔽率を区域全体の敷地面積で加重平均した基準建蔽率を求め、基準建蔽率に対応した緑化率の最低限度を定めます。

一の敷地とみなされた一団地における建築工事では、最初の建築物の建築確認申請前に、認定敷地全体の緑化施設を計画し、緑化率適合証明等通知書を受ける必要があります。

なお、期間を分け、連続して複数の建築確認を申請する場合、2回目以降の申請においては、初回申請時に交付された緑化率適合証明等通知書の写を添付することで緑化率適合証明の申請を省くことができます。緑化施設に変更があった場合は、申請書等記載事項変更届の提出を行い、当初の緑化率適合証明等通知書と申請書等記載事項変更届を合わせて、建築確認申請に添付してください。各確認申請の建築物が竣工した時には、申請書等記載事項変更届の提出を行い、その確認申請の敷地の緑化写真も提出をお願いします。

なお、緑化率の最低限度は、最後の建築物の完了検査前までに、緑化を完了し、満たす必要があります。緑化施設工事完了届は、建築物の完了検査前に提出をお願いします。その際には一の敷地とみなされた一団地の、完了届提出時の緑化写真が改めて必要となります。

ご不明の点は、名古屋市緑政土木局緑地維持課(052-972-2465)へお問い合わせください。

地区計画と緑化地域制度について

次ページの地区計画は、名古屋市内に、平成 30 年 3 月 31 日現在、21 の地区計画において緑化率の最低限度が定められています。

地区計画により緑化率が定められている建築物についても、緑化地域制度の適用を受ける対象敷地面積以上の場合、緑化地域制度による緑化率の最低限度も定められます。

二つの異なる緑化率が出てきた場合、どちらも満たすように計画を立てる必要があります。どちらの緑化率も、都市緑地法及び都市計画法に基づき、都市計画に定めるものですが、別の制度であるため、それぞれの制度に適合する必要があります。

なお、地区計画に定める建蔽率は、いわゆる角地緩和を定めていない場合があります。しかし、緑化地域制度による緑化率の最低限度については、建築基準法第 53 条第 3 項に基づく緩和が適用できる場合は、緩和後の建蔽率に基づいて緑化率を規定しますので、ご注意ください。

(オ) 地区計画において緑化率の最低限度が定められている場合

都市緑地法第39条第1項

市町村は、地区計画等の区域(地区整備計画、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。)、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画又は沿道地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている区域に限る。)内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる。

都市緑地法第39条第2項

前項の規定に基づく条例(以下「地区計画等緑化率条例」という。以下同じ。)による制限は、建築物の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い、行うものとする。

【都市緑地法施行令第12条】

法第39条第2項の地区計画等緑化率条例(以下この条において「地区計画等緑化率条例」という。)による建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えないものとする。

- 2 地区計画等緑化率条例には、次に掲げる建築物の緑化率の最低限度に関する制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。
- 一 敷地面積が一定規模未満の建築物の新築及び増築についての適用の除外に関する規定
 - 二 地区計画等緑化率条例の施行の日において既に着手していた行為についての適用の除外に関する規定
 - 三 増築後の建築物の床面積の合計が地区計画等緑化率条例の施行の日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えない建築物の増築についての適用の除外に関する規定
 - 四 法第35条第2項の規定の例による同項の建築物についての適用の除外に関する規定

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例第8条の3第1項

敷地面積が30平方メートル以上の建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率(都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。)を、対象区域内においては、計画地区の区分に応じ、それぞれ別表第2右欄の緑化率の最低限度の項に掲げる数値以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例第8条の3第2項

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- (1) この条例の建築物の緑化率の最低限度に関する規定(以下この項において「当該規定」という。)の施行又は適用の日において既に新築又は増築の工事に着手していた建築物
- (2) 増築後の建築物の床面積の合計が当該規定の施行又は適用の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないもの
- (3) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市長が許可したもの
- (4) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの
- (5) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

【名古屋市の運用】

都市緑地法第 39 条第 1 項には、「地区計画の区域内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる」と定めています。

都市緑地法施行令第 12 条第 2 項第 1 号においては、敷地面積が一定規模未満の建築物の新築及び増築についての適用の除外に関する規定を設けることとしています。名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例第 8 条の 3 第 1 項では、敷地面積を 30 平方メートル以上の建築物の新築又は増築をするものを対象にすると定めることにより、除外を 30 平方メートル未満とし、施行令に対応しています。

この対象となる敷地面積は、緑化地域制度と地区計画緑化率制度の大きな違いとなっており、また、多くの地区計画では、地区計画で定める建蔽率について建築基準法第 53 条第 3 項の緩和措置に対応していませんが、緑化地域制度では同項の緩和措置に対応していることも大きな違いです。

地区計画に関する増築について、1.2 倍の床面積の比較基準日は、個々の地区計画の条例の適用日（公布日）となります。地区計画ごとに基準日が異なりますので、ご注意ください。

その他の除外規定などにつきましては概ね緑化地域制度と同様の取り扱いとなっています。

ご不明の点は、名古屋市緑政土木局緑地維持課（052-972-2465）へお問い合わせください。

（力）市が設置する建築物の場合

（市が設置する建築物の緑化率）

緑のまちづくり条例第24条2項

法第35条の規定による規制の対象となる建築物のうち、市が設置する建築物の緑化率の最低限度は、都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度（法第35条第4項の規定が適用される場合にあっては、同項の規定により定められた建築物の緑化率の最低限度）の数値に規則で定める数値を加えたものとする。

緑のまちづくり条例施行細則第20条の6

条例第24条第2項の規則で定める数値は、10分の0.5とする。

【名古屋市の運用】

市が設置する公共建築物については、都市緑地法及び緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度に5%を上乗せして、一層の緑化を行うよう定めています。

(4) 建築基準法関係規定

都市緑地法第41条

第35条、第36条及び第39条第1項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)とみなす。

都市緑地法施行規則第29条

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第35条若しくは第36条の規定又は法第39条第2項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

緑のまちづくり条例施行細則 第18条

省令第29条の規定による証明を受けようとする者は、緑化率適合証明等申請書(第11号様式)、緑化施設概要書(第12号様式、以下概要書という。)及び別表第2に掲げる図書(写真及び撮影位置図を除く)それぞれ2部を市長に提出しなければならない。

2 省令第29条の規定による証明は、緑化率適合証明等通知書(第12号様式の2)を申請者に交付することによって行うものとする。

【名古屋市の運用】

緑化地域に関する規定は建築基準関係規定とみなされます。よって、緑化地域の区域内で対象となる建築行為をする場合は、緑化地域に関する基準を満たしていることについて、建築主事あるいは指定確認検査機関が、建築確認審査及び建築完了検査を行います。

また建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定により、建築確認申請には緑化地域の規制への適合を証する書面を添付することが必要とされています。建築確認申請前に緑化率適合証明申請の手続きをし、名古屋市長から緑化率適合証明通知書の交付を受けてください。手続きの流れや必要書類等、詳細は「[\(P46\) 4. 手続きの流れと様式集\(記入例\)](#)」をご覧ください。

なお、緑のまちづくり条例による規制の場合においても同様の手続きが必要です。

名古屋市では、建築完了検査時には、名古屋市が完了届に添付された図面と写真に基づき、完了時の緑化率を証明する緑化施設工事完了確認証明通知書を発行します。建築主事及び確認検査機関は、現地と緑化率の最低限度を満たしていると証明された図面との整合性を確認することで、建築基準関係規定を満たしていることを確認する流れになっています。

建築基準関係規定のため、建築物が適法に存在するために、維持保全時においても、緑化率の最低限度を満たし続ける必要があります。敷地内の施設配置を変える場合においても、緑化率の最低限度を満たすようにする必要がありますのでご注意ください。

名古屋市では、維持管理されている建築物が、緑化率の最低限度を満たしているかどうかを完了の物件の中から、毎年200件程度を対象に定期パトロールを、通報などに基づき随時パトロールをしています。パトロールの結果、緑化率の最低限度を満たしていない建築物については、是正指導を行うこととなります。

(5) 緑化面積の算定方法の出典

都市緑地法第40条

建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、国土交通省令で定めるところにより算出するものとする。

【名古屋市の運用】

緑化面積の計算方法は、都市緑地法施行規則第9条に定められています。詳しくは「[\(P31\) 3. 緑化面積の計算方法](#)」をご覧ください。

(6) 適用除外対象物件

都市緑地法第35条第2項

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- (1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの
- (2) 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの
- (3) その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

都市緑地法第35条第3項

市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

緑のまちづくり条例第26条第2項

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。

- (1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの。
- (2) その用途又は敷地の状況によつてやむを得ないもの。

緑のまちづくり条例施行細則第19条

法第35条第2項各号又は名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。)第8条の3第2項第3号から第5号までの規定による許可を受けようとする者は、緑化率規制適用除外許可等申請書(第12号様式の3)、概要書及び別表第2に掲げる図書(写真及び撮影位置図を除く。)それぞれ2部を市長に提出しなければならない。

緑のまちづくり条例施行細則第19条2項

法第35条第2項各号又は地区計画条例第8条の3第2項第3号から第5号までの規定による許可は、緑化率規制適用除外許可等通知書(第12号様式の4)を申請者に交付することによつて行うものとする。

緑化地域制度実施要綱第4条

次の各号に掲げる建築物は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第35条第2項第1号の建築物
都市公園法に規定する公園施設及び占用の許可を受けた建築物
- (2) 法第35条第2項第2号の建築物
学校、工場等及び交通関連施設
- (3) 法第35条第2項第3号の建築物

敷地の全部又は一部が地山状態において高低差5m以上かつ勾配30°以上の崖地のある敷地内の建築物

緑化地域制度実施要綱第4条2項

法第35条第4項の許可に付する条件は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定めるとおりとする。ただし、工場立地法の対象となる工場が工場立地法受理書の交付を受けた場合は、第2号に定める条件は付さないものとする。

- (1) 前項第1号の建築物の場合
事例ごとに判断する。
- (2) 前項第2号の建築物の場合

次の表の左欄に掲げる建築用途に応じたそれぞれ同表の右欄に掲げる除外物件の水平投影面積を敷地全体から控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければならない。(次表 略)

- (3) 前項第3号の建築物の場合

地山状態の高低差5m以上かつ勾配30度以上の崖地の水平投影面積を敷地全体から控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければならない。

【名古屋市の運用】

都市緑地法では、

- ① 建築物の敷地の周囲に十分な緑地が確保できていると考えられるもの
- ② 建築用途により緑化率の最低限度を満たすことが困難であるもの
- ③ 敷地形状により緑化率の最低限度を満たすことが困難であるもの

について、市長がやむを得ないと認めて許可した場合に限り、緑化率の最低限度の適用を除外することができるとしています。その際においても、名古屋市では、可能な範囲で緑化がなされるよう一定の条件を付します。なお、本許可及び許可に付する条件についても建築基準関係規定とみなされます。ただし、許可に対する条件が「なし」の場合は、建築確認申請後の手続き（工事完了届等）は不要となります。

適用除外の許可条件については、事例ごとに判断します。

①には都市公園法に規定する公園施設や占用の許可を受けた建築物が該当します。

②には、学校や工場などが該当します。これらの敷地内に、緑化が困難であり敷地面積から除外することが適当な物件（除外物件）があるために緑化率の最低限度を満たすことができない場合は、敷地全体から除外物件の水平投影面積を控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければなりません。

対象となる建築用途と除外物件は以下のとおりです。

建築用途	除外物件 (法令で離隔エリアが定められている場合はその面積も含む)
学校 等	・グラウンド
	・屋外プール
工場 等	・軌道敷
	・煙突、パイラック、廃棄物処理施設、クレーン、変電施設など の固定設備
	・高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所など
	・ガス事業法に規定するガス工作物など
	・消防法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に規定する危険物貯蔵所など
	・港湾法に規定する外郭施設
交通関連施設	・鉄道事業法に規定する鉄道線路など
	・軌道法に関する軌道など
	・道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路付属物など
	・自動車運送事業の営業所・転回所における車路及び駐車場（大型車が利用するものに限る）

※ 工場立地法の対象となる工場は、工場立地法受理書の交付により適用除外の許可を受けられる場合もあります。

③には、地山状態で高低差 5m 以上かつ勾配 30° 以上の崖地がある場合が該当します。敷地内に当該崖地がある場合は、敷地全体から当該崖地の水平投影面積を除外した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たすこととなります。なお、当該崖地に擁壁等の安全対策を行う場合も、崖地の面積を適用除外とすることができます。手続きの流れや必要書類等、詳細は「[\(P46\) 4. 手続きの流れと様式集\(記入例\)](#)」をご覧ください。

適用除外については許可の条件を個別に判断しますので、必ず事前にご相談ください。

都市緑地法第42条

第 35 条及び第 39 条第 1 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- (1) 建築基準法第 3 条第 1 項各号に掲げる建築物
- (2) 建築基準法第 85 条第 1 項又は第 2 項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後 3 月以内であるもの又は同条第 3 項の許可を受けたもの
- (3) 建築基準法第 85 条第 2 項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- (4) 建築基準法第 85 条第 5 項又は第 6 項の許可を受けた建築物

【名古屋市の運用】

都市緑地法には、文化財や仮設建築物には緑化地域の規定が適用されないことが定められています。

文化財とは、文化財保護法で指定された建築物や、旧重要美術品等の保存に関する法律で認定された建築物が該当します。

仮設建築物には、災害発生後一ヶ月以内に建築工事に着手する災害用応急仮設建築物や工事用詰所その他、1年以内に除却すること又は建築工事を施工するために特定行政庁が施工上必要と認めた工事期間中を条件に仮設建築物としての建築確認申請が認められた仮設イベント会場やモデルルーム、仮設校舎などが該当します。

また、仮設許可を得た仮設建築物は、緑化地域制度で増築を判断する際の床面積には参入しません。

なお、目的は仮設であっても一般建築物として確認申請をする場合は緑化地域の規定が適用されますのでご注意ください。

(7) 緑化施設工事の完了確認など

(ア) 緑化施設工事完了確認

緑のまちづくり条例第25条

法第35条の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築(同条第1項に規定する新築又は増築をいう。第26条において同じ。)をしようとする者は、緑化施設(法第34条第2項に規定する緑化施設をいう。以下同じ。)に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

緑のまちづくり条例第25条の2

市長は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の届出があった場合において、当該建築物の緑化率が法第35条若しくは第36条又は地区計画条例第8条の3の規定に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該届出をした者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

【名古屋市の運用】

名古屋市では、建築主事又は指定確認検査機関による建築完了検査の円滑化を図るため、緑のまちづくり条例に基づき、緑化施設工事が完了した段階で「緑化施設工事完了届」を提出していただいています。完了確認後に緑化施設工事完了確認証明通知書を交付しますので、これを建築完了検査の申請書に添付して申請してください。

名古屋市は完了届に添付された写真に基づき、図面上の緑化施設の形状等を確認し、図面に基づく完了時の緑化率を算定し、緑化施設完了確認証明通知書を発行します。建築主事及び確認検査機関は、緑化率の最低限度を満たしていると確認された図面と現地との整合性を確認することで、建築基準関係規定である緑化率の最低限度を完了時に確認する流れになっています。

緑化施設工事完了届の書式、添付書類については緑のまちづくり条例施行細則に定められています。手続きの流れや必要書類等、詳細は「[\(P46\)4. 手続きの流れと様式記入例](#)」をご覧ください。

(イ) 緑化施設工事完了延期認定

都市緑地法第43条第1項

第35条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

都市緑地法第43条第2項

建築基準法第7条第4項に規定する建築主事等又は同法第7条の2第1項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認めた場合においては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。

都市緑地法第43条第3項

前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第1項のやむを得ない理由がなくなった後速やかに緑化施設に関する工事を完了しなければならない。

緑化地域制度実施要綱

第5条 法第43条第1項に規定する「気温その他のやむを得ない理由により建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 建物の完了検査予定日から概ね1ヶ月以内に除却する建築物等が植栽予定場所に存在するために、緑化率確保が物理的に不可能な場合
- (2) 一つの建築敷地で複数の建築工事が連続して施工されるために、中途での緑化率確保が物理的に不可能な場合
- (3) その他、物理的に植栽が不可能又は植物全般にとって極めて生育困難な自然条件であると特に市長が認めた場合
- (4) その他のやむを得ない理由により緑化施設に関する工事が完了できない場合

2 次の各号に掲げる場合、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当する場合

原則として、建築工事の完了予定日の1ヶ月前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。なお、建物の完了検査予定日から概ね1ヶ月以内に除却する建築物等を確実に除却する旨の証明を提出しなければならない。また、原則として、除却期限から1ヶ月以内に緑化施設に関する工事を完了し、かつ緑化施設工事完了届を提出しなければならない。

(2) 前項第2号に該当する場合

原則として、建築工事の完了予定日の1ヶ月前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。なお、引き続き行われる工事の建築確認申請の写し等を提出しなければならない。

(3) 前項第3号に該当する場合

原則として、建築工事の完了予定日の2週間前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。

(4) 前項第4号に該当する場合

原則として、建築工事完了予定日の1ヶ月前までに工程表を添えて緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。工事を完了した時点で緑化施設工事完了届を提出しなければならない。

【名古屋市の運用】

都市緑地法第 43 条には、「第 35 条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第 6 条第 1 項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。」と定められています。この扱いは「建築工事の完了間際に行われる植栽工事の施工時期に、台風や水害、大雪等、外的な要因により植栽が困難な事象が起きた場合」などに対応するための条項です。この考え方は国土交通省が示す「都市緑地法運用指針」に則ったものですが、最終的な運用は、法の趣旨を逸脱しない範囲内で各自治体に委ねられています。そこで、本市では「植栽工事が物理的に不可能な場合や、植物の健全な生育が極めて困難な場合」があることに配慮し、以下のように完了延期認定が受けられる条件を、定めています。**必ず延期認定申請前に緑地維持課へご相談ください。なお、工程の遅れによる建築完了検査前の緑化工事の延期は申請対象となりません。**

A. 物理的に植栽が不可能な場合

(物理的に植栽が不可能と認められる区域に限り延期認定が受けられます)

①建物の完了検査予定日から概ね1ヶ月以内に除却する建築物等が植栽予定場所に存在する

- ・確実に除却する旨の証明が必要です。
- ・原則として、除却期限から1ヶ月以内に緑化施設に関する工事を完了し、かつ緑化施設工事完了届を提出することが必要です。

②一つの建築敷地で複数の建築工事が連続して施工されるために、中途での緑化率確保が物理的に不可能な場合

- ・引き続き行われる工事の建築確認申請の写などの提出が必要です。
- ・最終の建築完了検査までに緑化施設に関する工事を完了し、かつ緑化施設工事完了確認証明通知書の交付を受けることが必要です。

③その他、物理的に植栽が不可能であると特に市長が認めた場合

B. 植物全般にとって極めて生育困難な自然条件である場合

(植栽以外の緑化施設(土留、園路など)は完了している必要があります)

植物全般にとって極めて生育困難な自然条件であると特に市長が認めた場合

- ・高温注意報が頻繁に発令されるような酷暑や残暑が厳しい場合、渇水状態にある場合などを想定しています。酷暑、渇水状態が解消次第、概ね 10 月 20 日までには緑化施設に関する工事を完了し、緑化施設工事完了届を提出していただきます。緑化施設に関して名古屋市の検査を受けることが必要です。一方で、冬場の植栽については、寒冷紗等を使用すれば、寒冷により植物の生育が極めて困難であるとまではいえないため、原則、延期認定の対象にしていません。
- ・園路・土留めを緑化施設に計上している場合は、その部分の完了写真の提出が必要です。

C. その他のやむを得ない理由で植栽が不可能であると市長が認めた場合

(事例毎に適否を判断しますので、建物工事の完了 1 か月前までにご相談をお願いします。)

- ・やむを得ない理由に該当する場合には、本格的な日本庭園等の緑化施設を築造するなど、一定の工期を要する場合には、建物工事の完了予定日から最長 6 か月間の延期認定を行います。延期認定申請書には緑化施設の工事工程表の添付が必要です。緑化施設に関する工事を完了した時点で、緑化施設工事完了届を提出し、緑化施設に関して名古屋市の検査を受けることが必要です。

(8) 緑化施設の維持管理

都市緑地法第44条

市町村は、条例で、第35条又は地区計画等緑化率条例の規定により設けられた緑化施設の管理の方法の基準を定めることができる。

緑のまちづくり条例第25条の3

法第44条に規定する緑化施設の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緑化施設を良好な状態で維持保全するよう努めるとともに、植物を枯損状態で長期間放置しないこと。
- (2) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の屋上若しくは上面又は建築物の壁面に緑化施設を設けた場合においては、植物の生育状況及び建築物等への支障の有無を確認するなど巡回及び点検に努めること。
- (3) 施肥や農薬の使用に当たっては、関係法令を遵守すること。

【名古屋市の運用】

建築物を適正に維持管理する義務があるように、緑化施設内で設けられた緑化についても適正に維持管理するよう努めなければなりません。緑化に用いた植物が枯れないように管理し、また枯れた場合には新たな植栽により補わなければなりません。

緑化技術の進歩により、建築物の屋上や壁面を緑化することが増えてきましたが、地上部の植栽と比べて生育条件に恵まれない場合が多いので、植物の生育状況や支柱、排水などの状況を絶えず確認することが重要です。

農薬の使用については、環境や安全性の観点より、記載されている希釈倍率や使用方法等を厳守してください。

(9) 検査・命令・罰則

(ア) 検査・命令

都市緑地法第37条第1項

市町村長は、第35条(第3項を除く。)の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

都市緑地法第38条第1項

市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

都市緑地法第38条第2項

第11条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

都市緑地法第43条第4項

第37条及び第38条の規定は、前項の規定の違反について準用する。

都市緑地法施行令第11条第1項

市町村長は、法第38条第1項(法第43条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、緑化地域内において敷地面積が法第35条第1項の政令で定める規模以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度(法第35条第1項若しくは第4項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第3項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。)に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。

都市緑地法施行令第11条第2項

市町村長は、法第38条第1項の規定により、その職員に、緑化地域内における敷地面積が法第35条第1項の政令で定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

【名古屋市の運用】

良質な緑を維持するためには建築完了後も日常的な管理が必要です。そのため都市緑地法では、都市計画において定める緑化率の最低限度の規定や適用除外許可条件に違反する事実があると認められる場合に、市長が報告を求めることや立ち入りや検査を行うことができるほか、違反を是正するための措置命令を行うことができると定められています。工事完了延期認定を受けた人が延期の原因がなくなったにも関わらず速やかに緑化を行わない場合も同様です。

命令や検査を受ける対象は、原則、建築物の所有者です。契約により管理者が別に指定されている場合でも、所有者には管理者に維持保全をさせる一義的な責任があると考えます。しかしながら、状況を勘案し、管理者に対し、報告義務等を課す場合もあります。

(イ) 罰則

都市緑地法第76条

第9条第1項(第15条において準用する場合を含む。)又は第37条第1項(第43条第4項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

都市緑地法第78条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第7条第3項(第13条において準用する場合を含む。)又は第8条第5項の規定に違反した者
- 二 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第8条第2項の規定による都道府県知事等の命令又は第72条の規定による市町村長の命令に違反する行為をした者
- 四 第11条第1項(第19条において読み替えて準用する場合を含む。)、第38条第1項(第43条第4項において準用する場合を含む。)又は第63条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第11条第2項(第19条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による立入検査若しくは立入調査又は第38条第1項(第43条第4項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

都市緑地法第79条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

【名古屋市の運用】

都市緑地法では、是正命令に従わなかった場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、報告や立ち入り検査に従わなかったり妨害をした場合は30万円以下の罰金を処することができます。

罰金刑は違反行為をした個人のみならず、その使用者や雇用先にも及びます。

都市緑地法第80条

地区計画等緑地保全条例、地区計画等緑化率条例又は第 44 条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、30 万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例第15条の2

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の4第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第8条の5第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例第16条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

【名古屋市の運用】

名古屋市では、地区計画における緑化率の規制に関して、「名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」で、是正命令に従わなかった場合、報告や立ち入り検査に従わなかったり、妨害をしたりした場合に、30 万円以下の罰金に処できると定めています。

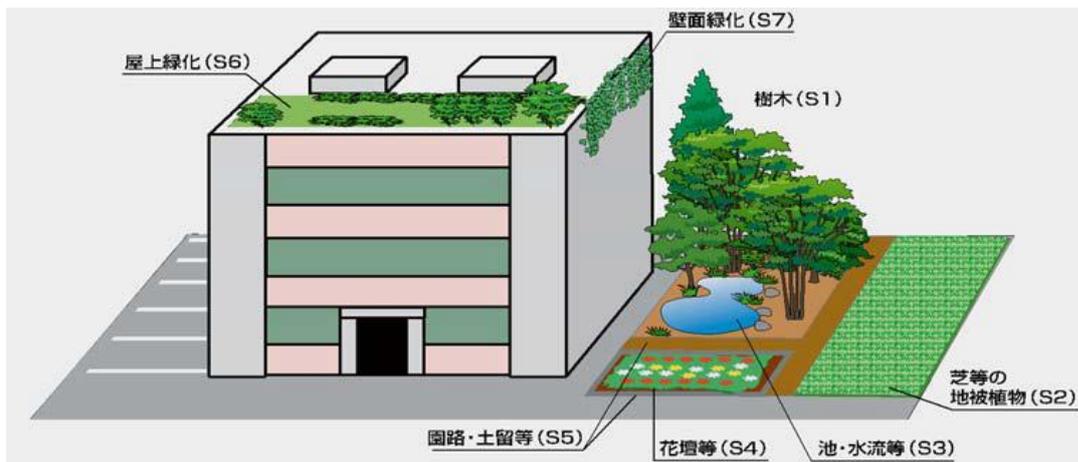
罰金刑は違反行為をした個人のみならず、その使用者や雇用先にも及びます。

3. 緑化面積の計算方法

緑化計画を策定するにあたっては、①緑化面積の計算方法に適合していること、②緑化率の最低限度を満たしていること、③将来的に緑化施設の維持保全が可能であること、にご留意ください。以下の緑化面積の計算方法は、平成30年4月1日の法改正を反映したものです。なお、平成30年4月1日現在、建築が完了しており、維持保全義務を負っている建築物も適用できます。

3-1 緑化面積の考え方

緑化面積は樹木や芝などの緑化施設で被われている部分で、原則として、上から見た水平投影面積を緑化面積とします。



$$\text{緑化面積} = S1 + S2 + S3 + S4 + S5 + S6 + S7$$

- ポイント1** 緑化の種別（S1～S7）ごとの面積の合計をその敷地の緑化面積とします
緑化面積が緑化率の最低限度を満たしていれば、すべて（特にS5の土留・園路等）を計上しなくてもかまいません。
- ポイント2** 重複しての面積計上はできません
複数の緑化施設の水平投影が重複する部分は、いずれか1つの緑化面積を計上してください。
- ポイント3** 植栽基盤の面積（S1③参照）は内々寸法とします
植栽基盤の面積と土留（縁石）は別々に計上してください。
また、原則として、植栽基盤内に構造物等がある場合はその面積を控除してください。
- ポイント4** 既存の緑化施設も計上できます
敷地内で保全される既存の緑化施設も計算の対象とすることができます。
既存緑地を含む場合は、申請時に緑化の状況写真をご提出ください。
- ポイント5** 建築物の屋内の緑化施設は計上できません
緑化面積として計上できる施設は、建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限り、建築物の内部空間に設けられたアトリウムなどは対象とすることができません。（建築物の屋内とは建築面積に算入される部分をいいます。）
- ポイント6** 緑化工事完了時を基準とします
緑化面積の計算は、緑化工事完了時点の状態を基準として計算します。
- ポイント7** 屋外階段の下なども緑化施設の計上ができます
建築面積に算入されない屋外階段の下などにおいて、植物の上端に十分な空間（1m以上）があり、雨水が降り込む場所にある低木、地被は緑化面積に算入できます。

※算定基準を満たしていない緑化施設においても、都市景観の向上と緑に癒される都市空間を創設する、視認性および都市環境への貢献が高いものはご相談ください。

3-2 緑化の種類ごとの面積計算方法

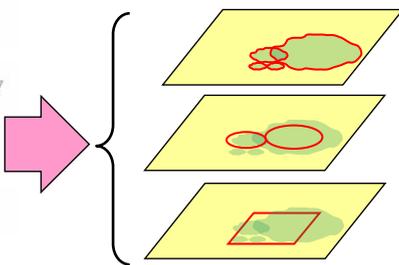
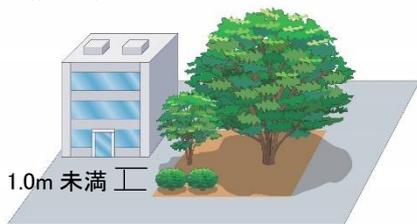
(1) 樹木 (S1)

ポイント1 3通りの計算方法があります

樹木は、次に示す3通りの計算方法のうち、いずれかの方法に従って計算します。
 計算方法によって算出される面積が異なりますので、最も有利な方法を選択することができます。
 それぞれの計算方法は、[P34](#)以降を参照してください。

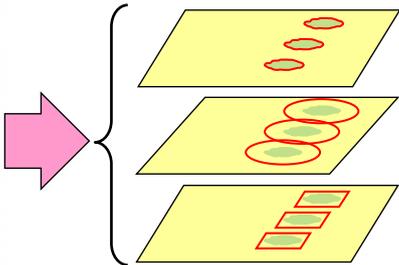
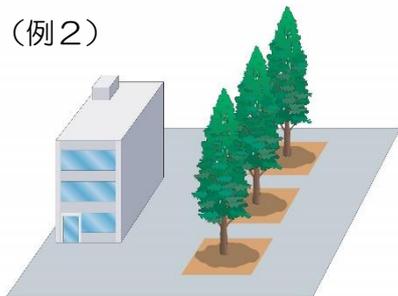
- ① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積
- ② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の水平投影面積
- ③ 植栽基盤の水平投影面積

(例1)



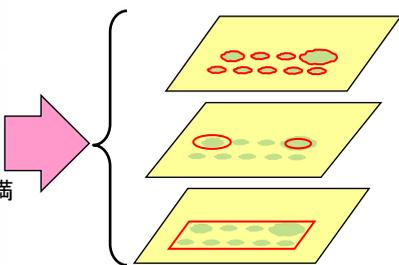
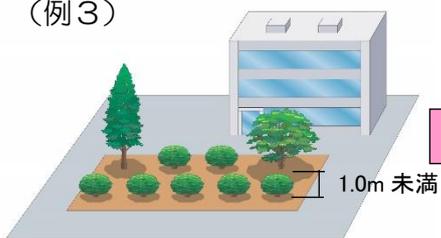
- ① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積
- ② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の水平投影面積
- ③ 植栽基盤の水平投影面積

(例2)

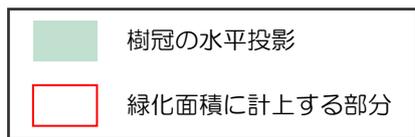


- ① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積
- ② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の水平投影面積
- ③ 植栽基盤の水平投影面積

(例3)



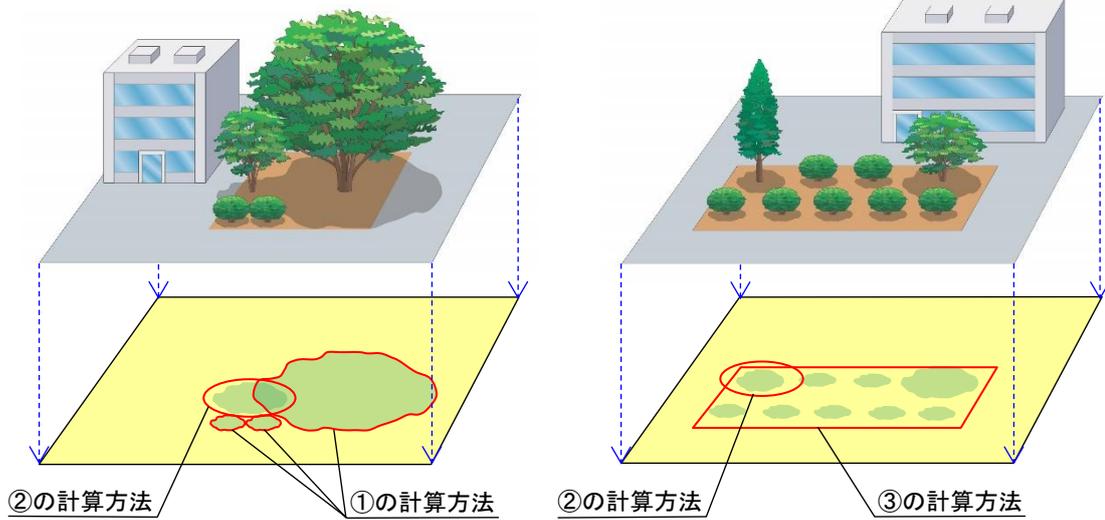
- ① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積
- ② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の水平投影面積
- ③ 植栽基盤の水平投影面積



※②の計算方法は、樹高が1m以上のものに限ります。

ポイント2 樹木ごとに計算方法を選択できます

敷地全体における樹木の緑化面積は、①～③の計算方法を組み合わせて算出することができます。ただし、③の計算方法を選択した場合、②のみなし樹冠を用いる計算方法には、一定の制限があります。

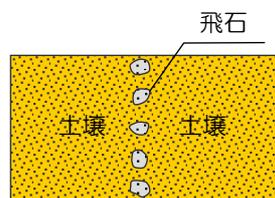


①と②の組み合わせ=○

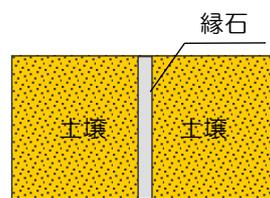
②と③の組み合わせ=○

②と③を組み合わせる場合は、②の計算方法で緑化面積を計上し、残りの部分を③の計算方法で計上してください。ただし、③の計算方法においては、②で使用した樹木は使用できません。

なお、植栽基盤が縁石等により明確に区分されている場合は、2か所の植栽基盤とみなします。



1か所の植栽基盤

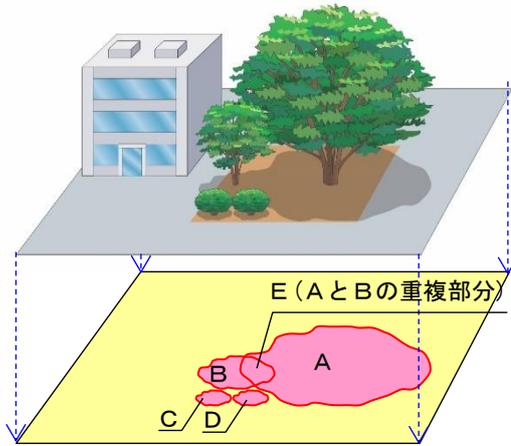


2か所の植栽基盤

① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積（S1①）

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。ただし、水平投影樹冠が敷地外に出る部分は、緑化面積として計上することができません。

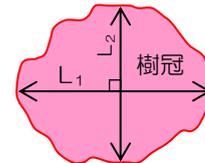
樹冠の形状、植栽位置を把握し緑化面積を計算するため、比較的大きな既存樹を利用する場合に有効です。



【計算式】
 $S_{1①} = A + B + C + D - E$

樹冠の水平投影面積の計算例

下図のように、直行する L_1 と L_2 の平均を直径とした円の面積を樹冠の水平投影面積とすることができます。

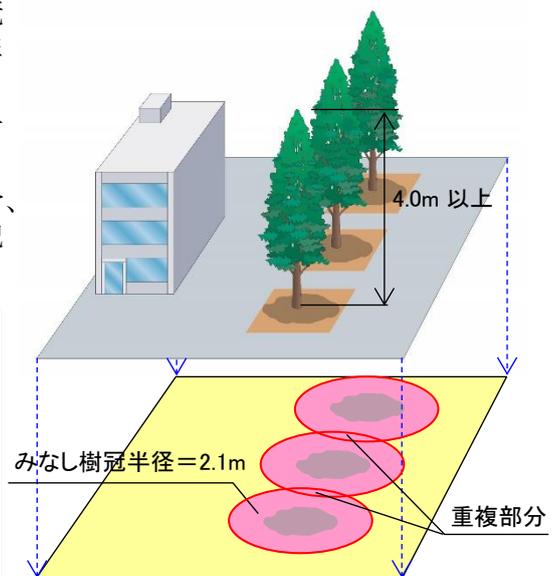


$$S = \pi \left(\frac{L_1 + L_2}{4} \right)^2$$

② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の水平投影面積（S1②）

樹木の高さに応じて、下表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなします。この「みなし樹冠」の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。ただし、「みなし樹冠」が敷地外に出る部分は緑化面積として計上することはできません。

樹木ごとの高さに応じ、植栽位置・みなし樹冠の円を、幹芯の位置を中心にして、図面の縮尺に応じ正確に記入し、緑化面積を計算してください。



樹木の高さ (緑化工事完了時)	みなし樹冠 の半径	みなし樹冠 の面積	本数
高木 4.0m以上	2.1m	13.8㎡	T ₁
中高木 2.5m以上 ~4.0m未満	1.6m	8.0㎡	T ₂
中木 1.0m以上 ~2.5m未満	1.1m	3.8㎡	T ₃

この計算方法は、樹高が1m以上のものに限ります。

【計算式】
 $S_{1②} = T_1 \times 13.8 + T_2 \times 8.0 + T_3 \times 3.8 - (\text{「みなし樹冠」の重複する面積})$

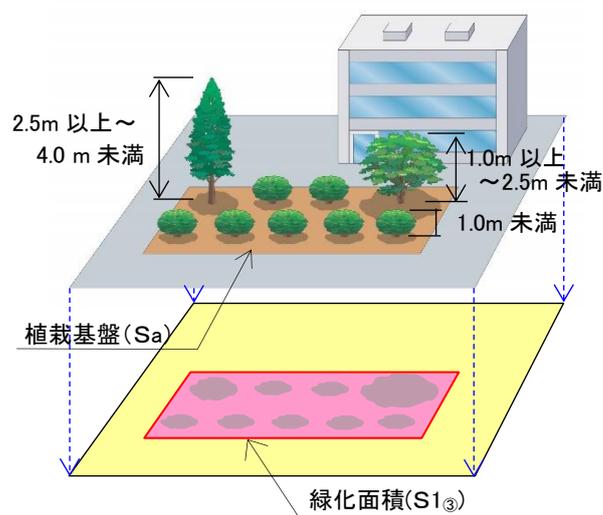
- 1 「みなし樹冠」が重複する箇所は、重複計上できません。
- 2 「みなし樹冠」を計上する場合は、緑化図面に樹高を明記し、上記表における大きさの円を、正確な縮尺で、樹冠を図示してください。
- 3 「みなし樹冠」が建築物等に重なる部分は、緑化面積として計上することはできません。ただし、樹高が建築物よりも高い場合は緑化面積として計上することができます。
- 4 中木以上の樹木は、バルコニー等の被らない位置に植付とします。(幹芯の位置にて判断)
- 5 タケ類は高さに関わらず「みなし樹冠」として計上することはできません。(低木扱い)
- 6 ヤシ、ドラセナなどの特殊樹の扱いについてはご相談ください。

③植栽基盤の水平投影面積（ $S_{1③}$ ）

下記に示す換算緑化面積が植栽基盤（植物が生育するための土壌その他の資材に覆われた土地であって、明確に区分された土地）の水平投影面積以上であり、かつ、樹木が適切な配置で植栽されている場合は、植栽基盤の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。構造物等がある場合は原則として緑化面積からその面積を控除してください。

また、換算緑化面積が植栽基盤の水平投影面積を下回る場合は、換算緑化面積を緑化面積として計上することができます。

ツツジやサザンカなどの樹木が植栽されている植樹帯を計上する場合に有効です。



【換算緑化面積の計算方法】

S_a = 植栽基盤の面積 (㎡)

S_b = 換算緑化面積 (㎡) = $1.8T_1 + 1.0T_2 + 4T_3 + T_4$

T_1 : 高木 (高さ4m以上の樹木) の本数

T_2 : 中高木 (高さ2.5m以上4m未満の樹木) の本数

T_3 : 中木 (高さ1m以上2.5m未満の樹木) の本数

T_4 : 低木 (高さ1m未満の樹木) の本数

としたとき、

$S_a \leq S_b$ のとき $S_{1③} = S_a$

$S_a > S_b$ のとき $S_{1③} = S_b$ とします。

※植栽基盤の中に上記樹木以外に芝や地被植物が混植されている場合は、

$S_b = 1.8T_1 + 1.0T_2 + 4T_3 + T_4 +$ 芝や地被植物でおおわれた面積

として考え、

$S_a \leq S_b$ のとき $S_{1③} = S_a$

$S_a > S_b$ のとき $S_{1③} = S_b$ とします。

(2) 芝、その他の地被植物で表面が被われている部分 (S2)

芝、その他の地被植物で表面が被われている部分の水平投影面積を緑化面積とすることができます。構造物等がある場合は、原則として、緑化面積から面積を控除してください。

駐車場に接する場所など、車両が乗り入れる可能性のある所に芝や地被植物を植栽する場合は、乗り入れ防止として、低木の植栽帯や車止め、あるいは段差 10cm 程度の縁石を設置するなど、植物保護の対応を行ってください。

ポイント1 芝の考え方

芝は 7 分張以上の張芝を行っていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。7割未満の場合は実際の張芝の水平投影面積が緑化面積となります。(例えば 5 分張であれば、植栽基盤全体面積の 50%が緑化面積となります。)

ポイント2 地被植物の考え方

地被植物は、基本的に 16 株/㎡以上の密度で植栽されていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。ただし、セダム、タマリユウ、ジャノヒゲは 36 株/㎡以上とします。16 株/㎡未満で植えつける植物は、推奨植え付け株数のわかる資料を申請時に添付してください。

ポイント3 駐車場緑化の考え方

駐車場を緑化する場合は、緑化保護資材を使用する必要があります。緑化面積の算定方法は以下のとおりとします。

【駐車場緑化の緑化面積の考え方】

緑化面積＝緑化保護資材の設置面積×0.8

ただし、緑化保護資材の緑化率が 64%未満のときは

緑化面積＝緑化保護資材の設置面積×製品ごとの緑化率×1.25 とします。

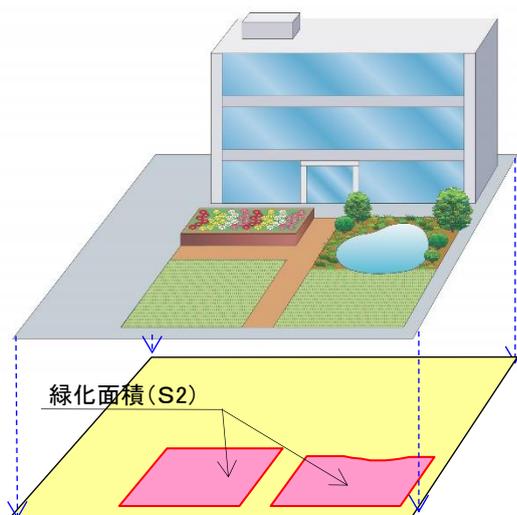
なお、芝生を施工する場合は全張りとし、緑化図面にも「全張り」と記入してください。

- ※ 車両下部分(タイヤに踏まれにくい中央部分)を、緑化保護資材を利用しないで緑化する場合は、その形状寸法については、車止めまでの距離が 2.5m、幅員が 0.7m を上限とします。それよりも広くする場合は緑化保護資材を設置し芝を全張ることが必要です。デザイン上などの理由から、2.5m×0.7m 以上緑化した場合でも、緑化保護材を使用しない場合は 2.5m×0.7m までしか緑化面積に算入できません。また、車止めを設置しない場合は、駐車場の背後(前面)にある壁面や生垣の中心から 0.5m 離れた位置を車止めの場所とみなしますので、それ以上の幅は緑化面積に計上できません。縦列に 2 台以上駐車される場合は別途ご相談ください。

- ※ 緑化保護資材を使用した駐車場緑化の周囲にある縁石は土留め(S5)として計上することはできません。

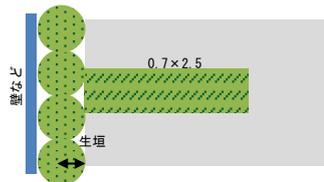
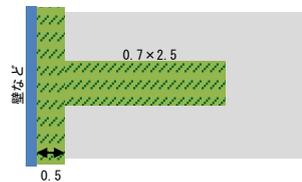
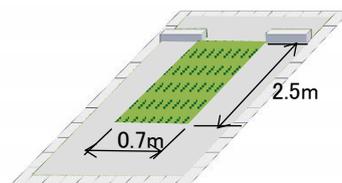
ポイント4 パーゴラ等の考え方

既存のパーゴラ等の場合は、樹冠の水平投影面積(S1①)、又は地被植物で被われている面積(S2)で計上してください。新規にパーゴラ等を設置する場合は、樹木の高さに応じたみなし樹冠面積(S1②)で計上するか、つる性植物ではそのつるが、パーゴラ等を平均して30cm以下の間隔で被っていれば、被覆している面積を緑化面積(S2)として計上することができます。



【計算式】

S2＝植栽基盤の水平投影面積



[目次に戻る](#)

(3) 池・水流等 (S3)

池、水流等で、植栽等 (S5として計算する土留や園路及び他用途を兼ねる緑化駐車場は含みません)と一体となって自然的環境を形成しているものも水平投影面積を緑化面積とすることができます。

構造物等がある場合は原則として緑化面積からその面積を控除してください。

ポイント1

植栽等との位置関係の条件

- 池の場合、外周延長の 1/2 を超えて連続して植栽等に面していることが必要です。
- 水流の場合、流れの両側が植栽等に面していることが必要です。
- 水流と水流に面している植栽等との横断面のうち、植栽等の横断延長が水流の横断延長を超えていることが必要です。
- 池、水流ともに、面している一体の植栽等が、池・水流の面積以上であることが必要です。



【計算式】

$$S3 = \text{池・水流等の水平投影面積}$$

ポイント2

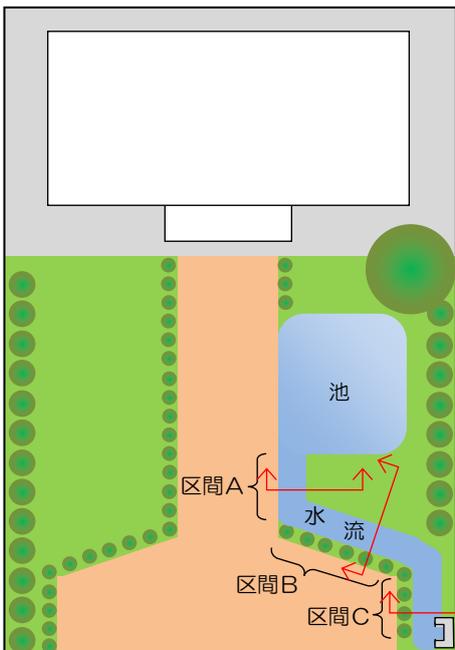
材料の条件

池や流れの底の表面が、土もしくは石で被われていることが必要です。コンクリート、タイル、レンガ等で表面が被われている場合は、緑化面積に計上することはできません。

ポイント3

水流の部分計上

一つの水流の中で、上記の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間のみを部分計上することができます。



池=○

池に面している一体の植栽等が池の面積以上であるため、条件を満たします。

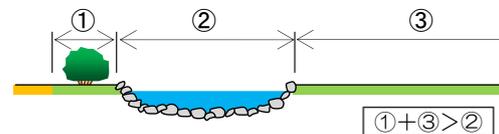
水流

・区間A=×



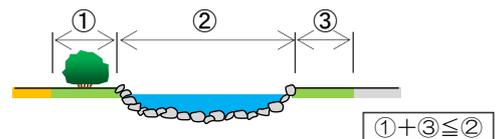
片側が植栽等に面していないため、条件を満たしません。

・区間B=○



植栽等の横断延長が水流の横断延長を超え、条件を満たします。

・区間C=×



植栽等の横断延長が水流の横断延長以下のため、条件を満たしません。

(4) 花壇等 (S4)

草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積を緑化面積とすることができます。花壇等に含まれるものは、草花等が生育するために、土を盛り上げたり仕切りを設けたりしたもので、良質土の補充や土壌改良などが施されたものです。(草花等が生育するために必要な土壌の厚さは概ね15cm以上です。)

※ ツツジやサザンカなどの樹木が植栽されている植樹帯は樹木(S1③)で計上してください。また、花壇に付属して設けられる縁石は、土留として扱うことができます。計算方法は土留・園路等(S5)を参照してください。

構造物等がある場合は原則として緑化面積からその面積を控除してください。

ポイント1

植栽期間の条件

花壇は、「適宜植替えが必要な植物が、年に6ヶ月以上植えられている」ことを条件に、花壇面積の全てを緑化面積として計上できます。原則として緑化工事完了時に、植え付け(播種、球根植付けも可)がされていることが必要です。

ポイント2

菜園の考え方

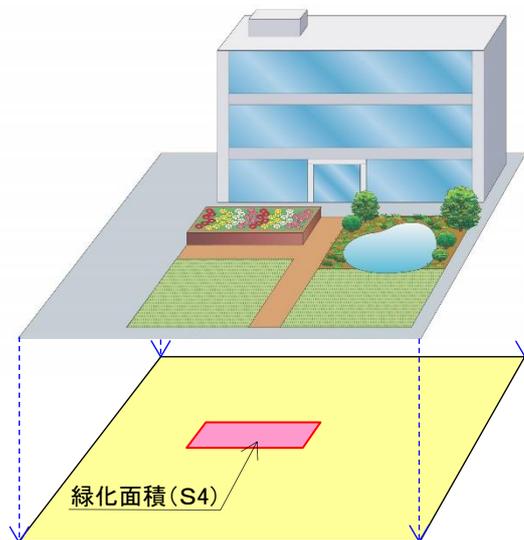
菜園は、花壇として計上ができます。花壇と同様に、年に6か月以上の植え付けが必要です。15 cm以上の土壌厚のあるものを、菜園として取り扱います。

ポイント3

プランターやコンテナ等の考え方

プランターやコンテナ等は、容易に移動できると考えられるため緑化面積に計上できません。ただし、概ね容積50L以上のものを、アンカーボルトやモルタル、接着剤等で地盤や建築物等の躯体にしっかりと固定すれば緑化面積として計上できます。

(屋上緑化で用いる場合も同様です)



【計算式】

S4=植栽基盤の水平投影面積

(5) 土留・園路等 (S5)

①「土留」、②「園路」、③「植栽等(S5として計算する土留や園路及び他用途を兼ねる緑化駐車場は含みません。以下本項で同様に扱います)と一体となった小規模な広場」、④「ベンチ等」は、全緑化面積の1/5を越えない範囲まで加算し緑化面積に算入することができます。

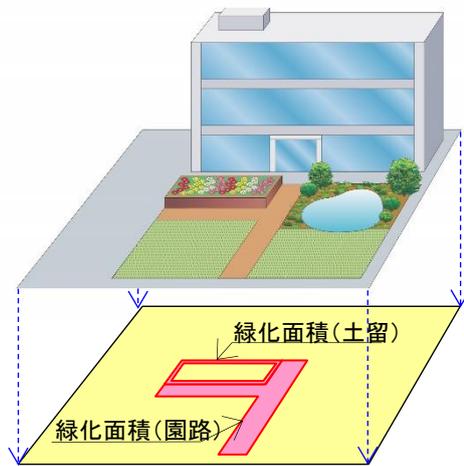
(S5の合計が緑化面積に占める割合が 1/5 以下であることを明らかにするため、S5以外との緑化面積は別に計上してください。)

ポイント1 「土留」の条件

- ・少なくとも片側が植栽等に面していることが必要です。
- ・建物の躯体を土留として利用している場合は対象としません。
- ・土留めで計上できる幅は 40 cm までです。
- ・土留めの計上に当たっては、幅×延長の計算結果で計上をします。

ポイント2 「園路」の条件

- ・園路から植栽の観賞を行えることが必要です。
- ・園路の両側が植栽等に面していることが必要です。
- ・園路に面した植栽等の面積が園路の面積以上であることが必要です。
- ・園路と園路に面した植栽等の横断面のうち、植栽等の横断延長が園路の横断延長を超えていることが必要です。
- ・日常的な車両通行のないことが必要です。
- ・一つの園路の中で、上記の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間のみを部分計上することができます。
- ・園路の中や面した位置にある土留・縁石は、園路として扱うことができます。
- ・園路の計上に当たっては、幅×延長で計上することを原則とします。不定形な園路・園路にみなし樹冠がかかるため不定形になるものは水平投影面積とします。



【計算式】

$$S5 = \text{園路} \cdot \text{土留幅} \times \text{延長}$$

不定形な園路・小規模な広場については

$$S5 = \text{水平投影面積}$$

ポイント3 「植栽等と一体となった小規模な広場」の条件

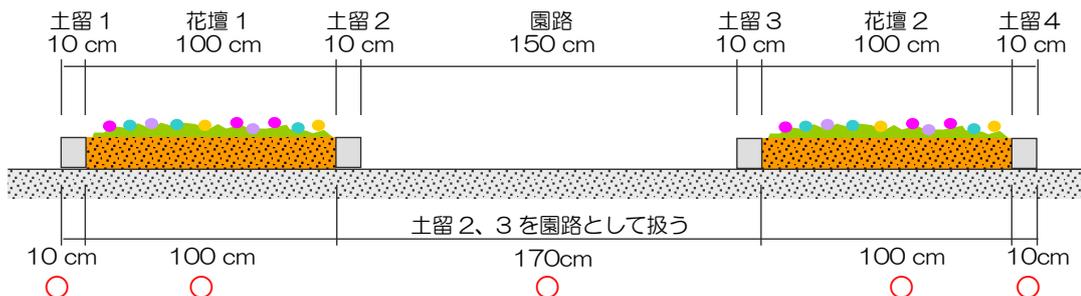
- ・連続する外周延長の 1/2 を超えて植栽等に面していることが必要です。
- ・面している植栽等の面積が、広場の面積以上であることが必要です。
- ・小規模な広場の中や広場に面した位置にある土留・縁石は、小規模な広場として扱うことができます。

ポイント4 「ベンチ等」の条件

- ・適用される施設は、植栽もしくは園路、小規模な広場の中に設置されているベンチや水のみ、遊具、照明、看板等で、主たる目的が緑地の利用もしくは緑地の維持管理である施設とします。
- ・1施設で1㎡以上のものは対象外とします。

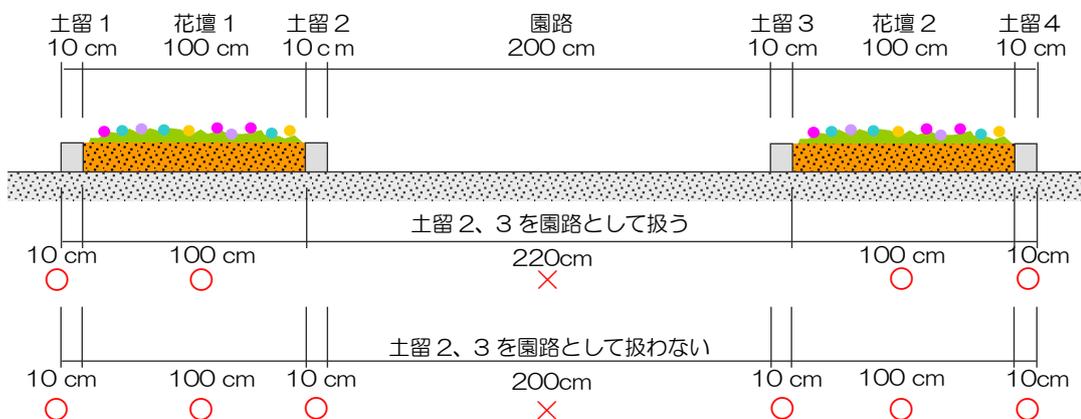
◆横断延長の条件による園路・土留の考え方

(例 1) 園路を緑化面積に計上できる場合



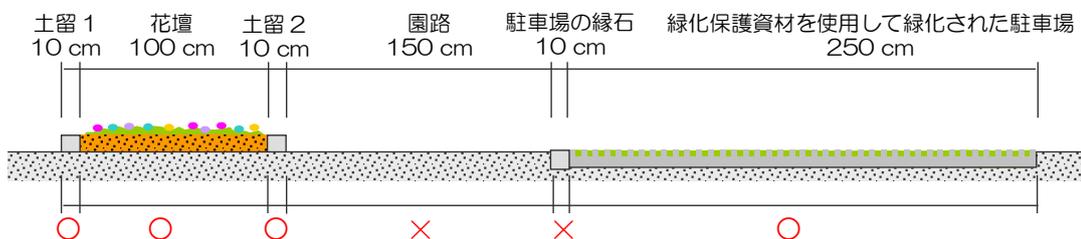
- 土留 2、3 を園路として扱います。
- 土留 2、3 を園路として扱うと、園路の横断延長は 170cm となります。園路に面した植栽等（花壇）の横断延長（ $100\text{cm} \times 2 = 200\text{cm}$ ）が園路と園路に面した植栽の横断延長（ $170\text{cm} + 200\text{cm} = 370\text{cm}$ ）の $1/2$ を超えるため、園路を緑化面積に計上することができます。
- 土留 1、4 は片側が植栽等に面しているため、緑化面積に計上することができます。

(例 2) 園路を緑化面積に計上できない場合



- (例 1) と同様に、土留 2、3 を園路として扱うと、園路の横断延長は 220cm となります。園路に面した植栽等（花壇）の横断延長（ $100\text{cm} + 100\text{cm} = 200\text{cm}$ ）が園路と園路に面した植栽の横断延長（ $220\text{cm} + 200\text{cm} = 420\text{cm}$ ）の $1/2$ を超えないため、園路を緑化面積に計上することができません。
- 土留 2、3 を園路として扱わず土留として扱えば、土留 2、3 は片側が植栽等（花壇）に面しているため、緑化面積に計上することができます。園路（200cm）は植栽等に面していないため、緑化面積に計上することはできません。

(例 3) 園路が緑化された駐車場に面している場合



- 園路の片側が緑化された駐車場に面していますが、緑化保護資材を使用して緑化された駐車場は S5 で規定する「植栽等」とはみなされないため、園路部分を緑化面積に計上することはできません。同様に緑化された駐車場の周囲にある縁石も土留として認められません。
- 緑化された駐車場に緑化保護資材を使用している場合の面積算定は、P36の「芝、その他の地被植物で表面が被われている部分」(S2)の【ポイント3】を参照してください。

(6) 屋上緑化 (S6)

建築物その他工作物の上面に植栽された緑化施設を緑化面積として計上することができます。緑化面積の計算方法は(1)～(5)と同様となります。植栽する緑化施設に応じた方法で計算してください。

パレット・パネル等を敷き並べる場合は、パレットの緑化部分の一枚当たりの緑化面積(外寸の縦×横)×枚数で計算した合計緑化面積を計上してください。なお、上記の場合には、周囲に行う縁石等は、S5の土留めとして計上できません。

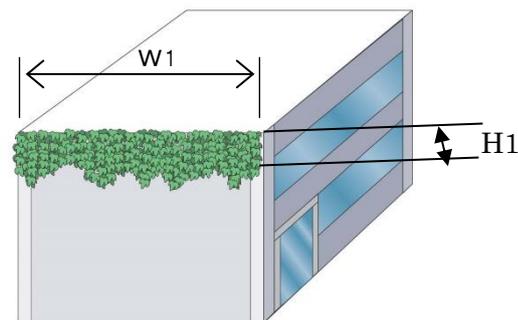
必ず、個別詳細図(P85、86)を添付してください。

(7) 壁面緑化 (S7)

建築物の外壁等について「緑化された外壁の水平投影の長さ×鉛直投影の高さ」(鉛直投影面積)を緑化面積とすることができます。

ポイント1 適用範囲について

建築物の外壁(建築物の一部として実際に存在するものに限る)に限定されます。塀やフェンス等、建築物の外壁以外の壁面は緑化面積として計上することができません。



ポイント2 壁面緑化の考え方

- ・将来的に緑化されることが確実で、耐久性のある緑化補助資材を設置した場合も、H1 とみなします。
- ・補助資材は、壁面から50センチ以内に設置する必要があります。(P86 参照)
- ・つる性の植物を利用する場合は3株/m以上必要となります。
- ・原則として、一年草(アサガオ等)は壁面緑化として計上することはできません。ナツヅタ等、冬期に落葉はするが茎が残るものは壁面緑化として計上することができます。
- ・緑化補助資材と使用する植物の登攀機能の組み合わせは、次の表を基準とします。表に当てはまらない補助資材、表にない植物を使用する際は、事前に緑地維持課(052-972-2465)までご確認ください。
- ・緑化植物や補助資材が、経年による劣化、自重、強風等で落下することがないように、植物・補助資材の構造等を選定するようにしてください。

【計算式】

$$S7=W1 \times H1$$

補助資材種別	資材に適した植物
線的資材 (ワイヤー、金属棒)	巻きつる型(カロライナジャスミン、スイカズラ、ビナンカズラ、ツキヌキニンドウテイカカズラなど)
格子状資材 (金網・ネット)	巻きひげ型(ニンニクカズラ、ビグノニア、トケイソウ、ブドウ類など)、巻きつる型(カロライナジャスミン、スイカズラ、ビナンカズラ、ツキヌキニンドウテイカカズラなど)、巻き葉柄型(クレマチス、カザグルマなど)
面的資材 (ヤシがらマット、不織布)	付着根型(アメリカツルマサキ、オオイタビ、キヅタテイカカヅラ、ヘデラ・ヘリックス、ヘデラ・カナリエンシス、ナツヅタなど)、付着盤型(ビグノニア、ナツヅタなど)
植栽基盤型 (ポット差し込み、プランター)	植物の制限なし。ただし、通年緑化するものであること。

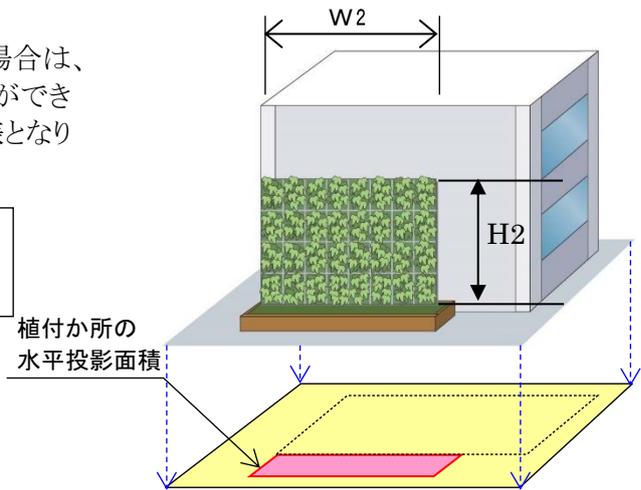
ポイント3

壁面緑化植栽面の扱い

- 壁面緑化の植栽面に芝生等を植栽した場合は、壁面緑化植栽か所の面積も計上することができます。面積の計算方法は(1)～(6)と同様となります。

$$S7 = W2 \times H2$$

(S7に加え、植付か所の水平投影面積を計上可)



ポイント4

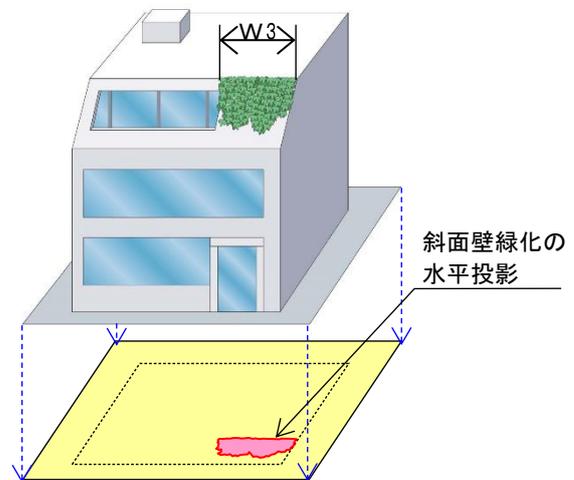
傾斜した壁面緑化の考え方

- 傾斜した壁面では、「緑化施設の水平投影面積」が「緑化された外壁の水平投影の長さ×鉛直方向の高さ」より、大きい場合、屋上緑化として計上することができます。この場合、ポイント3の植栽基盤との重複計上はできません。

$$S7 = W3 \times \text{鉛直方向の長さ}$$

又は

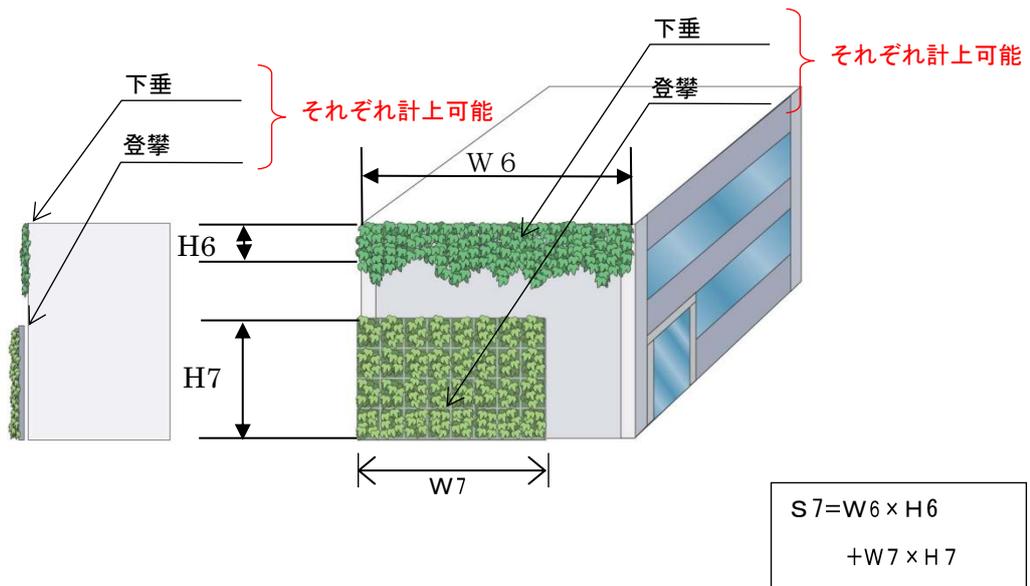
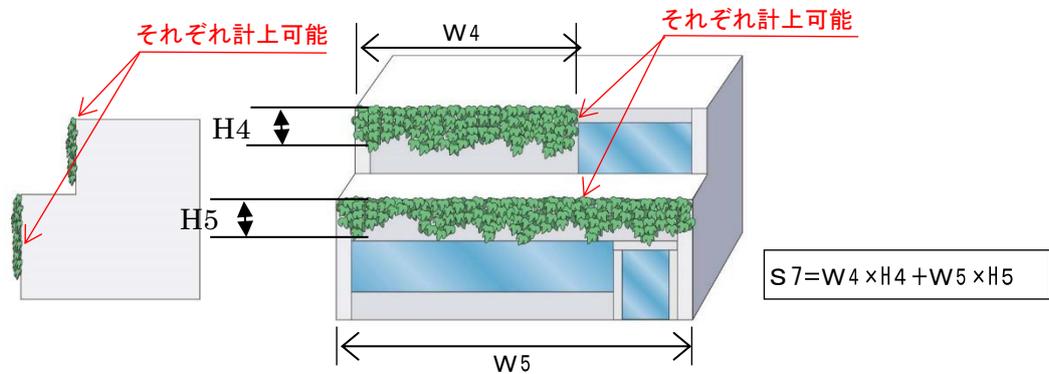
$$S6 = \text{水平投影面積}$$



ポイント5

複数箇所の壁面緑化

- ・同一壁面の複数箇所を緑化した場合も、平成30年4月1日から、重複して計上することが可能になりました。
- ・階段状の建築物で、外壁の水平投影が重ならない場合も、従前どおりそれぞれの緑化面積を計上することができます。



ポイント6

他の緑化施設との重複

- ・壁面緑化は、壁面緑化以外の緑化施設の水平投影と重複して計上することができます。ただし、傾斜壁面において、緑化施設の水平投影面積を緑化面積とする場合は重複して計上することができません。

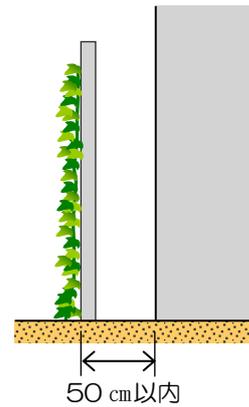
ポイント7

特殊な壁面緑化

壁面緑化は、原則、建築物の外壁を緑化する場合とされていますが、以下のような緑化も壁面緑化として扱うことができます。

① 自立式壁面の緑化

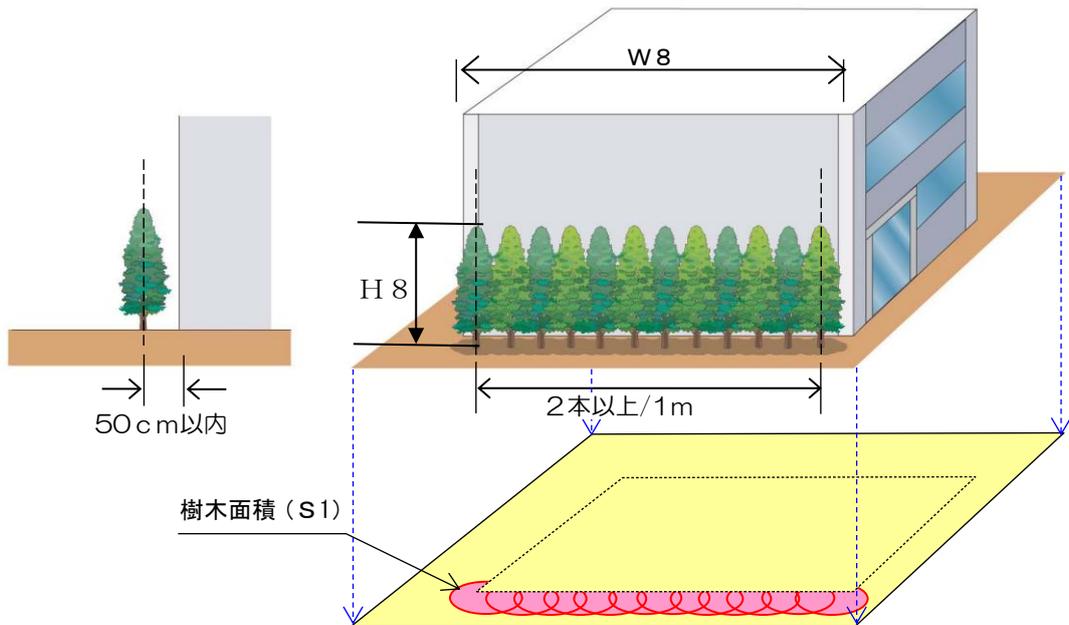
建築物の外壁に沿わせてフェンス等を設置し、緑化する場合も、壁面緑化として扱うこともできます。ただし、フェンス等の外面から建築物の外壁までの距離が 50cm以内 で、外側に向けて緑化されていることが条件です。



② 生垣

建築物の外壁に沿わせて生垣を植栽する場合、生垣を壁面緑化として扱うことができます。ただし、中木以上の樹木を壁面から幹の中心までの距離 50cm以内、1m当り2本以上の植栽が必要です。

また、生垣は樹木として計上することもできます。その場合、壁面緑化として算出した面積と、樹木として算出した面積の両方を緑化面積として計上することができます。



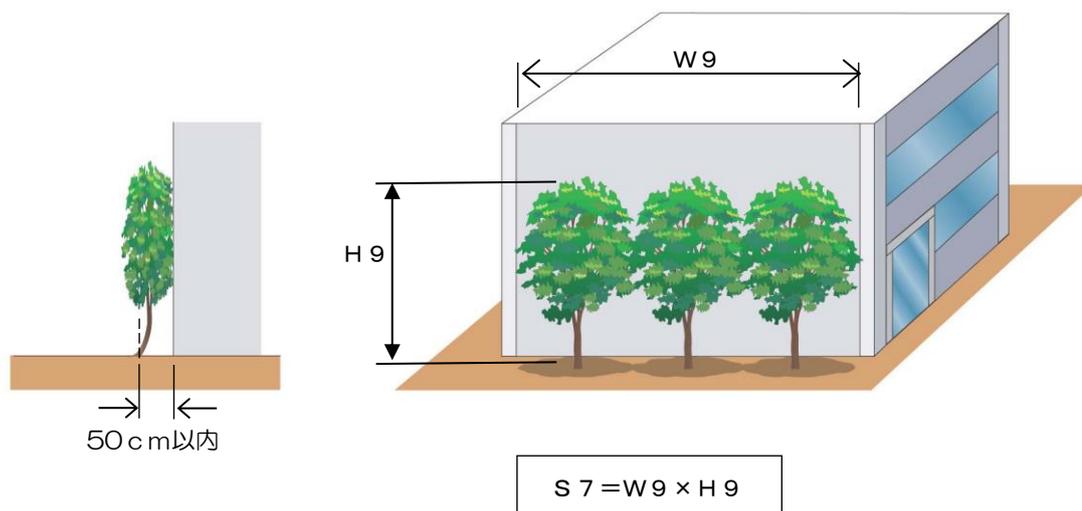
$$S7 = W8 \times H8$$

(S7に加え、S1で計算した樹木の面積を計上可)

③ エスパリエ*

エスパリエを使用して壁面緑化する場合も、緑化面積に計上することができます。ただし、中木以上の樹木を用いて、壁面から幹の中心までの距離は 50cm以内で植栽することが必要です。その場合の壁面緑化面積は「樹冠の水平投影長さ×樹高」とします。

*）エスパリエ：樹木を壁面や塀などに誘引して緑化する手法。



④外壁に準ずるものへの緑化

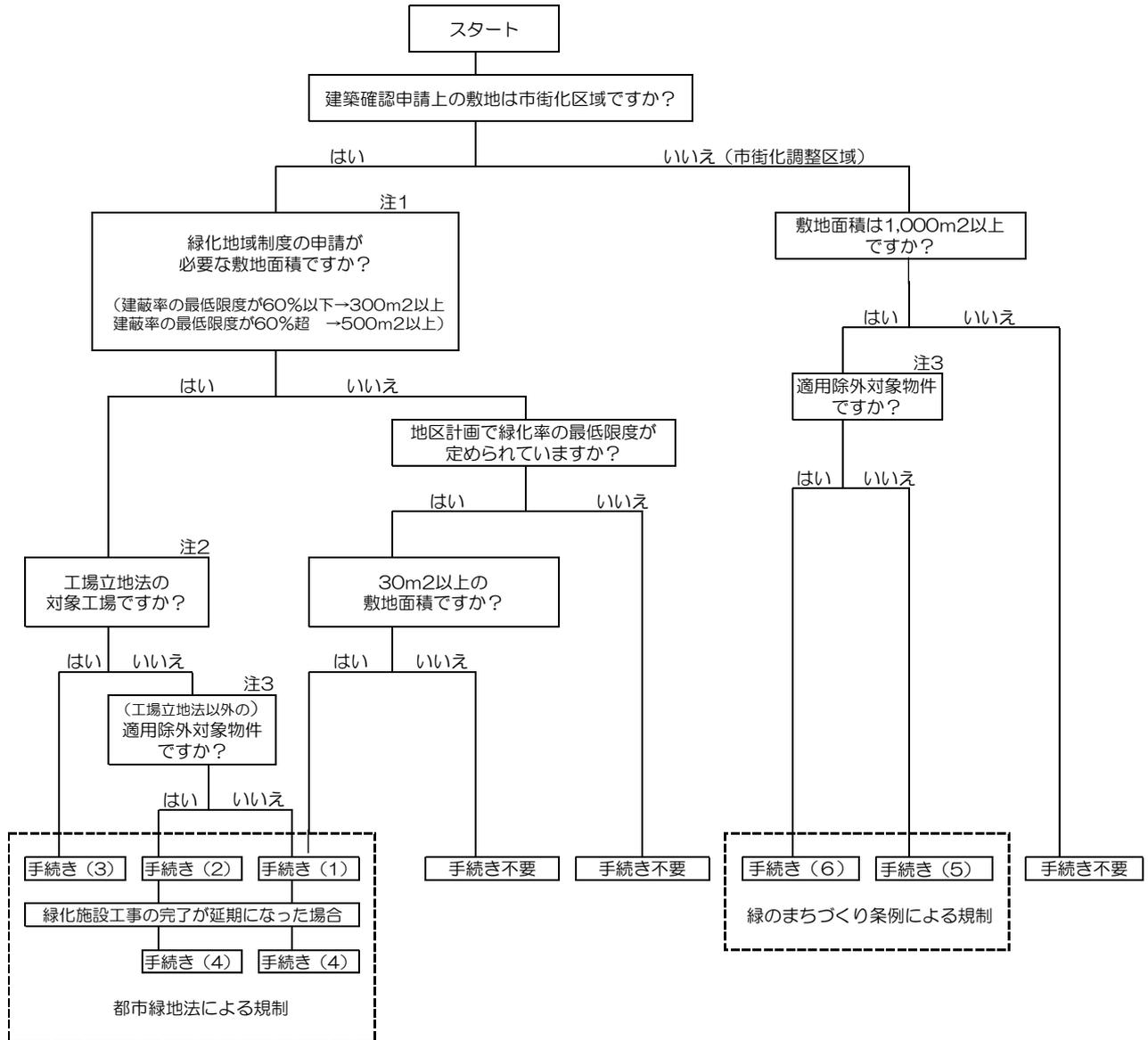
バルコニーの壁面や、建築と一体となったからぼり(ドライエリア)の周壁を緑化した場合も壁面緑化として計上できます。

また、建築物の一部として、建築物の外周(外壁がなくてもよい)から 50cm 以内(屋上の場合には外周の parapet から 50cm 以内)に概ね直立に整備された構造物(ボルトや溶接、モルタルなどで建築物等にしっかりと固定されたものに限る)のうち、屋外に面している部分を緑化した場合も壁面緑化として計上できます。

[目次に戻る](#)

4. 手続きの流れと様式記入例

4-1 手続き選択フロー



(注1) 用途地域上の建蔽率の最高限度にもとづきます。ただし、建築基準法第53条第3項の緩和規定が適用できる場合は、緩和後の数値となります。

緑化地域制度の対象となる敷地面積

建蔽率の最高限度	対象となる敷地面積
60%以下	300㎡以上
60% 超	500㎡以上

※ただし、地区計画等により緑化率が定められている地域では、敷地面積が30㎡以上の場合、緑化の規制がかかりますのでご注意ください。

(注2) 工場立地法第6条第1項に該当する物件(敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上)

(注3) 都市緑地法第35条第2項に該当する施設(P21・22参照)があり、緑化率の最低限度が達成できない場合

- ※1 風致地区の場合は、風致地区の申請手続きと緑化地域の申請手続きを並行して行ってください。
- ※2 総合設計、一団地認定等で事前協議が必要な場合や不明な点がありましたら、緑地維持課までご相談ください。
- ※3 P49以降のフロー図に記載のある「通常の手続きにかかる日数」は、受理後修正がない場合の日数(閉庁日を除く)です。
- ※4 増築の場合で、床面積が基準時の1.2倍を超さない場合は、P5を参照してください。

緑化地域制度の手続きは、下記のように分類されます。
必要な手続きを前頁の「手続き選択フロー」を利用して選んでいただき、それぞれの手続きの流れに従って手続きを行ってください。

4-2 都市緑地法で規制される場合

(1) [通常の場合 \(P49\)](#)

基本的な手続き手順です。

(2) [適用除外対象物件（工場立地法対象物件を除く）の場合 \(P50\)](#)

都市緑地法第 35 条第 2 項に該当する施設 ([P21・22 参照](#))のうち、緑化率の最低限度が達成できない場合です。都市緑地法第 35 条第 3 項に基づく許可条件を満たした緑化計画を立てる必要があります。

(3) [工場立地法対象物件の場合 \(P52\)](#)

都市緑地法第 35 条第 2 項に該当する施設のうち、工場立地法第 6 条第 1 項に該当する物件(敷地面積 9,000 m²以上または建築面積 3,000 m²以上)の場合で、工場立地法に基づく審査を経て、緑化率の適用除外に関する許可を受ける必要があります。

(4) [緑化施設工事延期の場合 \(P53\)](#)

物理的に植栽が不可能であったり、植物全般にとって極めて生育困難な自然条件であることにより、建築物の工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができず、緑化率の最低限度が達成できない場合です。通常の場合と異なり、建築工事の完了検査と緑化工事の完了検査を別々に受けることになります。

注意事項:都市緑地法による規制は、建築基準関係規定です。そのため、建築完了検査を受けるまでに 緑化施設に関する工事を完了していることが必要です。緑化施設の完了検査は建築主事・指定確認検査機関で行いますが、完了時の緑化率の確認・認定は名古屋市で行います。そのため、完了検査時までに緑化施設工事完了確認証明通知書の交付を受けてください。

4-3 緑のまちづくり条例で規制される場合

緑のまちづくり条例により規制される場合は、

- ① 緑化地域が定められていない区域(市街化調整区域)で、敷地面積が 1,000 m²以上のもの
- ② 平成 30 年 3 月 31 日までに、緑化率適合等通知書を受けている建築物のうち、都市緑地法により、緑化率の最低限度の規定されていない(0%を含みます)建築物の増築については、平成 30 年 4 月 1 日を基準日とする延床面積を比較して 1.2 倍を超えない増築
([P5](#)をご確認ください。)

が該当します。

敷地が都市緑地法により緑化地域の規制が適用される区域にわたるときは、都市緑地法の規制も適用されるので、手続きについては「都市緑地法で規制される場合」に従ってください。

(5) [通常の場合 \(P55\)](#)

基本的な手続き手順です。

(6) [適用除外対象物件 \(工場立地法対象物件を除く\) の場合 \(P56\)](#)

緑のまちづくり条例で準用する都市緑地法第35条第 2 項に該当する施設([P21・22 参照](#))があり、緑化率の最低限度が達成できない場合です。同じく緑のまちづくり条例で準用する都市緑地法第35条第 3 項に基づく許可条件を満たした緑化計画を立てる必要があります。

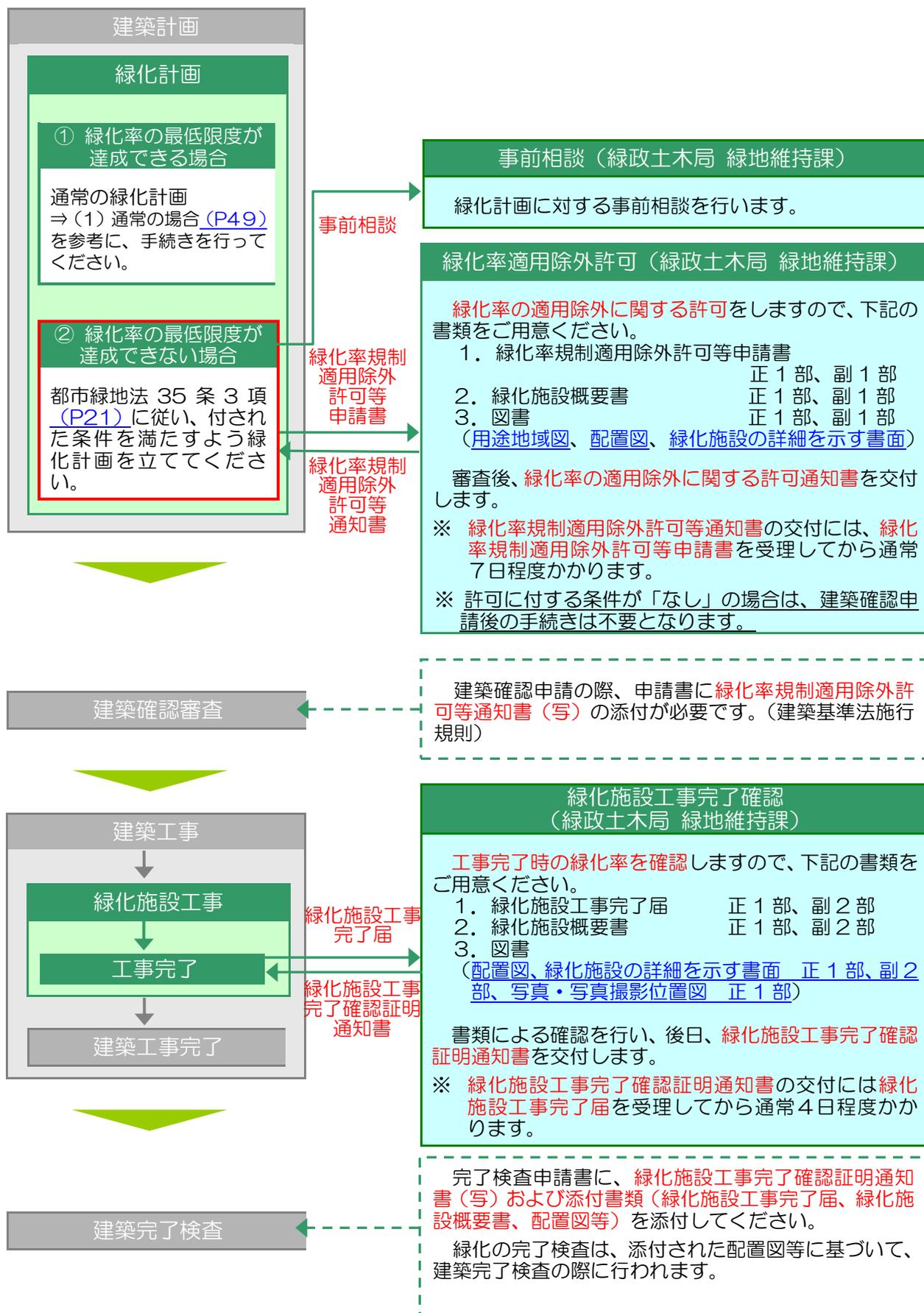
敷地が緑のまちづくり条例単独で緑化地域の規制が適用される区域の手続きの流れについては([P55](#))以降をご覧ください。

4-4 都市緑地法で規制される場合の手続きの流れ

(1) 通常の場合



(2) 適用除外対象物件の場合（都市緑地法）



名古屋市の緑化施設工事完了確認証明通知書の位置付けについて

名古屋市では、緑化工事の完了に当たり、緑化施設工事完了届を提出していただき、緑化施設工事完了確認証明通知書を交付しています。

この手続きでは、提出していただいた図面と写真で確認し、図面のとおり現地ができているならば、緑化率の最低限度を満たしている証明を行っています。その後、緑化率に適合している証明のある図面をもとに、建築主事若しくは確認検査機関が現地検査をする流れとなっています。図面通りの緑化があれば、緑化率の最低限度については建築基準関係規定を満たしていることの証明を取っていますので、建築主事若しくは確認検査機関の審査を円滑化することに役立っています。

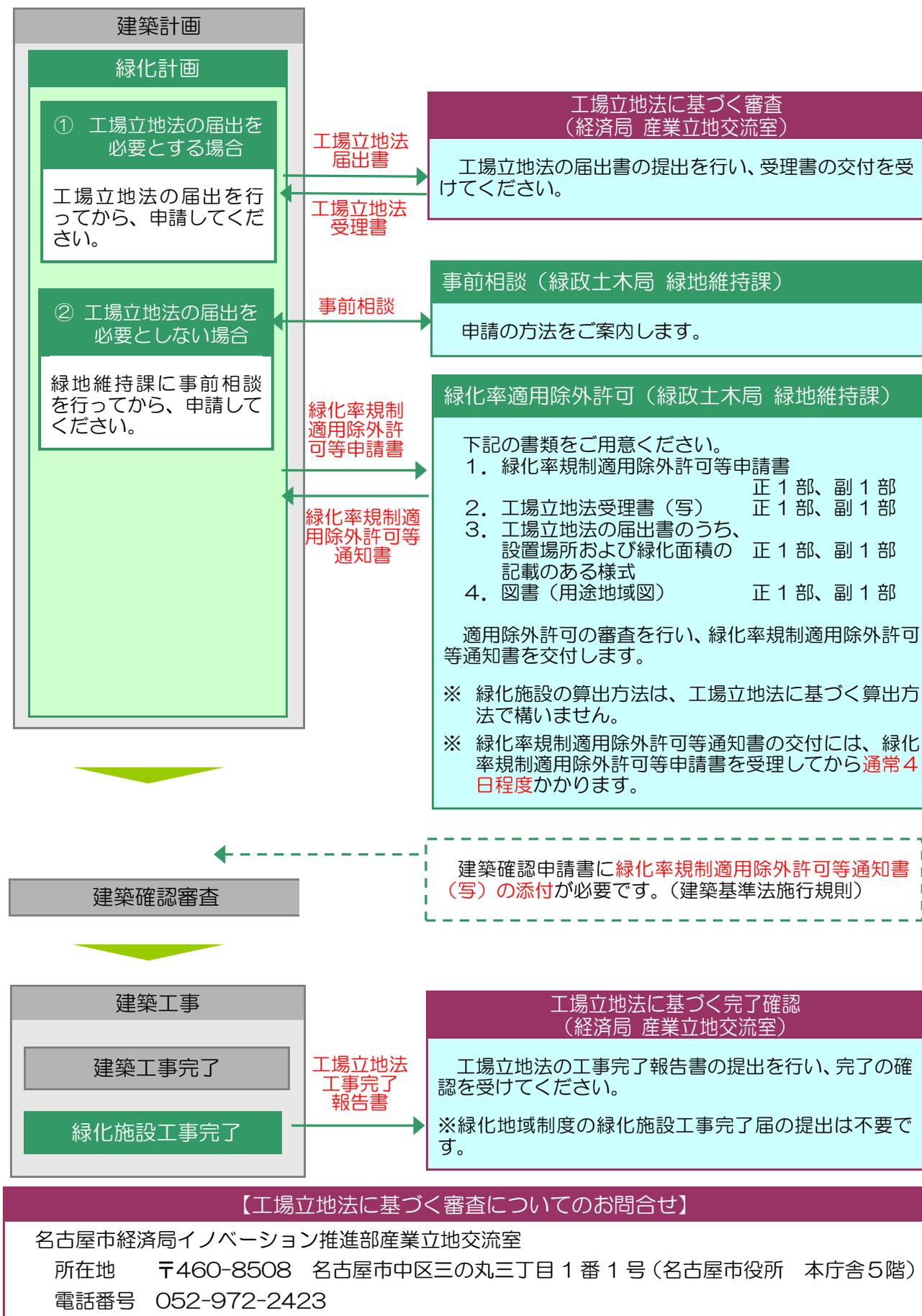
一方で、都市緑地法運用指針では、「緑化施設に係る計画を変更し、適合証明通知書と異なる計画となった場合は、再度適合証明通知書の申請及び建築確認申請が必要となることから、十分かつ必要最低限の図書を通知書とすべきであることを踏まえ、市区町村長は、適合証明通知書に適合証明通知書の申請書及び添付図書(緑化施設の面積の算出根拠を示す書面を除く。)の写しを付すことが望ましい。また、適合証明通知書の様式及び添付図書等(以下「適合証明書の様式等」という。)を定めるにあたっては、書類に不足が生じて建築確認・検査の実施に支障をきたすことがないように」と記載されています。

しかしながら、名古屋市では、緑化施設の変更に伴う再度の建築確認申請を最小限とするため、建築確認申請時の添付書類は、建築基準法施行規則で添付が必要とされる適合を証する書面に限定し、緑化施設に多少の変更があった場合も、建築確認申請を再度行わなくてもよい手続きとしています。ただし、そのままの状態では、書類の過不足のため、建築検査に支障をきたすこととなりますので、緑化計画が変わることのない完了時に、写真で図面内容を確認し、完了時図面に基づく緑化率を証明した緑化施設工事完了確認通知書を交付しています。その写しと添付図書を含めた副本を建築主事もしくは確認審査機関に提出いただいて、完了検査時の書類の過不足をなくす対応としています。

名古屋市の緑化施設工事完了確認通知書は、緑化施設の変更に基づく建築確認申請の廃止・再申請を行わないための手続きの一環となっています。

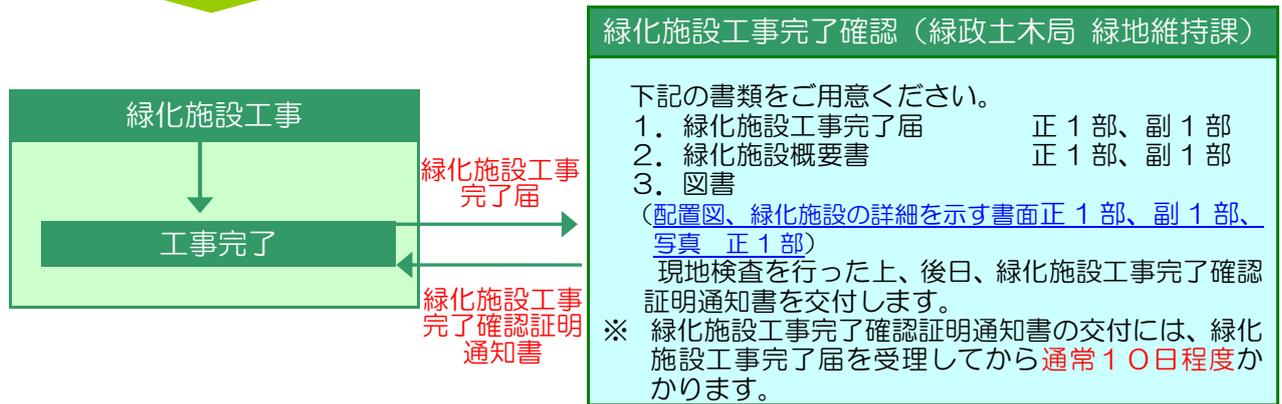
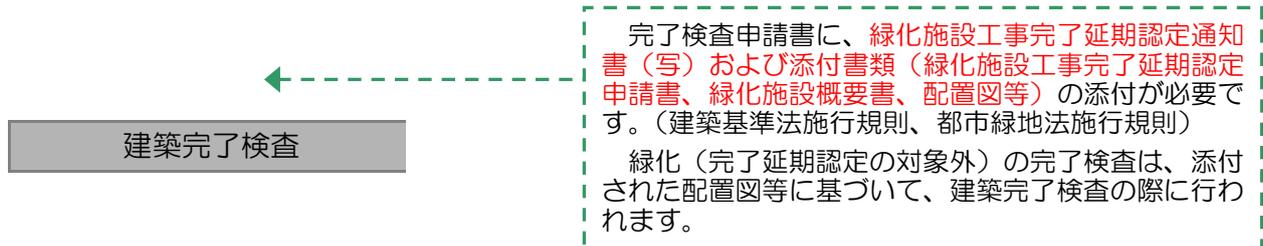
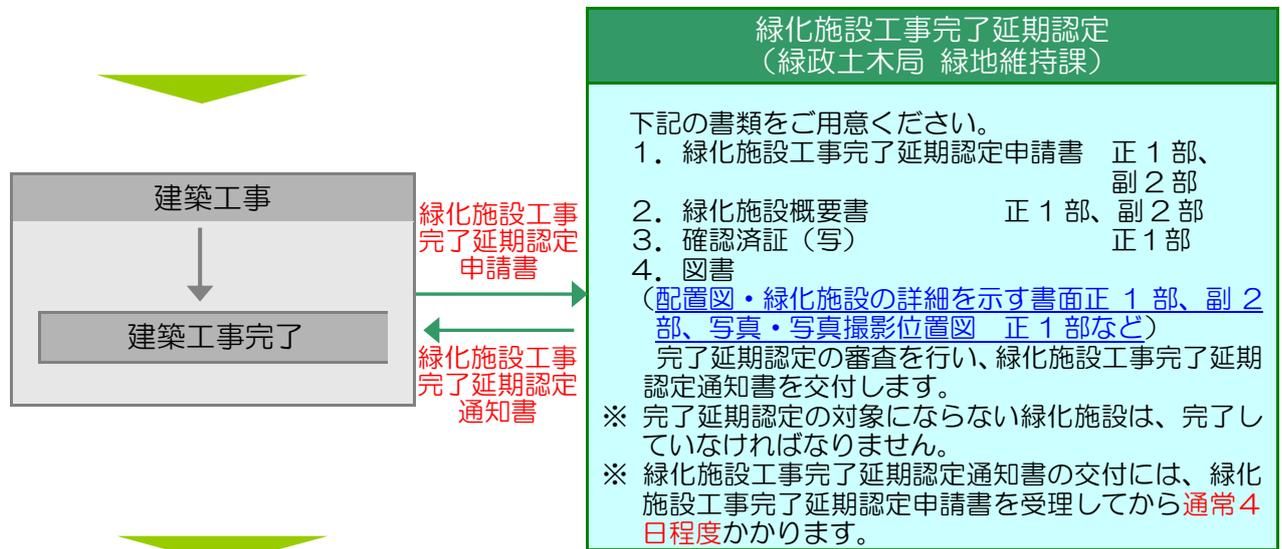
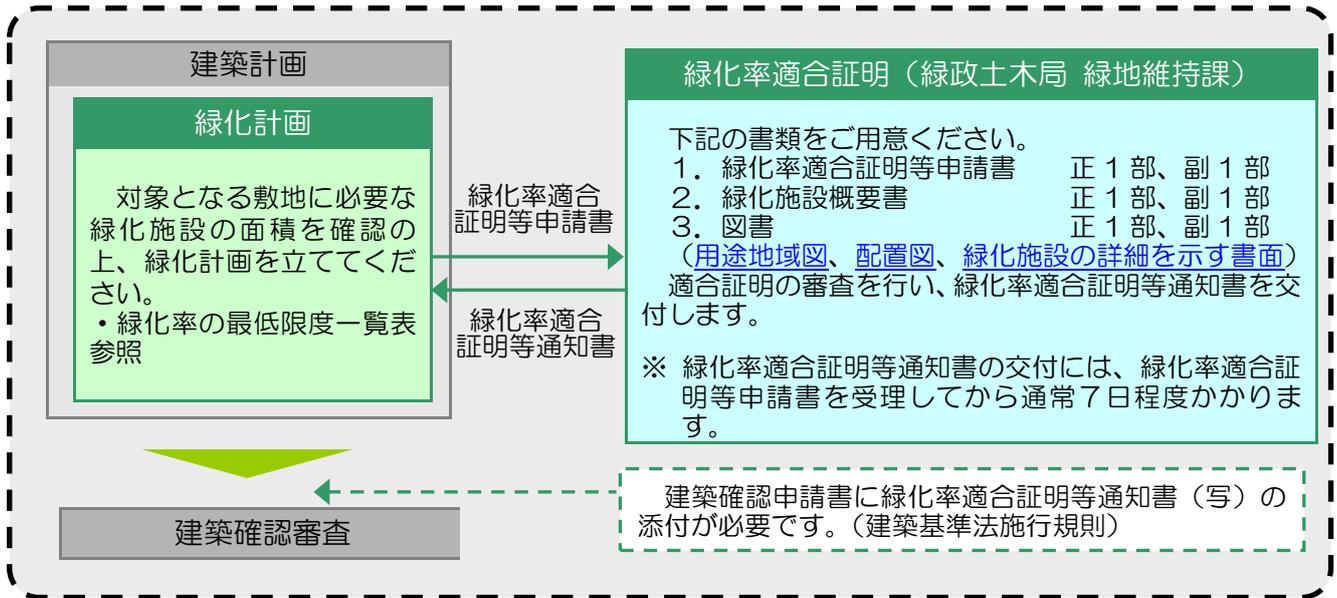
この趣旨をご理解いただき、完了届の建築完了検査受付前の提出にご協力ください。

(3) 工場立地法対象物件の場合（都市緑地法）



(4) 緑化施設工事延期の場合（都市緑地法）

例えば（1）通常の場合



緑化施設工事完了延期認定の扱いについて

都市緑地法第 43 条には、「第 35 条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第 6 条第 1 項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。」と定められています。この扱いは「建築工事の完了間際に行われる植栽工事の施工時期に、台風や水害、大雪等、外的な要因により植栽が困難な事象が起きた場合」などに対応するための条項です。この考え方は国土交通省が示す「都市緑地法運用指針」に則ったものですが、最終的な運用は、法の趣旨を逸脱しない範囲内で各自治体に委ねられています。そこで、本市では「植栽工事が物理的に不可能な場合や、植物の健全な生育が極めて困難な場合」があることに配慮し、以下のように完了延期認定が受けられる条件を、定めています。**必ず延期認定申請前に緑地維持課へご相談ください。なお、工程の遅れによる建築完了検査前の緑化工事の延期は申請対象となりません。**

A. 物理的に植栽が不可能な場合

(物理的に植栽が不可能と認められる区域に限り延期認定が受けられます)

①建物の完了検査予定日から概ね1ヶ月以内に除却する建築物等が植栽予定場所に存在するために、緑化率確保が物理的に不可能な場合

- ・確実に除却する旨の証明が必要です。
- ・原則として、除却期限から1ヶ月以内に緑化施設に関する工事を完了し、かつ緑化施設工事完了届を提出することが必要です。

②一つの建築敷地で複数の建築工事が連続して施工されるために、中途での緑化率確保が物理的に不可能な場合

- ・引き続き行われる工事の建築確認申請の写などの提出が必要です。
- ・最終の建築完了検査までに緑化施設に関する工事を完了し、かつ緑化施設工事完了確認証明通知書の交付を受けることが必要です。

③その他、物理的に植栽が不可能であると特に市長が認めた場合

B. 植物全般にとって極めて生育困難な自然条件である場合

(植栽以外の緑化施設(土留、園路など)は完了している必要があります)

植物全般にとって極めて生育困難な自然条件であると特に市長が認めた場合

- ・高温注意報が頻繁に発令されるような酷暑や残暑が厳しい場合、渇水状態にある場合などを想定していません。酷暑、渇水状態が解消次第、概ね 10 月 20 日までは緑化施設に関する工事を完了し、緑化施設工事完了届を提出していただきます。緑化施設に関して名古屋市の検査を受けることが必要です。一方で、冬場の植栽については、寒冷紗等を使用すれば、寒冷により植物の生育が極めて困難であるとまではいえないため、原則、延期認定の対象にしていません。
- ・園路・土留めを緑化施設に計上している場合は、その部分の完了写真の提出が必要です。

C. その他のやむを得ない理由で植栽が不可能であると市長が認めた場合

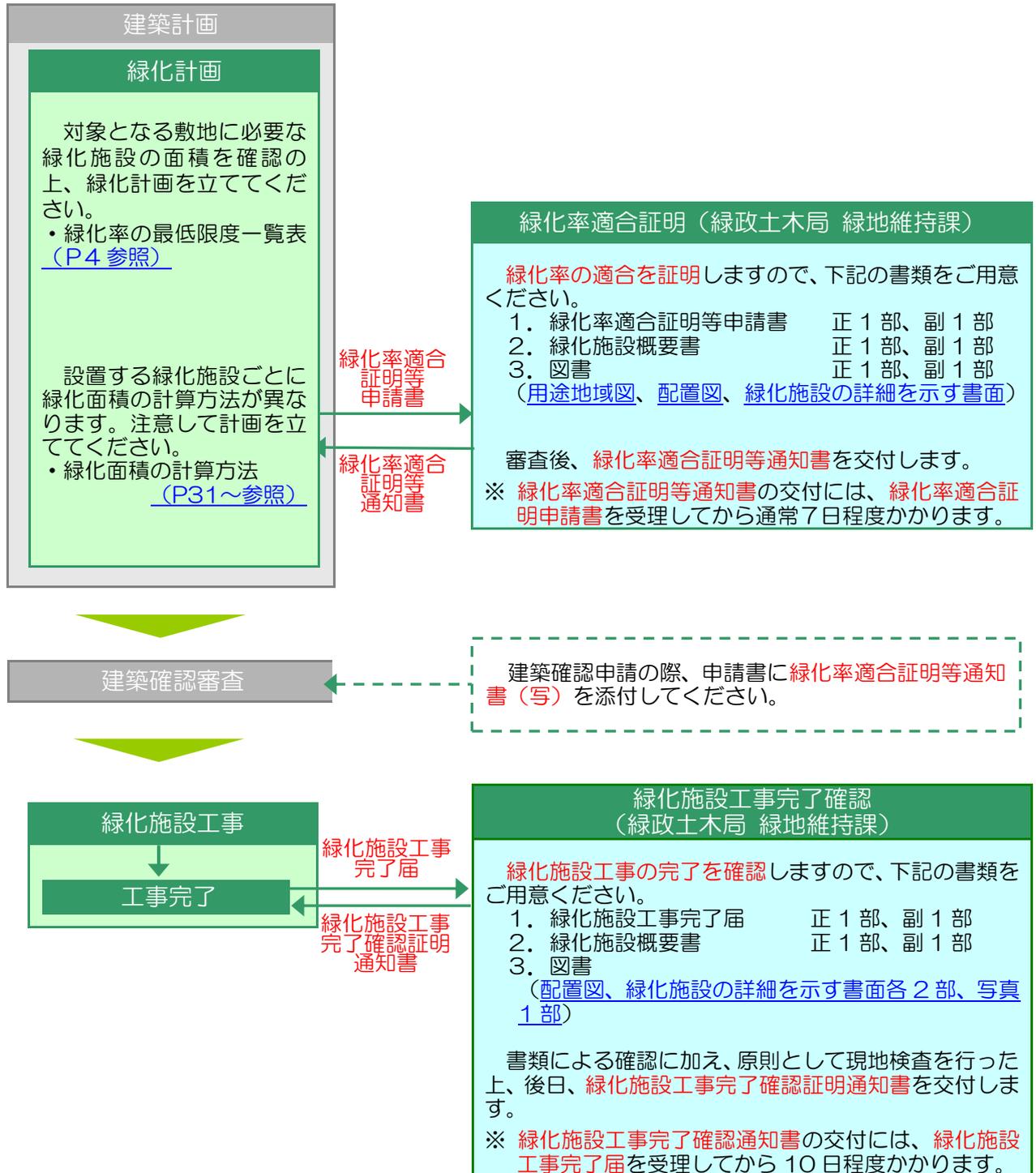
(事例毎に適否を判断しますので、建物工事の完了 1 か月前までにご相談をお願いします。)

- ・やむを得ない理由に該当する場合には、本格的な日本庭園等の緑化施設を築造するなど、一定の工期を要する場合に、建物工事の完了予定日から最長 6 か月間の延期認定を行います。延期認定申請書には緑化施設の工事工程表の添付が必要です。緑化施設に関する工事を完了した時点で、緑化施設工事完了届を提出し、緑化施設に関して名古屋市の検査を受けることが必要です。

[目次に戻る](#)

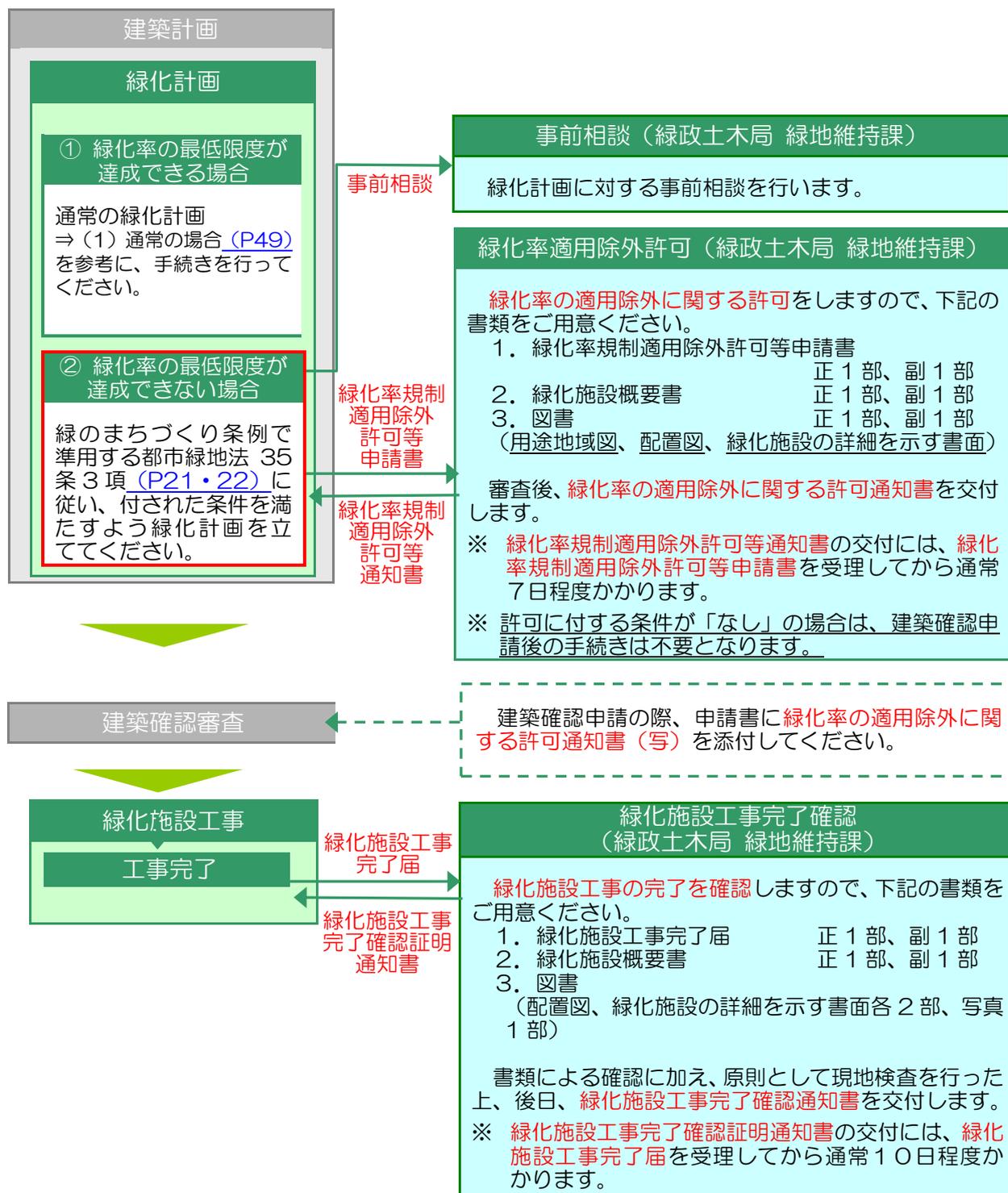
4-5 緑のまちづくり条例で規制される場合の手続きの流れ

(5) 通常の場合（緑のまちづくり条例）



[目次に戻る](#)

(6) 適用除外対象物件の場合（緑のまちづくり条例）



4-6 手続き様式集（記入例）

(1) 緑化率適合証明等申請書

緑化率適合証明等の申請を行う際に提出してください。

提出部数：申請書・概要書・用途地域図・配置図・詳細書面（各2部）

(2) 緑化施設概要書

各種申請書、届出書を提出する際、提出してください。

(3) 緑化率規制適用除外許可等申請書

緑化率の適用除外許可等の申請を行う際に提出してください。

提出部数：申請書・概要書・用途地域図・配置図・詳細書面（各2部）

(4) 申請取下届

「緑化率適合証明等申請書」や「緑化率規制適用除外許可等申請書」（以下(6)において「申請書」という）を提出後、「緑化率適合証明等通知書」等が交付されるまでの間に、それらの申請書の内容に変更が生じた場合、もしくは工事を中止する場合に提出してください。

提出部数：取下届（2部）

(5) 工事取止届

「緑化率適合証明等通知書」や「緑化率規制適用除外許可等通知書」（以下(6)において「通知書」という）の交付後に工事を中止する場合に提出してください。

提出部数：取止届（2部）

(6) 申請書等記載事項変更届

「通知書」の交付後に、緑化施設工事の内容に大きな変更が生じた場合や、「申請書」の記載内容（【建築物の名称】【緑化施設の面積】【緑化率】【工事着手・完了予定年月日】【担当者】などを除く）に変更が生じた場合に提出してください。

緑化施設工事の内容に大きな変更が生じた場合とは、緑化手法の大きな変更（屋上緑化や、壁面緑化、駐車場緑化など新たに緑化資材を使用する場合）や、緑化計画が大きく変わった場合などが該当します。軽微な変更の場合（樹種の変更、配置の変更、緑化率の最低限度を明らかに満たした緑化面積の増減など）は「緑化施設工事完了届」の提出時に確認・証明するため、「申請書等記載事項変更届」を提出する必要はありません。

申請書等記載事項変更届の手続きの要・不要については [P76 緑化施設の変更に伴う記載事項変更届の提出基準について](#)を参考にしてください。

提出部数：変更届（2部）、概要書・配置図・詳細書面（必要に応じて各2部）

(7) 緑化施設工事完了延期認定申請書

緑化施設工事完了延期認定の申請を行う際に提出してください。

提出部数：申請書・概要書・配置図・詳細書面（各3部）、確認済証（写）・写真（各1部）、工程表

(8) 緑化施設工事完了届

緑化施設工事完了確認を行う際に提出してください。

軽微な変更の確認はここであわせて行います。

提出部数：完了届・概要書・配置図・詳細書面（法各3部・条例各2部）、写真（1部）

申請書・届出書の様式は
名古屋市役所ホームページ ⇒事業向け情報 ⇒道路・川・みどり
⇒緑化地域制度について (<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000008169.html>)から
ダウンロードできます。

主な手続きの種類と必要な様式

		緑化率適合証明等申請書	緑化率規制適用除外許可等申請書	緑化施設概要書	申請取下届	工事取止届	申請書等記載事項変更届	緑化施設工事完了延期認定申請書	緑化施設工事完了届
都市緑地法による規制の場合	通常の場合 (P49)	○	—	○	△	△	△	△	○
	適用除外対象物件・工場立地法対象物件で、緑化率の最低限度を達成できない場合 (P50、P52)	—	○	○	△	△	△	△	○
	緑化施設工事延期の場合 (P53)	—	—	○	—	—	—	○	○
緑のまちづくり条例による規制の場合	通常の場合 (P55)	○	—	○	△	△	△	—	○
	適用除外対象物件で、緑化率の最低限度を達成できない場合 (P56)	—	○	○	△	△	△	—	○

○：必要な書類 △：場合によって必要な書類

申請書と緑化施設概要書に記載する数値基準

事項	単位	小数点以下桁数	備考
緑化率	%	第1位まで	切り捨て
緑化率の最低限度	%	第1位まで	切り上げ
緑化施設の面積	m ²	第1位まで	切り捨て
敷地面積	m ²	第2位まで	切り捨て
増築割合	%	第1位まで	切り上げ
土留・園路等の割合	%	第1位まで	切り上げ

※この記入方法はあくまでも原則としたもので、厳格な判断を必要とする場合は、さらに詳細な表記が必要になります。

[目次に戻る](#)

(1) 緑化率適合証明等申請書

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

*1
令和 元 年 5 月 7 日

(宛先) 名古屋市長

*2
申請者 住所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏名 名古屋 太郎
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

*3

都市緑地法施行規則第29条の規定による証明

緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証

を受けたいので、

次のとおり申請します。

*4	建築物の名称	グリーンヒルズ〇〇		
	地名地番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇		
	建築物の用途	用途区分	共同住宅	
		用途を示す記号	08030	
	用途地域等	第1種低層住居専用地域		
	敷地面積	320.20 m ²		
*5	建蔽率の緩和	<input type="checkbox"/>	防火地域内の耐火建築物等	
		<input type="checkbox"/>	準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等	
		<input type="checkbox"/>	市が指定する角地等	
	都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	20.0 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
*6	工事種別・増築割合	<input checked="" type="checkbox"/>	新築	
		<input type="checkbox"/>	増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： %）	
*7	緑化施設の面積	66.5 m ²	緑化率	20.7 %
*8	建築工事着手予定年月日	令和 元 年 10 月 1 日		
	緑化工事完了予定年月日	令和 2 年 3 月 31 日		
*9	担当者 (設計管理者)	住所	名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号	
		氏名	〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇)	
		電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

緑化率適合証明等申請書の記入方法

*1 日付

窓口で提出する日を記入してください。(窓口で記入されることをお勧めします)

*2 申請者

- ・法人の場合、所在地、法人名、代表者名を記入してください。
- ・副本は証明書に付けてお返しするものです。コピーでも構いません。

*3 関連法規

下記を参考に、該当する関連法規を選択してください。

◆都市緑地法施行規則第 29 条の規定による証明

都市緑地法第 35 条及び第 36 条に基づき緑化が義務付けられる場合。及び、地区計画条例に基づき緑化が義務付けられる場合。

◆緑のまちづくり条例第 26 条第 3 項の規定による認証

緑のまちづくり条例第 26 条に基づき緑化が義務付けられる場合。

*4 敷地面積等

【地名地番】は、建築確認申請と同一の敷地であることが確認できるように、同じ内容を記入してください。

区画整理事業地内の地名地番には仮換地(保留地)を忘れずに記入してください。

【建築物の用途】は、建築確認と同じ「用途区分」と「用途を示す記号」を記入してください。「用途区分」は主要用途を記入してください。

【敷地面積】は、建築確認申請と同じ数値を、小数点以下 3 桁目を切り捨て、小数点以下 2 桁まで記入してください。(都市緑地法 36 条に定められる「一の敷地とみなされる一団地」の場合、一団地として認定を受けた敷地全体で申請を行ってください。)

【建蔽率の緩和】が適用できる敷地の場合は、該当する項目に✓印を記入してください。

*5 緑化率の最低限度

【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】は、「都市緑地法」に基づき義務付けられる敷地面積あたりの緑化率の最低限度を記入してください。

【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】は、「緑のまちづくり条例」に基づき義務付けられる敷地面積あたりの緑化率の最低限度を記入してください。

(P4の「[緑化率の最低限度一覧表](#)」を参考にご記入ください。)

*6 工事種別及び増築割合

該当する項目に✓印を記入してください。

増築の場合は、「増築後の全体床面積／制度施行日時点の全体床面積」×100 で算出される数値を、小数点以下 2 桁目を切り上げ、小数点以下 1 桁で記入してください。

都市緑地法に基づく緑化率の最低限度が定められた建築物を増築する場合は増築割合にかかわらず、「 - 」を記入してください。

*7 緑化施設の面積及び緑化率

緑化率が*5【都市緑地法に基づく緑化率の最低限度】と【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】の合計値以上になるように緑化施設を計画してください。

【緑化施設の面積】と【緑化率】は、小数点以下 2 桁目を切り捨て、小数点以下 1 桁まで記入してください。

*8 工事着手・完了予定年月日

建築基準法に基づく着工予定日と、緑化施設の工事完了予定日を記入してください。

*9 担当者

担当者もしくは設計管(監)理者の住所、氏名、電話番号を記入してください。

[条例規制（市街化調整区域）の場合の記入例]

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 元 年 5 月 7 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

- *1 都市緑地法施行規則第29条の規定による証明 を受けたいので、
緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証
 次のとおり申請します。

建 築 物 の 名 称	老人保健施設グリーンヒルズ〇〇		
地 名 地 番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇		
建 築 物 の 用 途	用途区分	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
	用途を示す記号	08170	
用 途 地 域 等	市街化調整区域		
敷 地 面 積	1200.00 m ²		
建 蔽 率 の 緩 和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物等 <input type="checkbox"/> 準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等 <input type="checkbox"/> 市が指定する角地等		
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	*2 適用なし %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	*3 20.0 %
工事種別・増築割合	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： %）		
緑化施設の面積	247.2 m ²	緑化率	*4 20.6 %
建築工事着手予定年月日	令和 元 年 10 月 1 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 2 年 3 月 31 日		
担 当 者 (設計管理者)	住所	名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇)	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- *1 緑のまちづくり条例による規制の場合は、「緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証」を選択してください。
 *2*3 P4「[緑化率の最低限度一覧表](#)」より、【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】は適用なし、【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】は20%であることが分かります。
 *4【緑化率】が20%以上のため、緑のまちづくり条例の規定をクリアしています。

[目次に戻る](#)

[敷地が法規制区域と条例規制区域(市街化調整区域)にまたがる場合の記入例]

第11号様式 (第18条第1項関係)

緑化率適合証明等申請書

令和 元 年 5 月 7 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

*1 **都市緑地法施行規則第29条の規定による証明** を受けたいので、
緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証
 次のとおり申請します。

建築物の名称	老人保健施設グリーンヒルズ〇〇		
地名地番	名古屋市中区〇〇二丁目〇番〇、〇〇町〇〇〇〇番		
建築物の用途	用途区分	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
	用途を示す記号	08170	
用途地域等	①第1種中高層住居専用地域(建蔽率50%) ②市街化調整区域*2		
敷地面積	*3 (①1,200㎡、②800㎡) 2,000.00㎡		
建蔽率の緩和	<input type="checkbox"/>	防火地域内の耐火建築物等	
	<input checked="" type="checkbox"/>	準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等	
	<input type="checkbox"/>	市が指定する角地等	
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	*4 9.0%	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	*5 8.0%
工事種別・増築割合	<input checked="" type="checkbox"/>	新築	
	<input type="checkbox"/>	増築(都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合: %)	
緑化施設の面積	352.0㎡	緑化率	*6 17.6%
建築工事着手予定年月日	令和 元 年 10 月 1 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 2 年 3 月 31 日		
担当者(設計管理者)	住所	名古屋市中区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇)	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- *1 都市緑地法による規制と緑のまちづくり条例による規制がかかる場合は対象となる規制をすべて選択してください。
- *2 敷地が複数の用途地域にわたる場合は、面積の多い順に記載してください。
- *3 敷地が複数の用途地域にわたる場合は、それぞれの面積が分かるように記載してください。
- *4*5 [P4「緑化率の最低限度一覧表」](#)より、【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】は15%、【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】は20%であることが分かります。
 加重平均では、敷地全体の【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】は $15\% \times 1,200\text{㎡} \div 2,000\text{㎡} + 0\% \times 800\text{㎡} \div 2,000 = 9\%$ 、【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】は $0\% \times 1,200\text{㎡} \div 2,000\text{㎡} + 20\% \times 800\text{㎡} \div 2,000 = 8\%$ となります。よって法規制と条例規制を共に満たすためには、敷地全体で $9\% + 8\% = 17\%$ 以上の緑化率が必要となります。(加重平均により緑化率の最低限度を算出する場合は、小数点以下2桁目を切り上げ小数点以下1桁で記入してください。)
- *6 【緑化率】が17%以上のため、都市緑地法及び緑のまちづくり条例の規定をどちらもクリアしています。

[目次に戻る](#)

[建蔽率が80%以下の敷地における増築の場合の記入例]

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 元 年 5 月 7 日

（宛先） 名古屋市長

申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

都市緑地法施行規則第29条の規定による証明

緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証

を受けたいので、

次のとおり申請します。

建築物の名称	〇〇ドラッグ		
地名地番	名古屋市中区〇〇二丁目〇番〇		
建築物の用途	用途区分	日用品の販売を主たる目的とする店舗	
	用途を示す記号	08438	
用途地域等	近隣商業地域		
敷地面積	980.00 m ²		
建蔽率の緩和	<input type="checkbox"/>	防火地域内の耐火建築物等	
	<input type="checkbox"/>	準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等	
	<input type="checkbox"/>	市が指定する角地等	
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	10.0 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
工事種別・増築割合	<input type="checkbox"/>	新築	
	<input checked="" type="checkbox"/>	増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： 156.0 %）*1*2	
緑化施設の面積	100.2 m ²	緑化率	10.2 %
建築工事着手予定年月日	令和 元 年 10 月 1 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 2 年 3 月 31 日		
担当者 （設計管理者）	住所	名古屋市中区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇）	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

*1 建築確認申請の数値を基に、【増築後の床面積の合計】÷【平成20年10月31日時点の床面積の合計】×100の値を、小数点以下2桁目を切り上げ、小数点以下1桁まで記入してください。

(*1の数値が120%以下の場合、緑化率の最低限度は規定されません。申請書の提出は不要です。ただし、確認申請に当たり申請不要の確認手続き（合議、いわゆる裏判）が必要です。）

*2 都市計画の告示日（平成20年10月31日）以降に緑化率適合証明等通知書の交付を受けた建築物を増築する場合は、増築割合にかかわらず申請が必要です。増築割合には「 - 」を記入してください。

緑化率の最低限度は [P4「緑化率の最低限度一覧表」](#)でご確認ください。

[目次に戻る](#)

[建蔽率が80%を超える敷地における増築の場合の記入例①]

平成30年3月31日までに緑化率適合証明等通知書の交付を受けていない建築物

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 元 年 5 月 7 日

(宛先) 名古屋市長
申請者 住所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏名 名古屋 太郎
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

都市緑地法施行規則第29条の規定による証明 を受けたいので、
緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証
次のとおり申請します。

建築物の名称	〇〇ドラッグ		
地名地番	名古屋市中区〇〇二丁目〇番〇		
建築物の用途	用途区分	日用品の販売を主たる目的とする店舗	
	用途を示す記号	08438	
用途地域等	近隣商業地域		
敷地面積	980.00 m ²		
建蔽率の緩和	<input checked="" type="checkbox"/>	防火地域内の耐火建築物等	
	<input type="checkbox"/>	準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等	
	<input checked="" type="checkbox"/>	市が指定する角地等	
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	10.0 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
工事種別・増築割合	<input type="checkbox"/>	新築	
	<input checked="" type="checkbox"/>	増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： 156.0 %）*1	
緑化施設の面積	100.2 m ²	緑化率	10.2 %
建築工事着手予定年月日	令和 元 年 10 月 1 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 2 年 3 月 31 日		
担当者 (設計管理者)	住所	名古屋市中区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇)	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

*1 建築確認申請の数値を基に、【増築後の床面積の合計】÷【平成30年4月1日時点の床面積の合計】×100の値を、小数点以下2桁目を切り上げ、小数点以下1桁まで記入してください。

(*1の数値が120%以下の場合には緑化率の最低限度は規定されません。申請書の提出は不要です。ただし、確認申請に当たり申請不要の確認手続き(合議、いわゆる裏判)が必要です。)

緑化率の最低限度は [P4「緑化率の最低限度一覧表」](#)でご確認ください。

[目次に戻る](#)

[建蔽率が80%を超える敷地における増築の場合の記入例②]
平成30年3月31日までに緑化率適合証明等通知書の交付を受けている建築物

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 元 年 5 月 7 日

(宛先) 名古屋市長
 申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎
 (法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

都市緑地法施行規則第29条の規定による証明
緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証 を受けたいので、
 次のとおり申請します。

建 築 物 の 名 称	〇〇ドラッグ		
地 名 地 番	名古屋市区〇〇二丁目〇番〇		
建 築 物 の 用 途	用途区分	日用品の販売を主たる目的とする店舗	
	用途を示す記号	08438	
用 途 地 域 等	近隣商業地域		
敷 地 面 積	980.00 m ²		
建 蔽 率 の 緩 和	<input checked="" type="checkbox"/>	防火地域内の耐火建築物等	
	<input type="checkbox"/>	準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等	
	<input checked="" type="checkbox"/>	市が指定する角地等	
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	適用なし %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	10.0 %
工 事 種 別 ・ 増 築 割 合	<input type="checkbox"/>	新築	
	<input checked="" type="checkbox"/>	増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： 115.0 %）*1	
緑 化 施 設 の 面 積	100.2 m ²	緑 化 率	10.2 %
建築工事着手予定年月日	令和 元 年 10 月 1 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 2 年 3 月 31 日		
担 当 者 (設 計 管 理 者)	住所	名古屋市区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇)	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

*1 建築確認申請の数値を基に、【増築後の床面積の合計】÷【平成30年4月1日時点の床面積の合計】×100の値を、小数点以下2桁目を切り上げ、小数点以下1桁まで記入してください。

(*1の数値が120%を超える場合は都市緑地法に基づく緑化規制になります。前頁の「建蔽率が80%を超える敷地における増築の場合の記入例①」に基づき申請をお願いします。)

緑化率の最低限度は [P4「緑化率の最低限度一覧表」](#)でご確認ください。

[市街化調整区域における増築の場合の記入例]

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 元 年 5 月 7 日

（宛先） 名古屋市長
申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

都市緑地法施行規則第29条の規定による証明
緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証 を受けたいので、
 次のとおり申請します。

建 築 物 の 名 称	老人保健施設グリーンヒルズ〇〇		
地 名 地 番	名古屋市区〇〇二丁目〇番〇		
建 築 物 の 用 途	用途区分	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
	用途を示す記号	08170	
用 途 地 域 等	市街化調整区域		
敷 地 面 積	2000.00 m ²		
建 蔽 率 の 緩 和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物等 <input type="checkbox"/> 準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等 <input type="checkbox"/> 市が指定する角地等		
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	適用なし %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	20.0 %
工事種別・増築割合	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： 156.0 %）*1*2		
緑化施設の面積	408.0 m ²	緑 化 率	20.4 %
建築工事着手予定年月日	令和 元 年 10 月 1 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 2 年 3 月 31 日		
担 当 者 （ 設 計 管 理 者 ）	住所	名古屋市区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇）	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

*1 建築確認申請の数値を基に、【増築後の床面積の合計】÷【平成20年10月31日時点の床面積の合計】×100の値を、小数点以下2桁目を切り上げ、小数点以下1桁まで記入してください。

（*1の数値が120%以下の場合は条例の緑化規制はかかりません。ただし、確認申請に当たり申請不要の確認手続きが必要です。）

*2 緑のまちづくり条例に基づく緑化率の最低限度を規定され緑化率適合証明等通知書の交付を受けたことのある建築物を増築する場合は、増築割合にかかわらず申請が必要です。増築割合には「ー」を記入してください。

緑化率の最低限度は [P4「緑化率の最低限度一覧表」](#)でご確認ください。

[目次に戻る](#)

増築の判断について

お問い合わせで、増築の判断について敷地で判断するのか、建築物で判断するのかというものがあります。増築については、建築確認申請上の敷地において、増築かどうかで判断をします。

確認申請書の様式では、(第三面)の建築物及びその敷地に関する事項の中の【9.工事種別】において、増築に当たるものが対象になります。

増築時に、営業の継続などのために、建築基準法第85条第1項、同条第2項、同条第5項に基づき仮設許可を取っている建築物が敷地内に存在している場合、仮設建築物の床面積は増築割合の計算には参入しませんので、注意してください。

[地区計画条例に基づく規制の場合の記入例]

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 元 年 5 月 7 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

都市緑地法施行規則第29条の規定による証明

緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証

を受けたいので、

次のとおり申請します。

建築物の名称	グリーンヒルズ〇〇		
地名地番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇		
建築物の用途	用途区分	共同住宅	
	用途を示す記号	08030	
用途地域等	第1種低層住居専用地域（〇〇地区整備計画区域 〇〇地区） ^{*1}		
敷地面積	157.66 m ²		
建蔽率の緩和	<input type="checkbox"/>	防火地域内の耐火建築物等	
	<input type="checkbox"/>	準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等	
	<input type="checkbox"/>	市が指定する角地等	
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	^{*2} 25.0 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
工事種別・増築割合	<input checked="" type="checkbox"/>	新築	
	<input type="checkbox"/>	増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： %）	
緑化施設の面積	39.6 m ²	緑化率	25.1 %
建築工事着手予定年月日	令和 元 年 10 月 1 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 2 年 3 月 31 日		
担当者 (設計管理者)	住所	名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇)	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- *1 緑化率の最低限度を定めている地区の場合、該当する地区計画名称と該当地区名をご記入ください。
- *2 緑化地域の申請対象面積以上の敷地の場合は、緑化率は緑化地域制度で規定される緑化率と地区計画で定められた緑化率のうち、大きい数値が適用されます。
- その他 地区計画に緑化率の最低限度の定めがある場合は、地区計画の届出に当たり、緑化率適合通知書の写しの添付が必要となります。地区計画の届出前7日前までに緑化地域の申請をお願いします。

(2) 緑化施設概要書

第12号様式（第18条第1項、第19条第1項、第20条の2第1項、第20条の7第1項関係）

緑化施設概要書

*1 1 種別 適合 適用除外 完了延期変更 完了

*2 2 緑化施設の面積

面積の算定項目		面積 (m ²)
（屋上緑化・壁面緑化を除く） 地上緑化	樹木の面積	
	①樹冠の水平投影面積	
	②みなし樹冠の水平投影面積	45.0
	③一定の条件に該当する植栽基盤の水平投影面積	
	④芝その他の地被植物の水平投影面積	10.0
	⑤花壇その他これらに類するものの水平投影面積	6.0
	⑥水流、池その他これらに類するものの水平投影面積	
	⑦園路、土留その他の施設の水平投影面積	(A) 5.5
⑧地上における緑化施設的面積（①～⑦の計）	66.5	
屋上緑化	⑨屋上における①～⑥の面積の計	
	⑩屋上における⑦の面積	(B)
	⑪屋上における緑化施設的面積（⑨+⑩）	
⑫壁面における緑化施設的面積		
緑化施設的面積（⑧+⑪+⑫）		(C) 66.5

*3 3 緑化施設的面積に占める園路、土留等の面積の割合（20%以内）

園路、土留等の面積 [(A) + (B)]	5.5 m ²	× 100 =	8.3 %
緑化施設的面積 (C)	66.5 m ²		

*4 4 緑化率

緑化施設的面積 (C)	66.5 m ²	× 100 =	20.7 %
敷地面積	320.20 m ²		

注1 該当する□の中にレ印をつけてください。

2 緑化施設的面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

緑化施設概要書の記入方法

*1 種別

緑化施設概要書を添付する申請書に合わせ選択してください。

*2 緑化施設の面積

「3.緑化面積の計算方法」に従って、計画した緑化施設の面積を算出してください。「緑化施設の面積(C)」が、緑化率適合証明申請書や緑化率規制適用除外許可等申請書の【緑化施設の面積】になります。

【面積(m²)】は、小数点以下2桁目を切り捨て、小数点以下1桁まで記入してください。

*3 緑化施設の面積に占める園路・土留等の面積の割合

「園路・土留等の面積(A) + (B)」は「緑化施設の面積(C)」の20%を超えて計上することができません。

【緑化施設の面積に占める園路・土留等の面積の割合】は、小数点以下2桁目を切り上げ小数点以下1桁まで記入してください。

*4 緑化率

ここで算出される緑化率が、緑化率適合証明等申請書や緑化率規制適用除外許可等申請書の【緑化率】になります。

種別が「適用除外」の場合、敷地面積は「⑤緑化が可能な敷地の面積」を記入してください。

種別が「完了延期」の場合、緑化施設の面積は「完了している緑化施設の面積」を記入してください。

【緑化率】は、小数点以下2桁目を切り捨て、小数点以下1桁まで記入してください。

(3) 緑化率規制適用除外許可等申請書

第12号様式の3（第19条第1項関係）

緑化率規制適用除外許可等申請書

*1 令和 元 年 5 月 7 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所

*2

名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏名 名古屋 太郎

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

*3

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

都市緑地法第35条第2項第 2 号

緑のまちづくり条例第26条第2項

名古屋市区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例第8条の3第2項第 号

の規定による適用除外の **許可** 認定 を受けたいので、次のとおり申請します。

*4	建築物の名称	学校法人緑化学園 みどり中学校		
	地名地番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇		
	建築物の用途	用途区分	中学校、高等学校又は中等教育学校	
		用途を示す記号	08090	
用途地域等	第1低層住居専用地域			
①敷地面積			15,300.80 m ²	
建蔽率の緩和	<input type="checkbox"/> 防火地域内の耐火建築物等 <input type="checkbox"/> 準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等 <input type="checkbox"/> 市が指定する角地等			
*5	都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	20.0 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
*6	工事種別・増築割合	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： %）		
*7	②緑化施設の面積	2140.5 m ²	緑化率	13.9 %
*8	③用途により緑化が困難な敷地の面積	4800.00 m ²	④がけ地等の面積	*9 0.00 m ²
	⑤緑化が可能な敷地の面積 (① - (③ + ④))	10,500.80 m ²	緑化が可能な敷地における緑化率 (② / ⑤ × 100)	*13 20.3 %
*10	建築工事着手予定年月日	令和 元 年 10 月 1 日		
	緑化工事完了予定年月日	令和 2 年 3 月 31 日		
*11	申請理由	運動場、プールは、建築用途上必要な施設である。両施設は、緑化が困難な施設である。両施設の設置により、規定の緑化率の達成が困難なため、運動場、プールを緑化の対象面積から除外する必要がある。		
*12	担当者 (設計管理者)	住所	名古屋市中区三の丸三丁目〇番〇号	
		氏名	〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇)	
		電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

緑化率規制適用除外許可等申請書の記入方法

*1、*2、*4、*5、*6、*7、*10、*12

[P60「緑化率適合証明等申請書の記入方法」](#)を参考にしてください。

*3 関連法規

下記を参考に、該当する関連法規を選択してください。

◆都市緑地法第35条第2項各号

都市緑地法第35条第2項第1号、2号、及び3号に基づき緑化率規制の適用除外を受ける場合。[P21～P23「2. 法律、条例の運用の解説」](#)を参考に適合する号数を記入の上、選択してください。

◆緑のまちづくり条例第26条第2項に基づき緑化率規制の適用除外を受ける場合。

*8 用途により緑化が困難な敷地の面積

都市緑地法第35条第2項第2号及び第35条第3項に基づく、用途により緑化が困難であり敷地面積から除外することが適当な物件の面積を記入してください。ただし、対象となる建築用途と除外物件はP22「[2. 法律、条例の運用の解説](#)」に記載されているものに限られます。

【用途により緑化が困難な敷地の面積】は小数点以下3桁目を切り捨て、小数点以下2桁まで記入してください。

*9 がけ地等の申請

都市緑地法第35条第2項第3号及び第35条第3項に基づく緑化が困難ながけ地等の面積を記入してください。ただし、対象となる敷地はP22「[2. 法律、条例の運用の解説](#)」に記載されているものに限られます。

【がけ地等の面積】は、小数点以下3桁目を切り捨て小数点以下2桁まで記入してください。

*11 申請の理由

緑化率規制定期用除外許可・認定を受けたい理由を記入してください。

ただし、申請の理由はP21～P23「[2. 法律、条例の運用の解説](#)」に記載されているものに限られます。

*13 緑化が可能な敷地における緑化率

0㎡÷0㎡の場合は「—」を記入してください。

(4) 申請取下届

第12号様式の6（第20条の3関係）

申 請 取 下 届

^{*1}
令和 元 年 5 月 9 日

（あて先） 名古屋市長

届出者 住所 ^{*2}
名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏名 名古屋 太郎
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

緑のまちづくり条例施行細則第20条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

^{*3} 申 請 書 の 名 称	<input checked="" type="checkbox"/> 緑化率適合証明等申請書 <input type="checkbox"/> 緑化率規制適用除外許可等申請書 <input type="checkbox"/> 緑化施設工事完了延期認定申請書
^{*4} 申 請 年 月 日	令和 元 年 5 月 7 日
^{*5} 建 築 物 の 名 称	グリーンヒルズ〇〇
地 名 地 番	名古屋市中区〇〇二丁目〇番〇
^{*6} 取 下 げ の 理 由	建築計画の変更により、緑化計画の変更が生じたため。
^{*7} 担 当 者 （ 設 計 管 理 者 ）	住所 名古屋市中区〇〇三丁目〇番〇号 氏名 〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇） 電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

申請取下届の記入方法

^{*1}、^{*2}、^{*5}、^{*7}

[P60「緑化率適合証明等申請書の記入方法」](#)を参考にしてください。

^{*3} 申請書の名称

取下げたい申請にレ印を記入してください。

^{*4} 申請年月日

^{*3}の申請書を提出した年月日を記入してください。

^{*6} 取り下げの理由

申請を取り下げる理由を記入してください。

[目次に戻る](#)

(5) 工事取止届

第12号様式の8（第20条の5関係）

工 事 取 止 届

*1

令和元年6月21日

（あて先） 名古屋市長

*2

届出者 住所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏名 名古屋 太郎

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

緑のまちづくり条例施行細則第20条の5の規定により、次のとおり届け出ます。

*3

通知書交付年月日 及び 番号	令和元年5月10日 〇〇〇 第 〇 - 〇 号
*4 建築物の名称	グリーンヒルズ〇〇
地名地番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇
*5 取止めの理由	本年6月18日をもって、建築計画が中止されたため。
*6 担当者 （設計管理者）	住所 名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号 氏名 〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇） 電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

工事取止届の記入方法

*1、*2、*4、*6

[P60「緑化率適合証明等通知書の記入方法」](#)を参照してください。

*3 通知書交付年月日及び番号

緑化率適合証明等通知書、又は緑化率規制適用除外許可等通知書の交付年月日及び通知番号を記入してください。

*5 取止めの理由

工事を取り止める理由を記入してください。

[目次に戻る](#)

(6) 申請書等記載事項変更届

第12号様式の7（第20条の4第1項関係）

申請書等記載事項変更届

令和 元 年 6 月 21 日

*1

（あて先） 名古屋市長

変更前の内容

届出者 住所 *2 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏名 名古屋 太郎
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

緑のまちづくり条例施行細則第20条の4第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更後の内容	*3	通知書交付年月日及び番号	令和 元 年 5 月 10 日 〇〇〇 第 〇 - 〇 号			
	*4	建築物の名称	グリーンヒルズ〇〇			
		地名地番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇			
		敷地面積	322.00 m ²			
変更事項のみ記入	*5	変更前	敷地面積320.20m ² 、地上緑化66.5m ²			
		変更後	敷地面積322.00m ² 、地上緑化66.5m ² 、屋上緑化21.0m ²			
	*6	緑化施設の面積	変更前	66.5 m ²	変更後	67.5 m ²
		緑化率	変更前	20.7 %	変更後	20.9 %
	*7	緑化工事完了予定年月日	変更前	令和 年 月 日	変更後	令和 年 月 日
*8	変更理由	・確定測量により敷地面積が変更となったため。 ・地上部の植栽が一部困難となり、代わりに緑化資材を用いて屋上緑化を施工することになったため。				
*9	担当者（設計管理者）	住所	名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号			
		氏名	〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇）			
		電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[目次に戻る](#)

申請書等記載事項変更届の記入方法

*1、*2、*4、*9

[P60「緑化率適合証明等申請書の記入方法」](#)を参考にしてください。

*2、*4については【届出者】の届出者名は、地位の継承という意味から、原則、変更前の届出者名で提出してください。ただし、届出者が亡くなった場合や、法人の代表者変更については変更後の方で構いません。

【建築物の名称】【地名地番】【敷地面積】は変更後の内容を記入してください。

*3 通知書交付年月日及び番号

「緑化率適合証明等通知書」もしくは「緑化率規制適用除外許可等通知書」の右肩部分にある交付年月日及び通知番号を記入してください。

*5 変更事項

緑化率適合証明等申請書もしくは緑化率規制適用除外許可等通知書の申請内容から、記載内容や緑化施設を変更する場合、変更内容を記入してください。

申請書等記載事項変更届の提出が必要な変更事項については下の表を参考にしてください。

*6 緑化施設の面積・緑化率

緑化施設の面積や緑化率に変更がある場合に変更内容を記入してください。(軽微な緑化施設の変更で完了届提出時に、申請者等の変更があり記載事項変更届を提出する場合は記入不要です。)

*7 工事完了予定年月日

工事完了予定年月日に変更がある場合、記入してください。

*8 変更の理由

記載内容の変更を行う理由を記入してください。

記載事項変更届の提出基準について

緑化施設の変更内容	提出の要・不要
申請者の変更(申請者住所・代表者の変更を含む)	要
建築物の名称変更(完了届提出時に変更後の名称を記載してください)	不要
地名地番の変更(合筆、分筆、誤記等)	要
敷地面積の変更(緑化率を満たした計画になっているか確認ください) (緑化率の最低限度を按分計算にて算出の申請は、緑化率を再計算) (建ぺい率の変更により、対象敷地面積未満になった場合は、工事取止届を提出)	要
担当者の変更	不要
完了予定年月日のみの変更	不要
建築確認申請を取下げ・再申請する建築物の緑化施設の変更	要 又は 取下届・再申請
建築確認申請で計画変更を行う建築物の緑化施設の変更(緑化率が減少するもの)	要
建築確認申請で計画変更を行う建築物の緑化施設の変更(緑化率が増加するもの)	不要
建築確認申請で記載事項変更を行う建築物の緑化施設の変更(緑化面積が減少するもの(明らかに緑化率の最低限度を満たしているものを除く))	要
建築確認申請で記載事項変更を行う建築物の緑化施設の変更(緑化率が増加するもの)	不要
樹種を変更するもの(例:ハナミズキからアオダモなど)	不要
緑化率の最低限度を明らかに満たした上で、緑化面積を変更するもの(例:花壇面積が少し大きくなった、小さくなった)	不要
花壇・植栽帯の形が変わるもの(例:正方形が長方形になった。)	不要
空地緑化を壁面緑化又は屋上緑化、駐車場緑化に変更するもの	要
駐車場緑化の保護資材を変更するもの	要
壁面緑化の緑化補助資材を変更するもの	要
壁面緑化の施工高さの変更をするもの	要
屋上緑化に使用する資材・構造を変更するもの	要
空地緑化においても特殊な工法・資材を使用したものに変更するもの	要

(7) 緑化施設工事完了延期認定申請書

緑化施設工事完了延期認定申請書

*1

令和 元 年 10 月 10 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所 名古屋市中央区三の丸一丁目〇番〇号

氏名 名古屋 太郎
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

都市緑地法第43条第1項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができないことについて認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

*3 通知書交付年月日及び番号	令和 元 年 5 月 10 日	〇〇〇 第 〇 - 〇 号
建築物の名称	グリーンヒルズ〇〇	
地名地番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇	
敷地面積	320.20 m ²	

2 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

*4 既存の緑化施設の位置	配置図のとおり
種 別	配置図のとおり
面 積	0.0 m ²

3 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

*5 整備する緑化施設の概要及び規模	配置図のとおり
配 置	配置図のとおり
種 別	配置図のとおり
面 積	66.5 m ²

4 上記3のうち工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別、面積、当該工事を完了することができない理由及び完了予定年月日

*6 工事を完了することができない緑化施設の概要及び規模	配置図のとおり
配 置	配置図のとおり
種 別	配置図のとおり
面 積	50.0 m ²

*7 工事を完了することができない理由
同一敷地内に複数の建築工事を連続して施工しており、緑化工事の一部を物理的に行う事が出来ないため。

*8 完了予定年月日	令和 2 年 10 月 10 日
------------	------------------

5 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記2と3を合計した緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	20.7 %
上記2と3を合計した緑化施設の面積から上記4の緑化施設の面積を減じた緑化施設の面積の敷地面積に対する面積の割合	5.1 %

6 担当者

*9 担 当 者 (設計管理者)	住所 名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号 氏名 〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇) 電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇
---------------------	-------------------------------------------------------------------

注 面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

[目次に戻る](#)

緑化施設工事完了延期認定申請書の記入方法

*1、*2、*3、*9

[P60「緑化率適合証明等申請書の記入方法」](#)を参考にしてください。

*4 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

今回の工事以前からある緑化施設がある場合は、その緑化面積を記入してください。面積は小数点以下2桁目を切り捨て小数点以下1桁まで記入してください。

位置及び種別の配置図への記入方法は [P82](#) を参照してください。

*5 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

緑化施設全体の面積から既存の緑化施設の面積を減じた数字を記入してください。面積は小数点以下2桁目を切り捨て小数点以下1桁まで記入してください。

位置及び種別の配置図への記入方法は [P82](#) を参照してください。

*6 工事を完了することができない緑化施設の概要等

建築完了検査までに工事を完了することができない緑化施設の面積を、小数点以下2桁目を切り捨て小数点以下1桁まで記入してください。

(ただし、植栽工事以外の園路や土留などは完了延期が認められません)

配置及び種別の配置図への記入方法は [P87](#) を参照してください。

*7 工事が完了することができない理由

建築完了検査までに緑化施設の工事を完了することができない理由を記入してください。

緑化施設工事完了延期の認定が受けられる理由かどうかの確認には、「法律、条例の運用の解説」[P26](#)を参照してください。

*8 完了予定年月日

建築完了検査までに完了することができない緑化施設の完了予定年月日を記入してください。

(8) 緑化施設工事完了届

第12号様式の9（第20条の7第1項関係）

緑化施設工事完了届

^{*1}
令和 2 年 3 月 31 日

(あて先) 名古屋市長
届出者 住所 ^{*2} 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏名 名古屋 太郎
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

緑のまちづくり条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

^{*3}	通知書交付年月日 及び 番 号	令和 元 年 5 月 10 日	〇〇〇 第	〇 - 〇 号
	建築物の名称	グリーンヒルズ〇〇		
	地名地番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇		
^{*4}	敷地面積	320.20 m ²		
^{*5}	都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	20.0 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
^{*6}	工事種別・増築割合	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： %）		
^{*7}	緑化施設の面積	66.5 m ²	緑化率	20.7 %
^{*8}	建築工事着手年月日	令和 元 年 10 月 1 日		
	緑化工事完了年月日	令和 2 年 3 月 30 日		
^{*9}	担当者 (設計管理者)	住所 名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号 氏名 〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇) 電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇		

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

緑化施設工事完了届の記入方法

*1 日付

提出日を記入してください。

*2、*4、*5、*6、*9

緑化率適合証明等申請書もしくは緑化率規制適用除外許可等申請書と同じ内容をご記入ください。
(変更のある場合は事前に申請書等記載事項変更届を提出してください。)

*3 通知書交付年月日及び番号

緑化率適合証明等通知書もしくは緑化率適用除外許可等通知書に記載されている交付年月日及び通知番号を記入してください。

*7 緑化施設の面積及び緑化率

工事完了時の数値を記入してください。緑化率が*5【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】と【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】の合計値以上となる様、緑化施設を整備しなくてはなりません。

【緑化施設の面積】と【緑化率】は小数点以下2桁目を切り捨て、小数点以下1桁まで記入してください。

*8 建築工事着手年月日・緑化工事完了年月日

建築基準法に基づく着工年月日と緑化施設の工事完了年月日(提出日、もしくは、それ以前の日付となっているかご確認を)を記入してください。

4-7 添付図書の記入例

(1) 用途地域図等（用途地域指定図、又は用途地域の分かる図面）

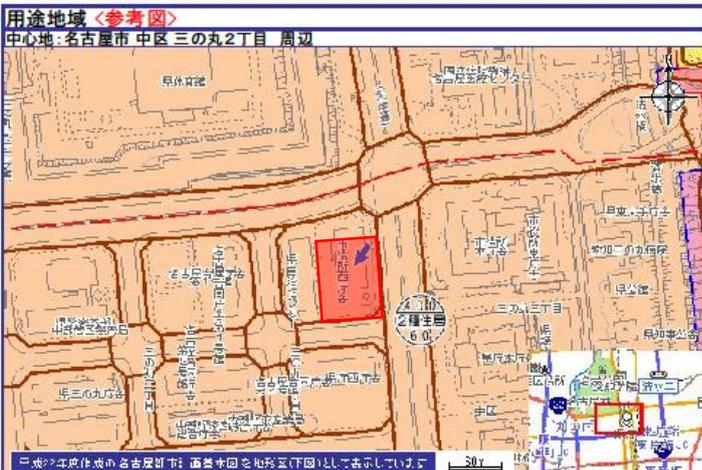
工事場所、方位、道路、用途地域を示した図面を添付してください。

用途地域の分かる図面は、ウェブサイト「名古屋市都市計画情報提供サービス」で提供していますのでご利用ください。（名古屋市役所ホームページ→市政情報→分野別の計画・指針・調査結果→都市開発・建築→都市計画→名古屋市都市計画情報提供サービス（リンク））地点を選択し、地点の都市計画情報が表示されている状態で、画面右上の印刷ボタンをご利用いただき、地点情報が表示されているのを確認のうえ、印刷してください。（表の情報が表示されていればモノクロ印刷でかまいません）

- ※ 防火地域内の耐火建築物等で建蔽率の緩和を受ける場合は、防火地域であることを明示してください。
- ※ 準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等で建蔽率の緩和を受ける場合は、準防火地域であることを明示してください。

名古屋市都市計画情報提供サービス | 都市計画情報 Page 1 of 1

用途地域〈参考図〉
中心地: 名古屋市 中区 三の丸2丁目 周辺



平成27年度作成の名古屋市: 商業地図を地形図(下図)として表示しています。 50m

凡例		選択された地点(矢印の先端)の該当内容は以下の通りです。この図面は、地目の種類上及び一方向性上の距離を考慮しておりますので、詳細位置を別の参考図にてご利用ください。右隣の土地が区分隣接の場合は、下記連絡先までお問い合わせください。			
■	第1種低層住居専用地域	市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域	用途地域区分	第2種住居地域
■	第2種低層住居専用地域	容積率(%)	400	建ぺい率(%)	80
■	第1種中高層住居専用地域	外壁後退距離(m)	-	防火地域及び準防火地域	防火地域(集団防火)
■	第2種中高層住居専用地域	風致地区	第1種風致地区	特定街区	特定街区(名城郭内田舎第4街区)
■	第1種住居地域	緑化地域	緑化地域	駐車場整備地区	駐車場整備地区
■	第2種住居地域	一団地の官公庁施設	名城郭内団地	高度地区	-
■	準住居地域	特別工業地区	-	中高層住居専用地区	-
■	近隣商業地域	文教地区	-	研究開発地区	-
■	商業地域	臨海地区	-	高度利用地区	-
■	準工業地域	大規模集客施設制限地区	-	都市再生特別地区	-
■	工業地域	流通業務地区	-	特別緑地保全地区	-
■	工業専用地域	生産緑地	-	伝統的建造物群保存地区	-
■	市街化調整区域	地区計画	-	都市計画道路	-
■	都市計画道路	都市計画公園	-	都市計画緑地	-
■	区分線(道路などの中心)	都市計画基盤	-	一団地の住宅施設	-
■	区分線(その他)	流通業務団地	-	-	-

←30→ 距離(m)

名古屋市都市計画情報提供サービス
利用日時: 2018/01/04/1659
著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転載・改変することを禁じます。
連絡先: 都市計画課: 052-972-2713 用途地域課窓口: 052-972-2797

※当該地を赤色で
囲ってください。

<http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/print.asp>

2018/01/04

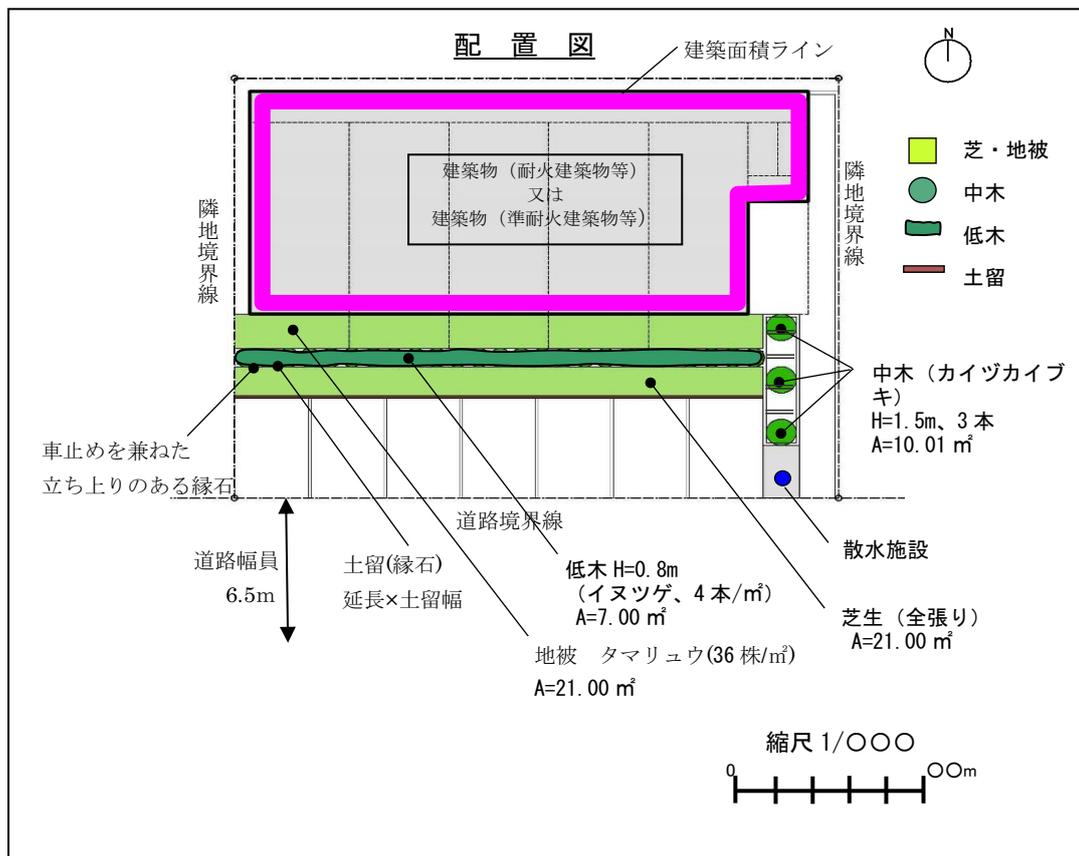
<http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/>

[目次に戻る](#)

(2) 配置図

配置図として、縮尺、方位、敷地の境界線、建築物(建築面積)の位置、緑化施設の配置及び種別、緑化施設の面積等を明示した図面が必要です。図面は、原則として、A2～A3サイズとし(敷地面積が広い場合はA1サイズ可)、文字の大きさは記載内容が読みやすい大きさとしてください。緑化施設については、種別がわかるように色分けし、樹種、高さ、植栽密度を記入してください。また、**建物の建築面積ライン**を赤色で枠取りしてください。

- ※1 防火地域内の耐火建築物等で建蔽率の緩和の適用を受ける場合は、全ての建築物に「耐火建築物等」と記入してください。
- ※2 準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等で建蔽率の緩和の適用を受ける場合は、全ての建築物に「耐火建築物等」又は「準耐火建築物等」と記入してください。
- ※3 角地等で建蔽率の緩和の適用を受けることができる敷地である場合は、道路幅員と敷地境界の延長及びその根拠を記入してください。
- ※4 緑化率の最低限度が異なる区域に敷地がわたる場合は、配置図に区域線を記入し、敷地毎の面積と緑化率の最低限度を明示し、敷地全体の緑化率の最低限度がわかる計算式を記入してください。
- ※5 増築の場合は増築割合のわかる計算式を記入してください。
- ※6 芝については、7分張り以上であることが分かるように記入してください。
- ※7 駐車場に接する場所など、車両が乗り入れる可能性のある所に芝や地被植物を植栽する場合は、乗り入れ防止として、低木の植栽帯や車止め、あるいは段差 10cm 程度の縁石を設置するなど、植物保護の対応を行ってください。
- ※8 壁面緑化を除き、樹種は未定でも申請できます。(壁面緑化は、使用植物・緑化補助資材を明記してください)



(3) 緑化施設の詳細を示す書面

緑化施設の詳細を示す書面として、以下のものが必要となります。

- ① 求積図、②面積計算書、③個別詳細図(必要に応じ)

① 求積図

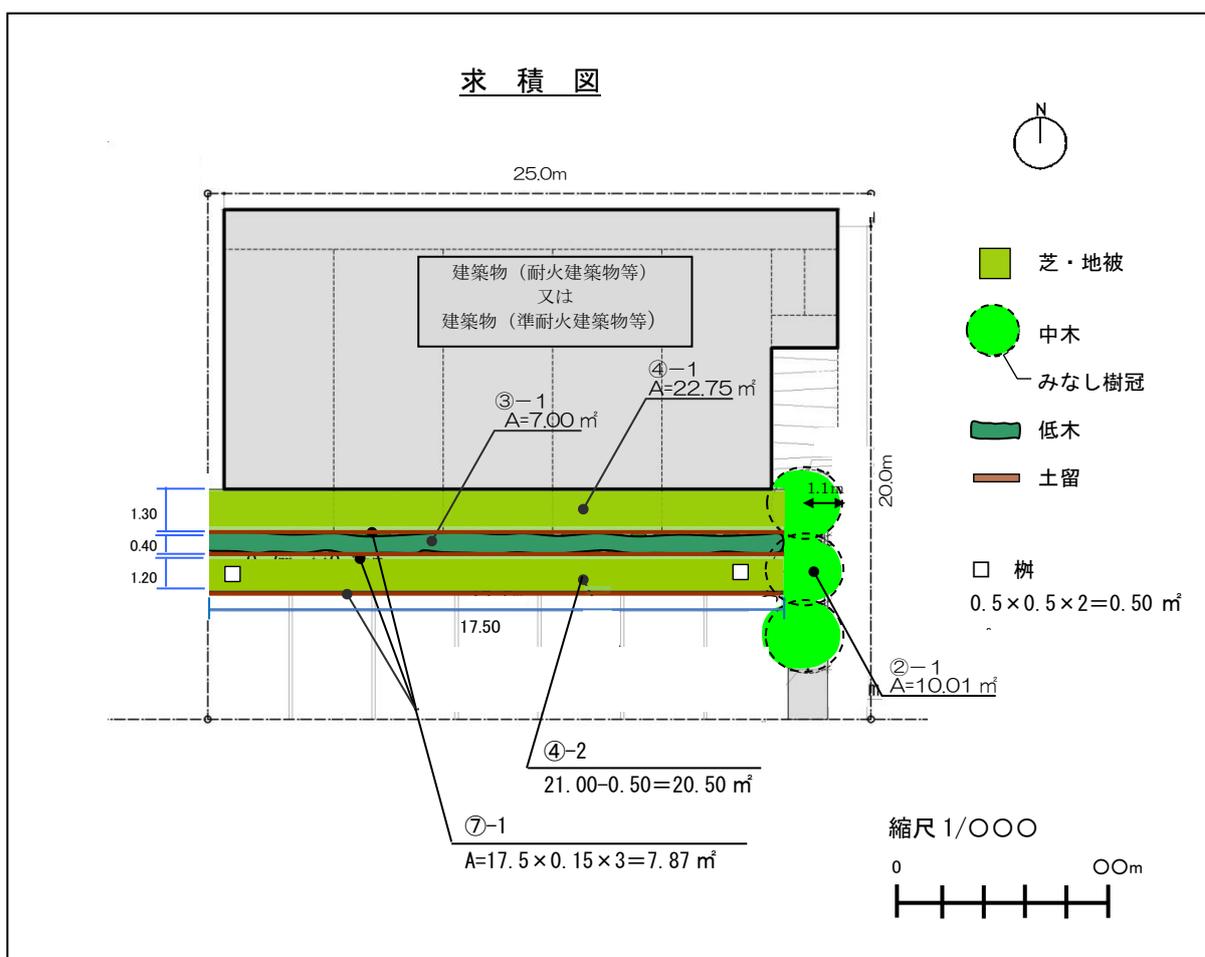
面積算定の根拠となる寸法(面積)及び縮尺を記入してください。面積の確認のため、図面の縮尺はできるだけ正確に記入してください。

計算方法は縦横、三斜、へロン、CAD等、特に限定はしませんがわかりやすいように算出してください。CAD計測の場合はその旨を図面に明示してください。

なお、土留の面積は延長×幅で算出してください。

※1 面積を確認するため、および現地が図面どおり施工されているかを確認するため、植栽基盤の幅員や延長などの寸法を適宜記入してください。

※2 配置図と求積図は、見にくくなければ1枚にまとめても結構です。



② 面積計算書

緑化施設概要書の緑化施設面積の項目(①～⑫)ごとに数量がわかるように計算してください。

緑化施設面積計算書		
② みなし樹冠の水平投影面積	②-1 半径1.1mでみなした樹冠面積(みなし樹冠の重なり部分、 他緑化施設との重なり部分は除く) CAD求積10.01 計 10.01㎡	10.0㎡
③ 植栽基盤の水平投影面積	③-1 $S_a=0.4 \times 17.5=7.00$ $S_b=28$ $S_a < S_b$ より 7.00 (※3参照) 計 7.00㎡	7.0㎡
④ 芝、その他の地被植物の 水平投影面積	④-1 $1.30 \times 17.5 = 22.75$ ④-2 $1.20 \times 17.5 = 21.00$ 柵 $0.50 \times 0.50 \times 2 = 0.50$ 計 43.25㎡	43.2㎡
⑦ 園路、土留その他の施設の 水平投影面積	⑦-1 $(17.5 \times 3) \times 0.15 = 7.87$ 計 7.87㎡	7.8㎡
合計		68.0㎡

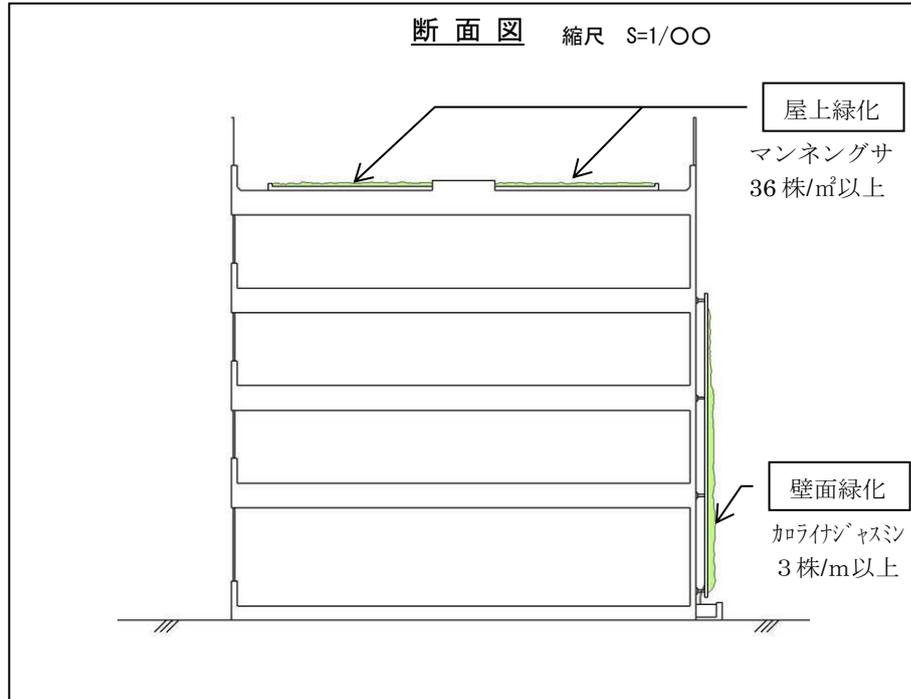
- ※1 緑化施設概要書には小数点以下2桁目を切り捨て1桁で記入してください。
- ※2 構造物等がある場合は原則として緑化面積からその面積を控除してください。
- ※3 樹木と芝等が混植された植栽基盤については、「④ 芝、その他の地被植物の水平投影面積」ではなく「③ 植栽基盤の水平投影面積」で計上してください。
- ※4 樹木や芝等で植栽基盤を植えつづした場合は「③ 植栽基盤の水平投影面積」を計上する場合は、 $S_a < S_b$ の計算式を記入しなくても結構です。
- ※5 「⑤ 花壇その他に類するものの水平投影面積」に計上できるものはパンジーなどの草花類を植栽した場合は、樹木や地被植物を植栽した場合は①～④で計上してください。
- ※6 既存の植栽について、図面上の記載が難しい場合は、それを証明する写真を付けてください。
- ※7 面積計算書は求積図に記入しても結構です。

③個別詳細図

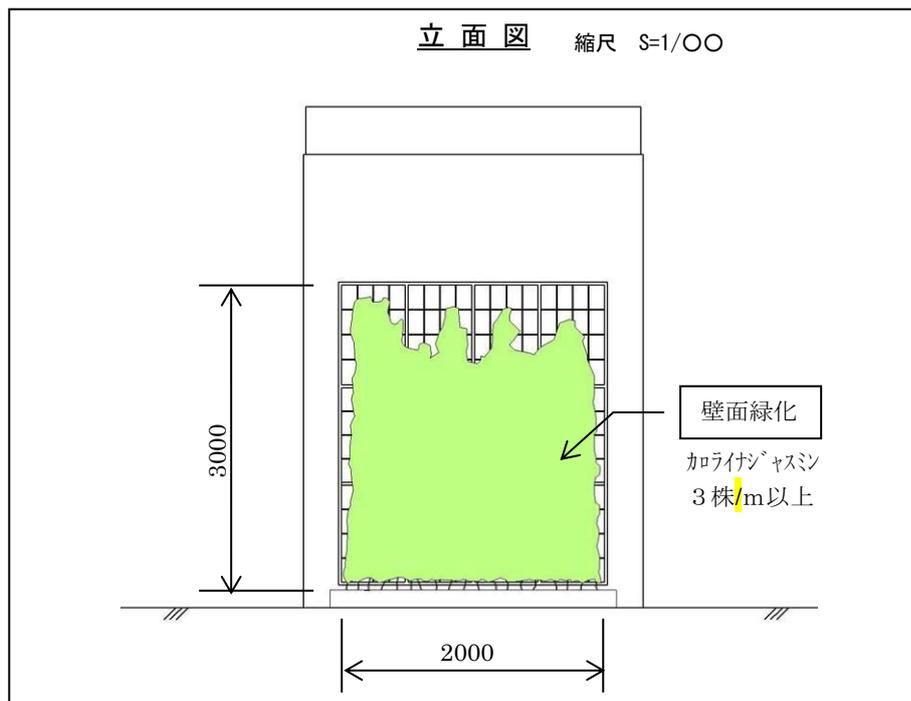
屋上緑化、壁面緑化を行う場合、下記の図面が必要になります。

- ・屋上緑化・・・断面図、仕様が確認できる図書(緑化補助資材を使用した場合)
- ・壁面緑化・・・断面図、立面図、仕様が確認できる図書(緑化補助資材を使用した場合)
- ・駐車場緑化・・・仕様が確認できる図書(緑化保護資材を使用した場合)

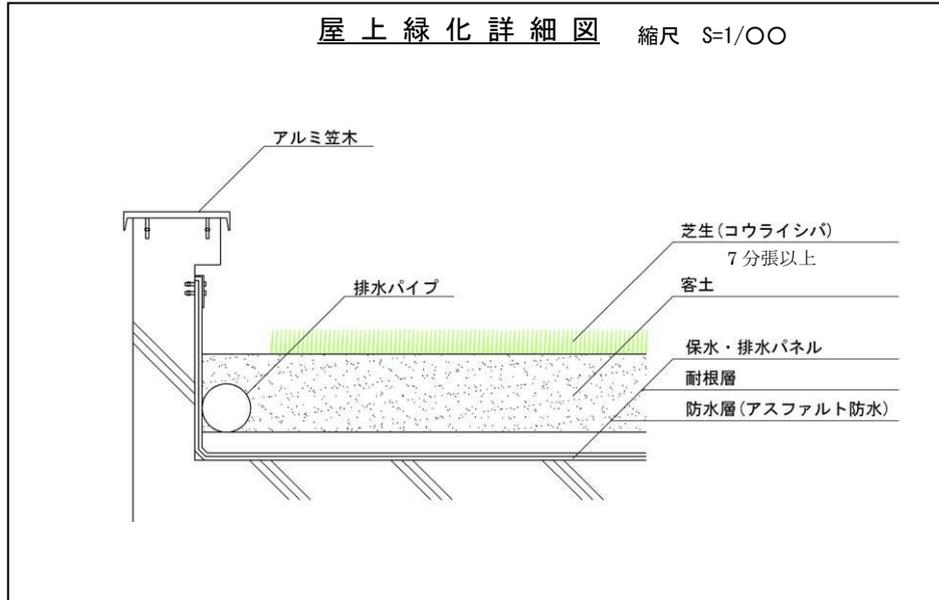
ア. 断面図 (屋上緑化・壁面緑化)



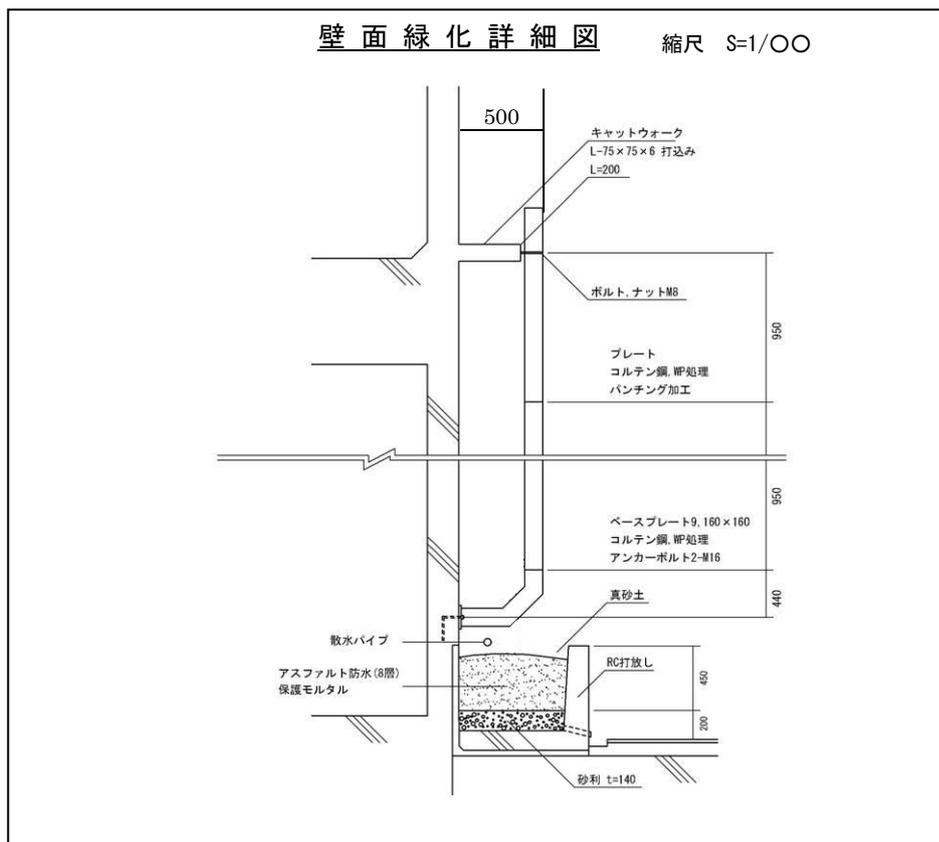
イ. 立面図 (壁面緑化)



ウ. 仕様が確認できる図書（屋上緑化）



エ. 仕様が確認できる図書（壁面緑化）



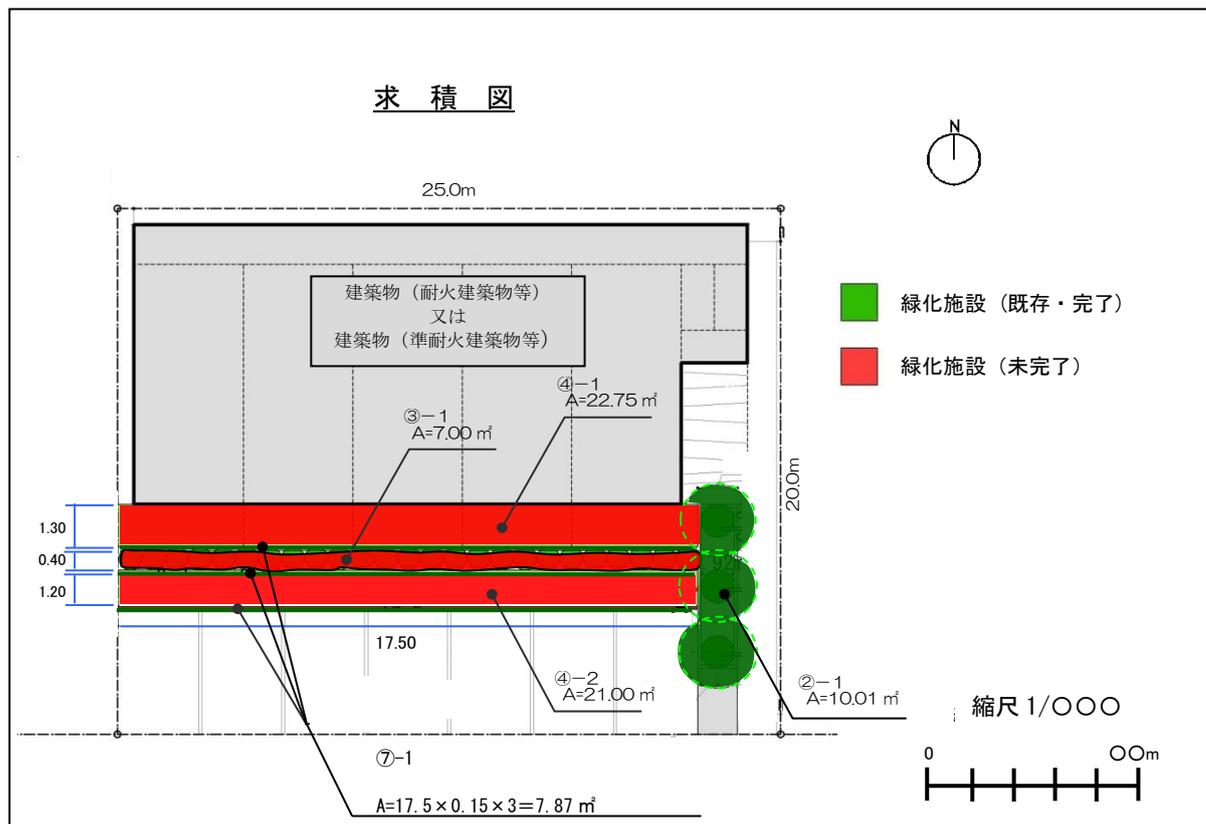
オ. 仕様が確認できる図書（駐車場緑化）

緑化補助資材の構造や緑化率がわかるカタログのコピーなどを提出してください。

4-8 緑化施設工事完了延期認定時の留意事項

(1) 求積図

工事が完了した緑化施設(既存の緑化施設を含む)を緑、完了できない緑化施設を赤で着色してください。



(2) 面積計算書

工事が完了した緑化施設の面積(既存の緑化施設を含む)、および完了できない緑化施設の面積がわかるように計算してください。

(3) 写真

- ① 工事が完了した緑化施設(既存の緑化施設を含む)、および完了できない緑化施設がよくわかるようにブロックごとに写真を撮影してください。
- ② 写真に番号を付し、配置図等に写真番号(撮影位置)と撮影方向を記入してください。

4-9 緑化施設工事完了時の留意事項

(1) 配置図、求積図、面積計算書

完了した緑化施設の面積が緑化率の最低限度を満たしているかを確認するため、現地に即した図面(竣工図)を作成してください。

- ・現地測量による植栽基盤等の寸法と面積を記入してください。
- ・植栽基盤や芝生などの中に構造物等(柵、灯具の基礎、景石など)がある場合は、原則として緑化面積から控除してください。
- ・樹木等の高さ・位置・本数など、緑化面積の算定基準となっている事項については、現地と図面に差異がないように作成してください。
- ・地被植物については、表面が地被植物で被われていることが確認できるように植栽密度(株数/m²)を記入してください。

(2) 写真

- ①敷地全体の緑化施設(既存の緑化施設を含む)のすべてのか所の施工状況がよく分かるようにブロックごと、各方向から撮影してください。未撮影の緑化か所、方向がないようにご注意ください。写真には番号を付し、配置図等に写真番号(撮影位置)と撮影方向を記入してください。
- ②面積算定の根拠となっている高木や中高木などについては、原則として、写真で本数の確認や樹高の推定ができるように撮影してください。
- ③種子吹付や播種を行う場合は、完了写真のほかに、資材の仕様(単位当りの必要播種量)のわかるカタログ等と施工時の散布種子量および施工状況がわかる写真を提出してください。
- ④S4で計上する花壇等において、例えば、家庭菜園で完了時に野菜苗を植栽できない場合は、草花等が生育するための土壌であることがわかるように客土補充や土壌改良などの状況と土壌厚さを撮影してください。
- ⑤屋上緑化、壁面緑化については、設置状況がよくわかるように撮影してください。パネル又はトレイを使用する屋上緑化については使用枚数が分かるように撮影してください。屋上緑化については、あわせて、かん水施設の設置状況の写真を提出ください。また、壁面緑化については壁面への固定方法がわかる写真のご提出をお願いします。
- ⑥駐車場緑化については、緑化保護資材の設置状況がわかる写真を撮影し、完了写真と合わせて提出してください。
- ⑦写真はカラー写真とします。原則としてA4用紙に3~4枚の写真が入るような大きさと印刷又は写真を貼付してください。

5. 既存制度の変更点

緑化地域制度導入に伴い、平成 20 年 10 月 31 日より以下の制度を変更しています。
詳しくは、下記の担当部署へお問合せください。

(1) 総合設計制度

変更内容

建築基準法第59条の2に規定される総合設計制度の緑地面積の計算方法が、
緑化地域制度の計算方法と統一されました。

総合設計制度の許可に関する基準の内容や手続の流れ等は、「名古屋市総合設計制
度指導基準」をご覧ください。

お問合せ

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課市街地建築係
所在地 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
(名古屋市役所 西庁舎2階)
電話番号 052-972-2918

(2) 風致地区制度

変更内容

名古屋市風致地区内建築等規制条例に規定される緑地面積の計算方法が、緑化
地域制度の計算方法と統一されました。また、風致地区の受付窓口が平成 20 年
10 月 31 日より、統一され、緑政土木局緑地部緑地維持課に変更されました。

風致地区に関する規制の内容や手続の流れ等は、「風致地区内建築等許可申請のて
びき」をご覧ください。

お問合せ

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課民有地緑化係
所在地 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
(名古屋市役所 西庁舎5階)
電話番号 052-972-2465

《メモ》

6. よりよい緑化のために

6-1. 目的や環境に応じた植物の利用

植物を植える目的や植える場所の環境は様々であり、それぞれに適する植物と適さない植物があります。下記を参考に、適した植物を植えてください。

植物を選択する際は、「生物多様性の保全」の観点から、地域固有の自然環境を損なわないよう、在来植物による緑化を心がけてください。

また、病気や害虫により植物が著しい損傷を受けることがありますので、ご注意ください。

樹木		生育環境条件				管理		景観			生物多様性	
		日陰でも育つ	乾燥に強い	排気ガスに強い	ヤセ土に強い	生長が遅い(刈込の手間が少ない)	生垣に適している	花が咲く	紅葉(黄葉)する	実(鑑賞の対象として)	日本の在来種である	東海地方に自生する
高木・中高木	常緑	アラカシ			○		○				○	○
		クスノキ			○						○	○
		クロガネモチ	○		○			○		○	○	○
		シマトネリコ						○		○		
		シラカシ						○			○	
	マテバシイ									○		
	ヤマモモ	○	○	○	○	○			○	○	○	
	落葉	イチヨウ			○				○			
		エゴノキ				○			○		○	○
		ケヤキ					○		○		○	○
コブシ								○		○	○	
トウカエデ				○				○		○	○	
ヤマボウシ							○		○	○		
中木	常緑	イヌツゲ	○		○	○	○				○	○
		ウバメガシ		○	○		○	○			○	○
		サザンカ	○		○			○			○	
		サンゴジュ	○		○		○	○		○	○	○
		ネズミモチ	○		○		○	○			○	○
		ヒイラギ	○	○	○		○	○			○	○
		ヒイラギモクセイ	○		○		○	○			○	○
		モッコク	○		○		○				○	○
		ヤブツバキ	○		○		○	○			○	○
		落葉	マンサク	○				○	○			○
ムクゲ				○	○		○					
低木	常緑	アオキ	○		○	○	○		○	○	○	
		アセビ	○	○	○			○			○	
		アベリア		○	○			○				
		カンツバキ	○					○				
		クチナシ	○		○		○	○	○	○	○	○
		シンチョウゲ			○		○	○				
		トベラ	○	○	○			○			○	○
		ハクチョウゲ			○			○				
		ヒイラギナンテン	○		○		○	○				
		ヒサカキ	○	○	○			○			○	○
	ヒラドツツジ							○				
	マメツゲ	○								○	○	
	ヤブコウジ	○							○	○	○	
	ヤマツツジ	○						○		○	○	
	落葉	アジサイ							○			
ニシキギ								○	○	○	○	
ヤマブキ		○						○		○	○	
ユキヤナギ							○			○	○	
エレガンティシマ							○					
コニファー	オウゴンコノテ						○					
	カイスカイプキ		○	○			○					
	キャラボク	○				○	○			○		
	ゴールドクレスト						○					
	スカイロケット						○					
	ブルーヘブン						○					
	ヨーロッパゴールド						○					

参考文献：緑化木の特性・形状と利用
緑化樹木ガイドブック
道路緑化技術基準・同解説

愛知県緑化センター
(財)建設物価調査会
(社)日本道路協会

地被類		生育環境条件				管理	景観 花が咲く 実がなる (鑑賞の対象として)	生物多様性	
		日陰でも育つ	乾燥に強い	寒冷に強い	高温に強い			日本の在来種である	東海地方に自生する
草本類	シバザクラ			○	○		○		
	ジャノヒゲ	○	○	○	○			○	○
	セダム類		○		○				
	タマスダレ	○	○		○		○		
	タマリユウ	○		○	○			○	○
	ツワブキ	○		○	○		○	○	○
	ヒベリカム類				○		○		
	マツバギク		○	○	○		○		
	ヤブラン	○	○	○	○		○	○	○
ツル植物	アケビ	○	○	○	○		○	○	○
	オオイタビ	○	○		○			○	○
	キツタ	○		○	○			○	○
	クレマチス		○		○		○		
	コトネアスター				○		○		
	テイカカズラ	○			○		○	○	
	ナツツタ			○	○			○	○
	ピンカミノール								
	ヘデラ・カナリエンス			○	○				
ヘデラ・ヘリックス			○	○					
シハ類	コウライシバ		○		○	○		○	○
	センチビードグラス	○	○		○	○			
	ノシバ		○	○	○	○		○	○
	バミューダグラス		○		○				
ササ類	オカメザサ	○	○		○	○		○	○
	クマザサ	○	○	○	○	○		○	
	コグマザサ	○	○		○	○		○	○
コケ類	スギコケ	○						○	○
	スナコケ	○						○	○
	ハイコケ	○						○	○

参考文献： グラウンドカバープランツ 地被植物による緑化ハンドブック
 緑化樹木ガイドブック
 畦畔と圃場に生かすグラウンドカバープランツ

成文堂新光社
 (財)建設物価調査会
 (社)日本道路協会

6-2. 特殊な緑化方法について

緑のまちづくりを推進するには、特殊な緑化方法を用いることが有効となる場合も多くあります。ここでは、その効果と方法などについて概要を説明します。

(1) 屋上緑化

- ① 屋上緑化を行う際の注意点
- ② 屋上緑化に適した植物
- ③ 注意すべき建築物
- ④ 管理のポイント
- ⑤ 屋上緑化のメリット

① 屋上緑化を行う際の注意点

■かん水設備

屋上は、植栽基盤に限られ、日射や風の影響も強いため、土壌が乾燥しやすくなります。管理人が常駐し、かん水できれば問題ありませんが、作業の軽減を考えると、自動かん水装置を設置する必要性が高くなります。

かん水設備の種類

場所	装置	方法	コスト	特徴、適応	
地表かん水	散水ホース	手撒き	安価	<ul style="list-style-type: none"> • 手間を要する • 小規模花壇・菜園に適する 	
	スプリンクラー	移動式	手動	安価	<ul style="list-style-type: none"> • ホースに接続、範囲は狭い • 芝生地に適する
			自動	高価	<ul style="list-style-type: none"> • 樹木上部に設置、加圧装置が必要 • 高木に適する
		ポップアップ式	手動	比較的高価	<ul style="list-style-type: none"> • 散水範囲広い、加圧装置が必要 • 広い芝生地に適する
			自動	高価	
		ミスト式	手動	比較的高価	<ul style="list-style-type: none"> • 散水範囲狭い、加圧装置必要なし • 雨の当たらない狭い植込み地に適する
			自動	高価	
	マイクロスプレー式	手動	安価	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭用水道で使用できる • 花鉢やボックス栽培などに使用される 	
		自動	比較的安価		
	散水パイプ	手動	安価	<ul style="list-style-type: none"> • 露出配管のパイプで散水 • 低圧で広面積の散水が可能 	
自動		比較的安価			
地表 地中	点滴パイプ	手動	安価	<ul style="list-style-type: none"> • 高効率省資源タイプ、地中埋設可能 • ドリッパー内蔵型と後付型がある 	
		自動	比較的安価		
しみ出しパイプ	しみ出しパイプ	手動	安価	<ul style="list-style-type: none"> • 高効率省資源タイプ、地中埋設可能 • 地盤の高低差がある場所は不向き 	
		自動	比較的安価		
底面	底面かん水	手動	比較的安価	<ul style="list-style-type: none"> • 高効率省資源タイプ • 貯留槽を設け毛細管現象で水を吸上げる 	

(財)都市緑化技術開発機構 新・緑空間デザイン技術マニュアルより

■風対策

地上より風が強くなる屋上では、土壌の飛散や、乾燥の防止、風による樹木の倒れ防止などの風対策をする必要があります。

風雨の軽減のために、防風ネットや防風壁などの囲いを設置したり、土壌の飛散や乾燥の防止にはマルチングなどの対策が有効です。樹木の倒れ防止には支柱を設置して安全性を確保する必要があります。

支柱の種類

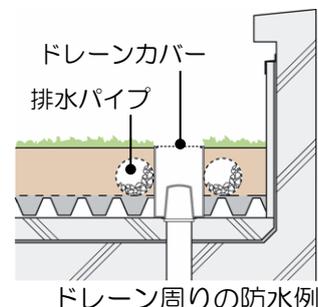
区分	種類	コスト	特徴
幹部上方支持型	八つ掛け支柱	安価	・植え替えが容易、支持力が高い
	布掛け支柱	安価	・植え替えが容易
	ワイヤー支柱	比較的高価	・アンカー、フックが必要
幹部下方支持型	鳥居支柱	安価	・植え替えが容易、土壌が薄いと不適
	金属パイプ支柱	比較的高価	・人工地盤上では支持方法が難しい
地中根鉢固定型	地中埋設型ワイヤー支柱	比較的高価	・埋設した管にフックを取付け固定
	溶接金網固定タイプ	比較的高価	・中木程度の固定に適する
	単管井桁固定タイプ	比較的高価	・あまり大きな樹木には適さない
	抵抗板設置固定タイプ	高価	・大木も可。根鉢の崩れ易いもの不可

(財)都市緑化技術開発機構 新・緑空間デザイン技術マニュアルより

■漏水対策

漏水対策には適切な排水経路の検討、防水層、防根層の選択が重要です。

排水は、通常の屋上排水と同様の考えで、植物に必要な雨水以外は滞留させずに速やかに屋外に排出させる必要があります。右図のようにドレーンカバーを設置するなど、詰まり防止に配慮が必要です。



防水層は、アスファルト防水、シート防水、塗膜防水などの多様な工法と仕様がありますが、屋上緑化をすると防水改修が困難になることが予想されます。そのため、様々ある中でも、耐久性に優れた工法を採用する必要があります。面積や場所にもよりますが、コスト面、耐久性を考えるとアスファルト防水を選択することが一般的です。

防根層は、根の生長により防水層を根が貫き漏水の原因となることを防ぎます。大きく分けると不透水性シートと透水性シート、物理的に防根するものと化学薬剤によって防根するものがあります。

防根シートの種類

		種類	特徴
不透水シート	物理的	特殊フィルム+防水層一体型	・アスファルト防水施工時に一体施工、安全性が高い
	物理的	特殊フィルム+改質アスファルト接着層付き	・防水層完了後植栽時に防水層、地材に接着、安全性が高い
	物理的	ポリエチレンフィルム0.3mm	・植栽時に最下層に敷き込む簡易シート
	化学的	化学物質を防水層に入れたシート	・防水施工時に防水材として一体施工
透水シート	物理的	化学繊維を密に織った織布	・植栽時に土壌下に敷き込む簡易シート
	化学的	化学物質を不織布に接着させたもの	・ドレーン周りなど部分的に使用

(財)都市緑化技術開発機構 新・緑空間デザイン技術マニュアルより

■ 荷重条件

屋上緑化は、土壌厚や方法にもよりますが、大きな重量のものを屋上に載せることになるため建物の構造に影響を及ぼします。許容積載荷重を超えないように緑化計画をする必要があります。

② 屋上緑化に適した植物

屋上緑化では、あまり大きくなる樹木は不向きです。その他は建物の積載荷重の条件や環境に適合するものであって、適切な植栽基盤を確保すれば、植栽することができます。

緑化タイプと植物リスト

	地被による緑化	低木による緑化	高木・中高木・中木による緑化
荷重	40~120 kg/m ²	200 kg/m ² 程度	300~400 kg/m ²
適した植物	地被植物 コウライシバ、コグマザサ、ジャノヒゲ、シバザクラ、スナゴケ、セダム類、タマリユウ、ノシバ、ヘデラ類など	常緑樹 アオキ、ハクチョウゲ、ヒラドツツジ、ヤブコウジなど 落葉低木 アジサイ、ヤマツツジ、ユキヤナギなど 針葉樹 キャラボク、ハイビャクシンなど	常緑樹 モッコク、ヤマモモなど 落葉樹 エゴノキ、コブシ、ムクゲ、ヤマボウシなど 針葉樹 カイツカイブキ、キャラボクなど
イメージと土壌厚	<div style="text-align: center;"> <p>土 壌</p> <p>薄 ■ ■ ■ ■ ■ ▶ 厚</p> </div>		

③ 注意すべき建築物

■既存の建築物

・昭和 56 年の建築基準法改正前の建築物

昭和 56 年以前の建築基準は「旧耐震」と呼ばれているように、現在の基準に比べて耐震性能が低いものでした。そのため、「旧耐震」に沿った建築物の多くは現行の基準に適合していません。構造的な条件が厳しくなる屋上緑化をするためには、建築時の図面、構造計算書などを基に、構造の補強を含めた計画を立てる必要があります。

・荷重条件の厳しい建築物

上記以外でも、荷重条件に余裕のない建築物においては、荷重を増やせないため、屋上緑化は難しい場合があります。コケシートなど、軽量の資材を活用した屋上緑化の計画を立てる必要があります。

■メンテナンスが難しい建築物

屋上（屋根面）に人が上がることを想定していない建築物では、ローメンテナンスとなる屋上緑化計画とする必要があります。そのため、植物や植栽基盤の選定がポイントとなります。

●植物

剪定手間が少ない。
落ち葉・枯れ葉量が少ない。
通年緑量が確保できる。
かん水が不要。
→セダム類等が適する。

●植栽基盤

保水・排水性パネル基盤を採用。

例；保水性パネルの構成例



■自転車駐輪場の屋上緑化

自転車駐輪場の駐輪スペースは、踏圧による影響が大きいため緑化することは困難ですが、屋根が設置されている場合は屋上を緑化することができます。荷重条件が厳しい場合は、軽量の資材を活用する必要があります。



④ 管理のポイント

■植物の維持管理

屋上での植物の生育が著しくなると積載荷重のオーバーや土壌下の防水層の侵食なども懸念されます。特に樹木は、定期的な剪定によって生長を抑えながら管理を行っていく必要があります。また、施肥や害虫防除の作業は、周辺への飛散などが懸念されるため、近隣への配慮を要します。

■設備の維持管理

自動かん水装置を導入した場合には、設備の保守管理を適切に行う必要があります。定期的な点検によって効果的なかん水がされているか、ホースなどの部品に劣化や詰まりがないかなどの確認が必要です。

■建築物の維持管理

建築物の排水口とドレーンについては定期的な点検が必要です。排水口・ドレーンの詰まりなどは漏水事故に直結します。点検とともに定期的な清掃を行うことも重要です。

⑤ 屋上緑化のメリット

■省エネルギー

屋上緑化により屋上屋根面の温度変化が小さくなります。特に最上階では、夏の気温上昇の抑制効果が期待できます。また、冬も保温効果が期待でき、全体的に空調エネルギーを抑えることができます。

■屋根面の保護

屋上緑化によって、酸性雨や紫外線の影響による防水層の劣化を防ぐことができます。また、季節間、昼夜間の表面温度差が少なくなるため、躯体及び仕上材の膨張・収縮による劣化を軽減することができます。

■スペースの有効活用

屋上を緑化することによって、福利厚生のか場や地域貢献のか場、環境教育のか場を創出することができます。

(2) 壁面緑化

- ① 壁面緑化を行う際の注意点
- ② 壁面緑化に適した植物
- ③ 注意すべき建築物
- ④ 管理のポイント
- ⑤ 壁面緑化のメリット

① 壁面緑化を行う際の注意点

■ 植栽基盤の十分な整備

壁面緑化をする目的や植栽したい植物に合った植栽基盤を整備することが維持管理にも大きく影響します。

主な植栽基盤の種類

自然地盤	<ul style="list-style-type: none">・建物近くの場合、コンクリートのアルカリ害に注意する必要がある・生育条件に適さない場合は、客土の入替えや中和剤等による土壌改良が必要である
人工地盤	<ul style="list-style-type: none">・荷重条件、防水層保護、雨水排水、かん水設備に特に留意する必要がある
パネルユニット	<ul style="list-style-type: none">・かん水管理が重要なため、かん水設備の設置がほぼ不可欠である・着脱方法、土壌と植物の適性には特に留意が必要である
壁面直張り	<ul style="list-style-type: none">・コケシートなど壁面に直に接着させるため計画初期からの検討が必要である

■ 登はん補助資材の選定

植物の種類や予算等と照らし合わせ、登はん補助材の材質、色、形態、構造、耐久性、設置方法など十分に考慮したうえで決定する必要があります。特に、壁面からのはく離は重大な事故につながる恐れがありますので、十分な検討をお願いします。

主な登はん補助資材

金網・ワイヤー	<ul style="list-style-type: none">・線材の太さ、網目の大きさ形などによって様々な種類がある。
ネット	<ul style="list-style-type: none">・ポリエチレン製やプラスチック製がある。
ヤシガラマット	<ul style="list-style-type: none">・金網と併用。風雨による剥離防止となり、登はんの確実性と速度を向上させる。
不織布	<ul style="list-style-type: none">・ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維等

② 壁面緑化に適した植物

壁面緑化の種類と適した植物

<p>概要</p>	<p>植物の登はん・下垂力による壁面緑化</p> 	<p>金網やネットなどの登はん補助資材を用いた壁面緑化</p> 	<p>パネルユニットなどの壁面補助資材を用いた壁面緑化</p> 
<p>植物の種類</p>	<p>壁面に付着する登はん性のある植物 オオイタビ、ナツツタ、ヘデラ・ヘリックスなど 下垂性のある植物 コトネアスター類、ツルニチニチソウなど</p>	<p>巻きづるをのばす登はん性のある植物 テイカカズラ、ビグノニア、アケビ、クレマチス、トケイソウなど</p>	<p>クレマチス、セダム類、ヘデラ・カナリエンシス、ヘデラ・ヘリックスなど。 (ユニット形状によって適する植物は異なる)</p>

上記の他、壁面に直接貼り付ける形態の「コケシート」などの資材を使用する方法や、生垣を壁面に沿わせて植栽する方法もあります。補助資材に応じた緑化植物の選定が必要です。また、樹木を壁面に張り付くように形良く這わせる「エスパリエ」という手法もあります。



* エスパリエに適した樹種

萌芽力が強く、比較的下枝が上がりやすく、刈り込みや剪定・整枝に耐える樹種。
(代表的な樹木：ヒメリンゴ、ナシ等)

③ 注意すべき建築物

■ 軒下で雨のあたらない壁面

かん水設備を設置することにより壁面緑化が可能です。かん水方式にも様々な方法があります。

かん水方式

散水ホース、ミスト、マイクロスプレー、点滴パイプ、しみ出しパイプ、底面かん水等

■ 北側壁面など日陰となる壁面

耐陰性のある植物による壁面緑化が可能です。コケシートなどの資材も有効です。

日陰に強い植物

オオイタビ、キツタ、ナツツタ、ビナンカズラ等

④ 管理のポイント

■植物の維持管理

つる植物の想定する範囲外への伸長は、建築物や周囲の設備機器あるいは隣地などに影響を及ぼします。植栽当初に適切に誘引をした上で、定期的な剪定作業が必要です。

人工地盤や壁面基盤などの植栽基盤が限定される場合には、土壌が乾燥しやすいため、降雨のみでは水分が不十分な場合が多くあります。かん水量が適切か、留意する必要があります。

■設備の維持管理

自動かん水装置を導入した場合には、設備の保守管理を適切に行う必要があります。定期的な点検によって効果的なかん水がされているか、ホースなどの部品に劣化や詰まりがないかなどの確認が必要です。

■資材の維持管理

補助資材自体の劣化も懸念されます。部材が高所から落下したり、倒れこむと大変危険です。劣化があった場合、直ちに修繕や更新をしないといけません。定期点検以外でも荒天後や落葉時期・梅雨時期などは特に点検が必要です。

⑤ 壁面緑化のメリット

■省エネルギー

壁面緑化により壁面の温度変化が小さくなります。特に、夏は直射日光が当たる壁面の温度を下げるすることができます。冬も保温効果が期待され、冷暖房のための費用を節減することができます。また、壁面緑化が多く取り入れられると都市部ではヒートアイランド現象の緩和効果も期待できます。

■壁面の保護

壁面緑化により、季節間、昼夜間の表面温度差や風雨の影響が少なくなります。そのため、壁面の侵食や仕上材の剥離、目地材の劣化防止に効果的です。

■壁面の修景

壁面が植物で覆われると建物の印象を和ませる効果が期待できます。また、仕上材によっては日射の反射光がまぶしく視覚的に悪影響を与えることもありますが、壁面緑化によって反射光を防ぐこともできます。

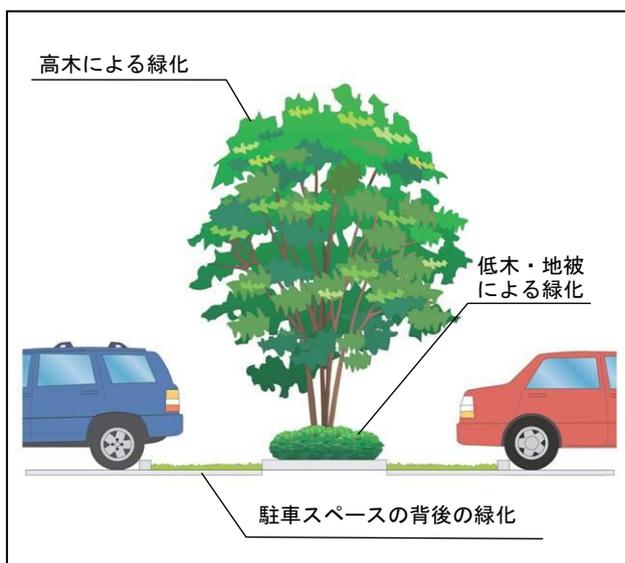
(3) 駐車場緑化

- ① 駐車場緑化の推奨例
- ② 緑化ブロックなどを用いた緑化

① 駐車場緑化の推奨例

駐車場は、敷地に占める割合が大きく、緑化することでヒートアイランド現象の低減に効果的です。緑化方法は、高木や低木など樹木による緑化のほか、緑化ブロックなどの補助資材を使用した駐車スペースの緑化などがありますが、駐車スペースの緑化は、タイヤによる踏圧の影響や日照不足など、駐車場の利用状況によって植物が生育しにくいなどの課題があります。

駐車場の緑化は、緑の維持・保全の観点と駐車場利用者の移動等を考慮すると、駐車スペースの背後などの未利用スペースを活かした樹木による緑化が推奨されます。



使用される樹木の例

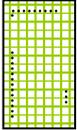
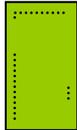
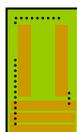
高木 中高木	・クスノキ ・クロガネモチ ・ケヤキ ・トウカエデ 等
低木	・アベリア ・イヌツゲ ・クチナシ ・ジンチョウゲ 等

② 緑化補助資材を用いた緑化

■ 駐車スペースの緑化方法

駐車スペースの緑化には、様々な方法があります。駐車場の利用頻度、利用時間帯などを考慮し、適した方法を選択する必要があります。

駐車スペースの主な緑化方法と注意点

緑化方法		イメージ	メリット・注意点など
補助資材使用	全面的に緑化 (緑化ブロックを使用)		<ul style="list-style-type: none"> 保水性ブロックなど多様な形状・材料の製品があり、緑被率も選択できる 施工手間が比較的大さい
	全面的に緑化 (樹脂製マットを使用)		<ul style="list-style-type: none"> 緑化面積が大さい 芝が荷重を受けやすいので、頻繁な出入りの駐車場には不向き
	踏圧のかからない部分の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ブロックや木材を使用してわだち部分をメインに資材を設置 緑化面積は小さくなり、補助資材の印象が強くみられる
輪止め背後の緑化			<ul style="list-style-type: none"> 本来の駐車場の機能を損なわずに駐車場緑化が可能 緑化面積は小さい

*実際の価格は施工規模等により変動しますのでメーカー等にお問い合わせください。

■ 緑化補助資材を用いた緑化に使用される植物の例

緑化補助資材を用いた緑化には、主に草丈の短い芝やタマリユウといった地被植物が使用されます。芝の種類は日本芝、西洋芝に分かれ、さらに夏型芝、冬型芝があり改良品種も多数あります。それぞれ特性があり、緑化の形態や周辺環境に合わせて選定する必要があります。

使用される植物の例

種類	特徴	適応性
コウライシバ	<ul style="list-style-type: none"> 葉の幅は狭く濃緑色 密度大 	<ul style="list-style-type: none"> 耐乾性、耐寒性小
ノシバ	<ul style="list-style-type: none"> 葉が固く淡黄緑色 緻密な芝になりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> 耐湿性、耐乾性、耐寒性大
バミューダグラス	<ul style="list-style-type: none"> 日本芝よりも休眠期間が短い 葉は比較的細かく濃緑色 	<ul style="list-style-type: none"> 耐乾性、耐潮性大
センチピードグラス (和名 ムカデシバ)	<ul style="list-style-type: none"> 永続性に優れ、他の雑草を抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 耐寒性大、塩性大
タマリユウ	<ul style="list-style-type: none"> 常緑多年草 	<ul style="list-style-type: none"> 耐陰性、耐陽性、耐寒性大 湿気地・乾燥地に強い

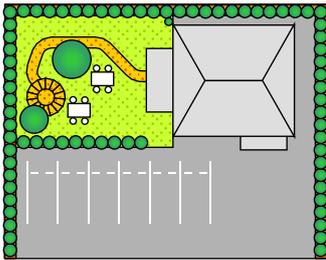
6-3 建物用途に応じた緑化スタイルの推奨例

建物の用途や敷地の形状によって、それぞれ適した緑化方法があります。ここでは、みなさんによりよい緑化をしていただくための参考として、主な建物用途に適した緑化スタイルを紹介します。

(1) 建物用途別の緑化スタイルの推奨例

種別	主な建物用途		緑化スタイル				
			外周緑化	オープンガーデン	屋上緑化	壁面緑化	駐車場緑化
住居系	①	コーポ (P105)	●				●
	②	中規模マンション (P107)	●	●		●	●
	③	都心マンション (P109)	●	●	●	●	●
商業系	④	パチンコ店 (P111)	●		●	●	●
	⑤	自走式立体駐車場 (P113)	●			●	
	⑥	コンビニエンスストア (P115)	●	●			●
	⑦	ファミリーレストラン (P117)	●	●		●	●
	⑧	郊外店舗 (P119)	●	●		●	●
	⑨	営業所 (P121)	●				●
	⑩	都心オフィスビル (P123)	●		●	●	
工業系	⑫	倉庫 (P125)	●		●	●	

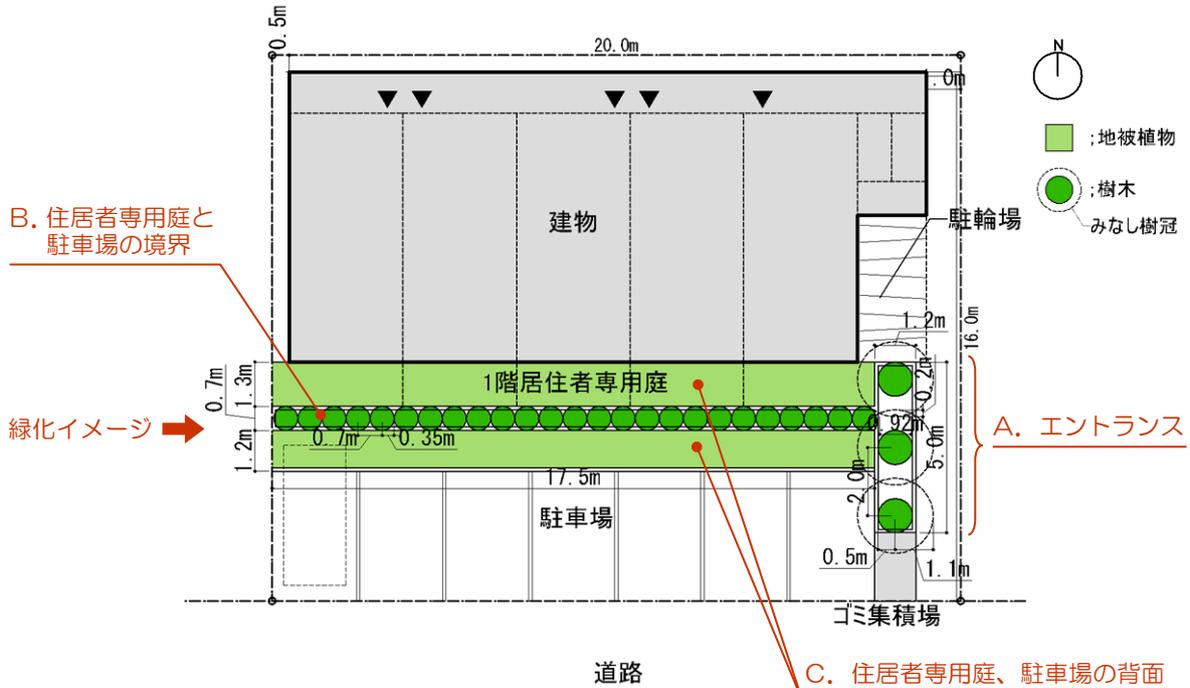
(2) 各緑化スタイルの概要

緑化スタイル	メリット	デメリット
外周緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・防火効果 ・排ガス等の緩衝効果 ・プライバシーの保護 ・景観の向上 ・木陰の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な剪定などの維持管理作業が必要
オープンガーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・建物イメージの向上 ・景観の向上 ・スペースの多目的な利用 ・木陰の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な剪定などの維持管理作業が必要 ・施設の安全点検が必要
<p style="text-align: center;">イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="459 981 986 1169" style="width: 60%;"> <p>店舗やマンションなどの未利用スペースを緑化します。植栽のほか、目的に合わせてベンチ・遊具などを設置することで、子どもの遊び場や憩いの場とすることができます。また、花木などを植栽することで、まちなみのイメージアップにつながります。</p> </div> <div data-bbox="1059 958 1385 1218" style="width: 35%; text-align: center;">  </div> </div>		
屋上緑化 (P93 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー ・屋根面の保護 ・スペースの有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の管理以外に排水施設やかん水装置の点検が必要
壁面緑化 (P98 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー ・壁面の保護 ・景観の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の管理以外に補助資材の点検が必要
駐車場緑化 (P101 参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・地表面温度の低下 ・景観の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の利用頻度が高い場合、芝が根付きにくい ・緑化形態によっては、カートによる荷物移動などに制約が生じる。

6-4 建物用途に応じた緑化事例

① コーポ

【条件】	用途地域	: 第1種低層住居専用地域
	最低緑化率	: 20%
	容積率	: 100% (許容延床面積 320㎡)
	建ぺい率	: 50% (許容建築面積 160㎡)
	敷地面積	: 320㎡
	鉄骨造2階建て、壁面後退なし	



■緑化方法の提案

- ・ エントランス部分に中木を植栽する

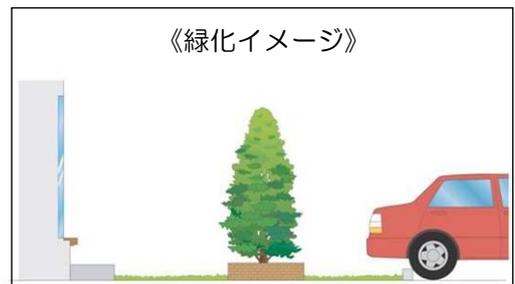
駐車場とエントランスとの境を植栽柵によって区画し、エントランスの魅力アップのためカイツカイブキ、ヤブツバキ、ネズミモチなどの中木を植栽する。

- ・ 居住者専用庭と駐車場の境界に中木や低木を植栽する

駐車場と居住者専用庭の境界に適正な間隔でカナメモチなどを植栽し生垣とする。駐車場からの排気ガス対策やプライバシーの保護に有効である。

- ・ 住居者専用庭、駐車スペースの背後を緑化する

駐車スペースの背後はタイヤが乗らないため、緑化ブロック等を用いずに芝張りとする。1階の居住者専用庭は、居住者の利用を考慮し芝生などのグランドカバーとする。



■注意する点

居住者専用庭の管理は入居者が行うため、枯損時の対応についても賃貸規約に定めておく方が良いのではないのでしょうか。

[目次に戻る](#)

[推奨例一覧に戻る](#)

■緑化面積計算例

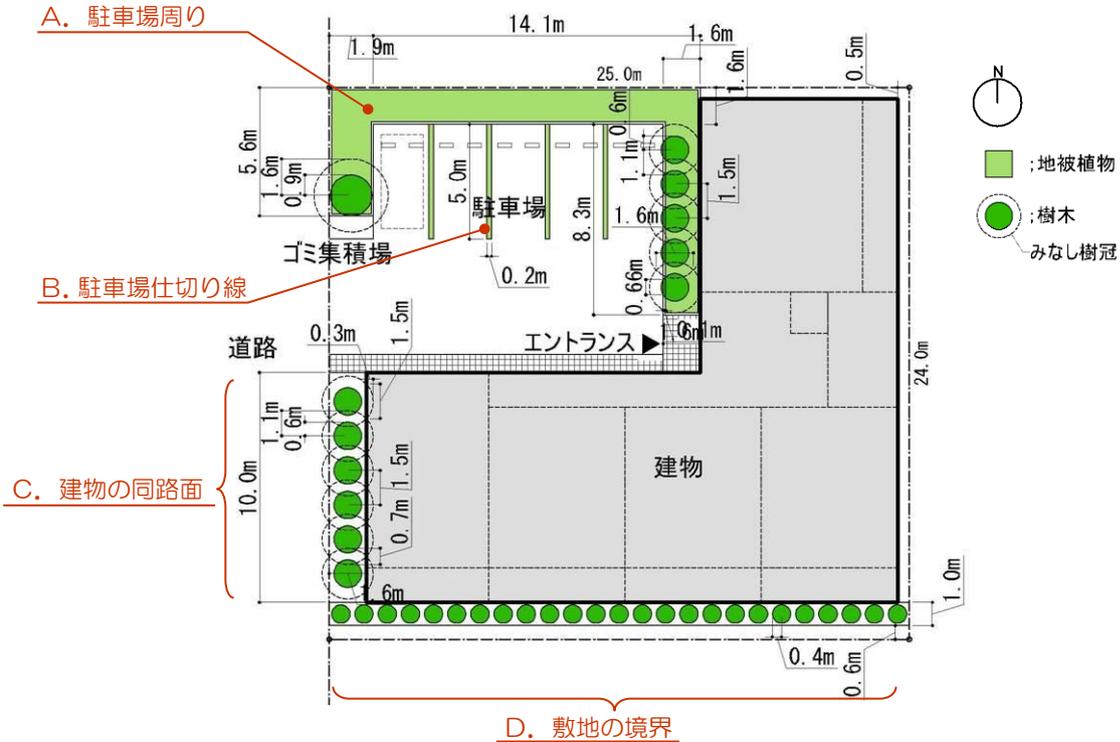
必要緑化面積	$320 \text{ m}^2 \times 20\%$	64.0 m ²
計画緑化面積		
<p>A. エントランス 緑化の種別：樹木 (S1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 中木 ○樹高 1.5m ○半径 0.5m ○3本 </div> <p>(P34・35 参照)</p>	<p>①樹冠の水平投影面積 (S1①) $0.5 \times 0.5 \times \pi \times 3 \text{ 本} = 2.35 \text{ m}^2$</p> <p>②みなし樹冠面積 (S1②) 10.01 m^2 (中木、CAD 求積、みなし樹冠の重なり部分 ・他植栽帯の重なり部分を除く)</p> <p>③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) $S_a = 1.0 \times 4.8 = 4.80$ $S_b = 4 \times 3 = 12$ $S_a < S_b$ より $S1③ = S_a = 4.80 \text{ m}^2$</p>	②を採用 10.01 m ² (S1②)
<p>B. 住居者専用庭と駐車場の境界 緑化の種別：樹木 (S1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 低木 ○樹高 1.0m未満 ○密植 </div> <p>(P34・35 参照)</p>	<p>①樹冠の水平投影面積 (S1①) $0.5 \times 17.5 = 8.75 \text{ m}^2$ (低木)</p> <p>②みなし樹冠面積 (S1②) 高さ 1m 未満のためなし</p> <p>③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) 植栽基盤を植えつづけているため $S_a < S_b$ の式は不要 $S1③ = S_a = 0.5 \times 17.5 = 8.75 \text{ m}^2$</p>	③を採用 8.75 m ² (S1③)
<p>C. 住居者専用庭、駐車場の背面 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36 参照)</p> <p>緑化の種別： 土留・園路等 (S5) (P39 参照)</p>	<p>地被植物の水平投影面積 (S2) 1.3×17.5 (住居者専用庭) $+ 1.1 \times 17.5$ (駐車場の背面) 計 42.00 m^2</p> <p>土留の水平投影面積 (S5) $17.5 \times 3 \times 0.1 = 5.25 \text{ m}^2$</p>	42.00 m ² (S2) 5.25 m ² (S5)
合計		66.01 m ²

■緑化事例



② 中規模マンション

【条件】	用途地域	: 第1種住居地域
	最低緑化率	: 15%
	容積率	: 200% (許容延床面積 1,200㎡)
	建ぺい率	: 60% (許容建築面積 360㎡)
	敷地面積	: 600㎡
	鉄筋コンクリート造	4階建て



■緑化方法の提案

- 駐車場周りを緑化する

シンボルツリーとなるような季節感のあるヤマボウシやコブシなどの中高木を植栽する。駐車場の仕切り線にタマリユウや芝などの地被植物を使用する。エントランスの魅力アップとなる。

- 敷地境界（南側）に低木を植栽する

隣地との境界に丈夫なヒサカキ、ネズミモチなどを植栽する。

■緑化事例



■緑化面積計算例（緑化施設概要書へは、小数点以下2桁目を切り捨てて記入してください。）

必要緑化面積	$600 \text{ m}^2 \times 15\%$	90.0 m^2
計画緑化面積		
<p>A. 駐車場周り 緑化の種別：樹木 (S1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>中高木 ○樹高 3.5m ○半径 0.9m ○1本</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中木 ○樹高 2.0m ○半径 0.6m ○5本</p> </div> <p style="text-align: right;">(P34・35 参照)</p> <p>緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36 参照)</p>	<p>① 樹冠の水平投影面積 (S1①) + 芝・地被 (S2) 省略</p> <p>②みなし樹冠面積 (S1②) + 芝・地被 (S2) 6.81 (中高木、CAD 求積、道路部分を除く) +15.53 (中木、CAD 求積、みなし樹冠の重なり部分を除く) +27.15 (地被、CAD 求積、みなし樹冠部分を除く) 計 <u>49.49 m^2</u></p> <p>③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) 植栽基盤を植えつづけているため $S_a < S_b$ の式は不要 $S1③ = S_a = 5.4 \times 1.7 + 14.1 \times 1.4 + 8.3 \times 1.4$ =<u>40.54 m^2</u></p>	<p>②を採用 22.34 m^2 (S1②) 27.15 m^2 (S2)</p>
<p>B. 駐車場の仕切り線 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36 参照)</p>	<p>地被植物の水平投影面積 (S2) $0.2 \times 5.0 \times 4$ 箇所 = <u>4.00 m^2</u></p>	<p>4.00 m^2 (S2)</p>
<p>C. 建物の道路面 緑化の種別：樹木 (S1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>中木 ○樹高 2.0m ○半径 0.6m ○6本</p> </div> <p style="text-align: right;">(P34・35 参照)</p>	<p>①樹冠の水平投影面積 (S1①) $0.6 \times 0.6 \times \pi \times 6$ 本 = <u>6.78 m^2</u> (中木)</p> <p>②みなし樹冠面積 (S1②) <u>14.20 m^2</u> (中木、CAD 求積、みなし樹冠の重なり部分・道路部分・建物部分を除く)</p> <p>③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) $S_a = 10.0 \times 1.6 = 16.00$ $S_b = 4 \times 6 = 24$ $S_a < S_b$ より $S1③ = S_a =$ <u>16.00 m^2</u></p>	<p>③を採用 16.00 m^2 (S1③)</p>
<p>D. 敷地の境界 緑化の種別：樹木 (S1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>低木 ○樹高 0.8m ○半径 0.4m ○25本</p> </div> <p style="text-align: right;">(P34・35 参照)</p>	<p>①樹冠の水平投影面積 (S1①) $0.4 \times 0.4 \times \pi \times 25$ 本 = <u>12.56 m^2</u> (低木)</p> <p>②みなし樹冠面積 (S1②) 樹高 1.0m未満のためなし</p> <p>③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) $S_a = 1.0 \times 25.0 = 25.00$ $S_b = 25 \times 1 = 25$ $S_a = S_b$ より $S1③ = S_a =$ <u>25.00 m^2</u></p>	<p>③を採用 25.00 m^2 (S1③)</p>
合計		94.49 m^2

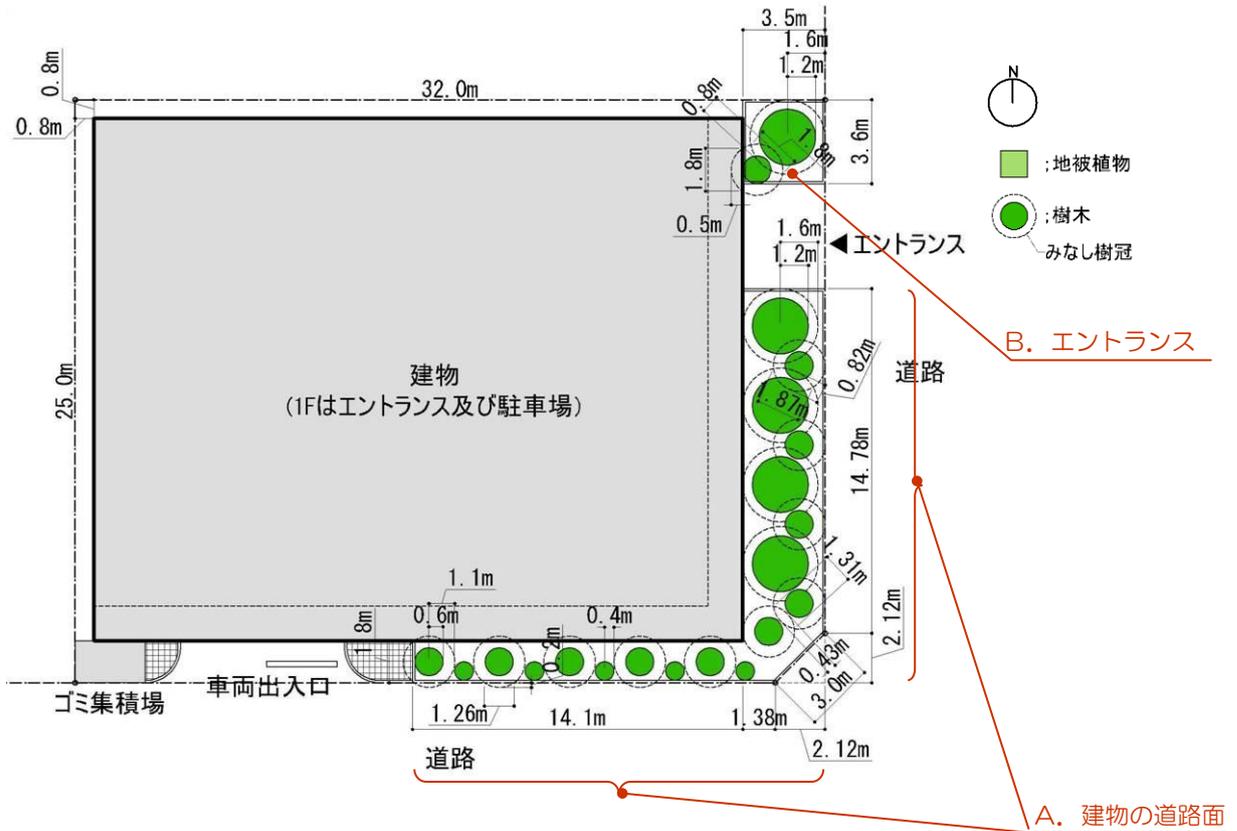
※本事例では該当しませんが、「D. 敷地の境界」で、壁面から幹の中心までの距離が50cm以内であり、かつ2本/1m以上の密度で植栽されていれば壁面緑化としても面積計上が可能になります。

[目次に戻る](#)

[推奨例一覧に戻る](#)

③ 都心マンション

【条件】用途地域	: 商業地域
最低緑化率	: 10%
容積率	: 400% (許容延床面積 3,191 m ²)
建ぺい率	: 80% (許容建築面積 638.2 m ²)
敷地面積	: 797.75 m ²
鉄筋コンクリート造 5 階建て	



■緑化方法の提案

- エントランス脇や建物の道路面を緑化する

エントランスの雰囲気づくりのためにエゴノキ、ヤマボウシ、ドウダンツツジなどの花をつける様々な大きさの樹木を組み合わせる。道路境界との緩衝帯となるとともに、人々の目を楽しませることができ、マンションの魅力アップにつながる。

■緑化面積計算例

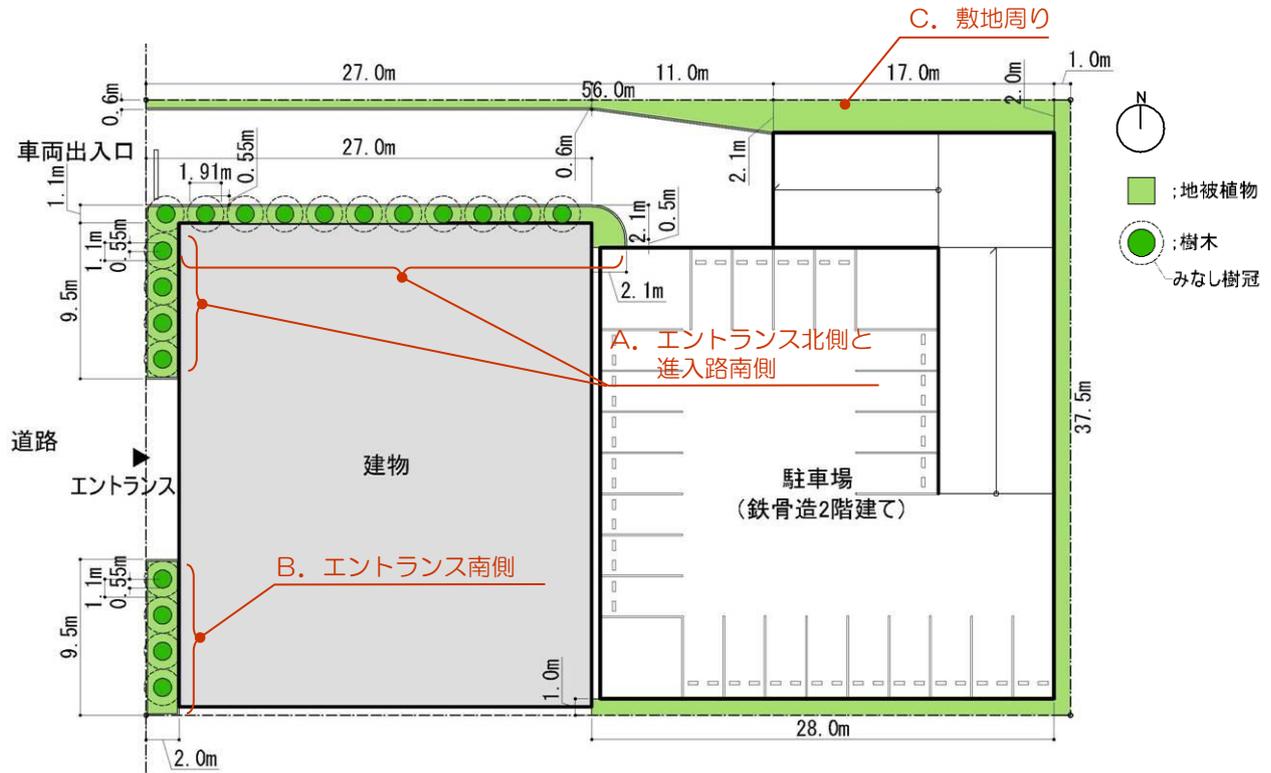
必要緑化面積	$797.75 \text{ m}^2 \times 10\%$	79.78 m^2
計画緑化面積		
A. 建物の道路面 緑化の種別：樹木 (S1) <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px;"> 中高木○樹高 3.5m ○半径 1.2m ○4 本 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px;"> 中木 ○樹高 1.5m ○半径 0.6m ○10 本 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px;"> 低木 ○樹高 0.8m ○半径 0.4m ○5 本 </div> (P34・35 参照)	①樹冠の水平投影面積 (S1①) $1.2 \times 1.2 \times \pi \times 4$ 本 (中高木) $+ 0.6 \times 0.6 \times \pi \times 10$ 本 (中木) $+ 0.4 \times 0.4 \times \pi \times 5$ 本 (低木) 計 31.90 m^2 ②みなし樹冠面積 (S1②) 3.40×5 本 (中木、CAD 求積、道路部分・建物部分を除く) $+ 44.62$ (中高木、中木、CAD 求積、みなし樹冠の重なり部分を除く) 計 61.62 m^2 ③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) $S_a = 77.30$ (植栽基盤、CAD 求積) $S_b = 10 \times 4 + 4 \times 10 + 5 = 85$ $S_a < S_b$ より $S1③ = S_a =$ 77.30 m^2	③を採用 77.30 m^2 (S1③)
B. エントランス 緑化の種別：樹木 (S1) <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px;"> 中高木○樹高 3.0m ○半径 1.2m ○1 本 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px;"> 中木 ○樹高 1.5m ○半径 0.6m ○1 本 </div> (P34・35 参照)	①樹冠の水平投影面積 (S1①) $1.2 \times 1.2 \times \pi \times 1$ 本 (中高木) $+ 0.6 \times 0.6 \times \pi \times 1$ 本 (中木) 計 5.65 m^2 ②みなし樹冠面積 (S1②) 10.05 m^2 (中高木、中木、CAD 求積、みなし樹冠の重なり部分・道路部分・建物部分を除く) ③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) $S_a = 3.4 \times 3.3 = 11.22$ $S_b = 10 \times 1 + 4 \times 1 = 14$ $S_a < S_b$ より $S1③ = S_a =$ 11.22 m^2	③を採用 11.22 m^2 (S1③)
合計		88.52 m^2

■緑化事例



④ パチンコ店

【条件】用途地域	: 近隣商業地域
最低緑化率	: 10%
容積率	: 200% (許容延床面積 4,200 m ²)
建ぺい率	: 80% (許容建築面積 1,680 m ²)
敷地面積	: 2,100 m ²
鉄骨造 1 階建て	



■緑化方法の提案

- エントランス周辺を緑化する

エントランス周辺に植栽帯をつくる。エントランスの雰囲気づくりとともにエントランス部分以外は立ち入りを防止する防犯上の効果もある。

- 車両進入路や隣地境界を緑化する

車両進入路廻りや隣地境界に芝張りや植樹を行い、隣地と駐車場や進入路と建物の区切りとする。

■注意事項

- 芝は7分張以上ならば植栽基盤全体を緑化面積に計上することができる。

[目次に戻る](#)

[推奨例一覧に戻る](#)

■緑化面積計算例

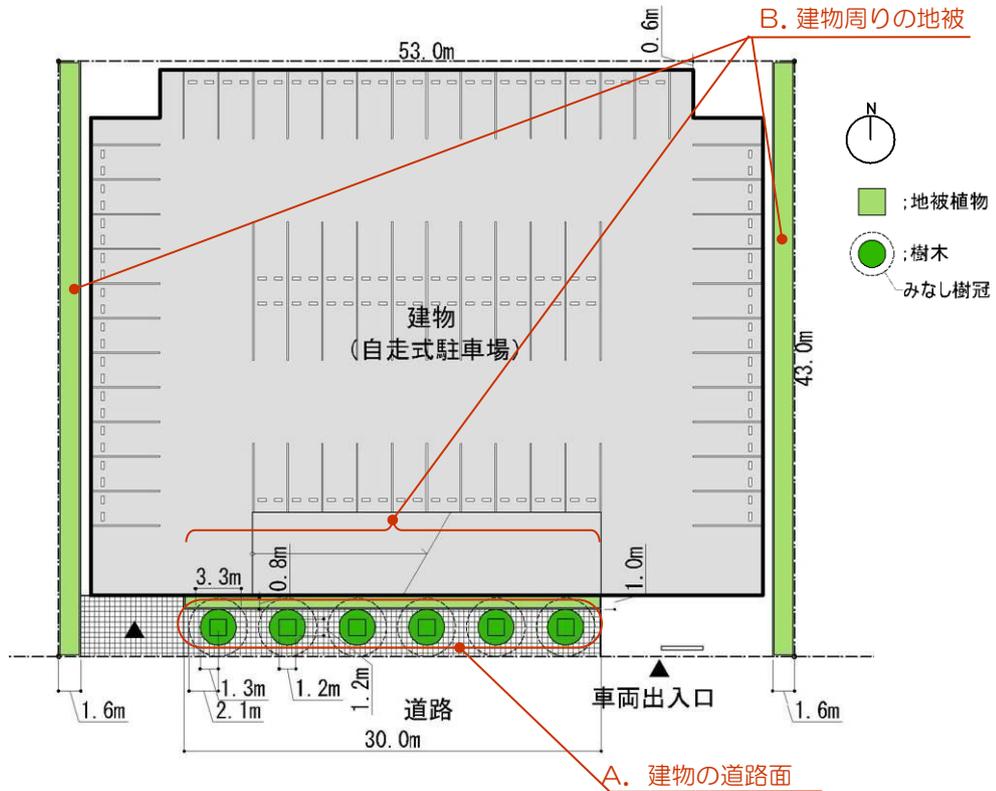
必要緑化面積	$2,100 \text{ m}^2 \times 10\%$	210.0 m^2
計画緑化面積		
<p>A. エントランス北側と 進入路南側</p> <p>緑化の種別：樹木 (S1)</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>中木 ○樹高 2.0m ○半径 0.55m ○15 本</p> </div> <p>(P34・35 参照)</p> <p>緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2)</p> <p>(P36 参照)</p>	<p>①樹冠の水平投影面積 (S1①) + 芝・地被 (S2) 省略</p> <p>②みなし樹冠面積 (S1②) + 芝・地被 (S2) 48.80 (中木、CAD 求積、みなし樹冠の道路部分・建物部分を除く) <u>+11.92 (地被、CAD 求積、みなし樹冠部分を除く)</u> 計 <u>60.72 m^2</u></p> <p>③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) 植栽基盤を植えつづしているため $S_a < S_b$ の式は不要 $S1③ = S_a = 51.78 \text{ m}^2$ (植栽基盤、CAD 求積)</p>	<p>②を採用 48.80 m^2 (S1②) 11.92 m^2 (S2)</p>
<p>B. エントランス南側</p> <p>緑化の種別：樹木 (S1)</p> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>中木 ○樹高 2.0m ○半径 0.55m ○4 本</p> </div> <p>(P34・35 参照)</p> <p>緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2)</p> <p>(P36 参照)</p>	<p>①樹冠の水平投影面積 (S1①) + 芝・地被 (S2) $0.55 \times 0.55 \times \pi \times 4 \text{ 本} = 3.79$ (中木) <u>+15.01 (地被、CAD 求積、中木樹冠部分を除く)</u> 計 <u>18.80 m^2</u></p> <p>②みなし樹冠面積 (S1②) + 芝・地被 (S2) 14.00 (中木、CAD 求積、道路部分・建物部分を除く) <u>+4.80 (地被、CAD 求積、みなし樹冠部分を除く)</u> 計 <u>18.80 m^2</u></p> <p>③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) 植栽基盤を植えつづしているため $S_a < S_b$ の式は不要 $S1③ = S_a = 2.0 \times 9.4 = 18.80 \text{ m}^2$</p>	<p>③を採用 18.80 m^2 (S1③)</p>
<p>C. 敷地周り</p> <p>緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2)</p> <p>(P36 参照)</p>	<p>地被植物の水平投影面積 (S2) $(28.0 + 37.5) \times 1.0 + 2.0 \times 17.0$ $+ (2.1 + 0.6) \times 11.0 \times 1/2 + 0.6 \times 27.0$ = <u>130.55 m^2</u></p>	<p>130.55 m^2 (S2)</p>
合計		210.07 m^2

■緑化事例



⑤ 自走式立体駐車場

【条件】用途地域	: 商業地域
最低緑化率	: 10%
容積率	: 400% (許容延床面積 9,116 m ²)
建ぺい率	: 80% (許容建築面積 1,823 m ²)
敷地面積	: 2,279 m ²
鉄骨造 3 階建て	



■緑化方法の提案

- 敷地境界に植栽帯を設ける

隣地との境界に植栽帯を設置する。地被植物については、芝よりも比較的手入れの容易なジャノヒゲ等で緑化する。

- 道路境界を緑化する

樹木は、大気汚染への耐性が強いクロガネモチ、モッコクなどを選定し植栽する。ファサードとなる部分に高木を植栽することにより、駐車場の無機質な雰囲気や霧困気を和らげる効果を期待できる。

■注意事項

- 地被植物は基本的に 16 株/m²以上の密度で植栽されていれば土壤面積の全てを緑化面積とすることができる。

■緑化面積計算例

必要緑化面積	$2,279 \text{ m}^2 \times 10\%$	227.9 m^2
計画緑化面積		
A. 建物の道路面 緑化の種別：樹木 (S1) 高木 ○樹高 4.5m ○半径 1.3m ○6本 (P34・35参照)	①樹冠の水平投影面積 (S1①) $1.3 \times 1.3 \times \pi \times 6 \text{本} = 31.84 \text{ m}^2$ (高木) ②みなし樹冠面積 (S1②) $2.1 \times 2.1 \times \pi \times 6 \text{本}$ (高木) $- 2.07 \times 6 \text{本}$ (植栽帯の重なり部分、CAD求積) 計 70.66 m^2 ③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) $S_a = 1.2 \times 1.2 \times 6 = 8.64$ $S_b = 18 \times 6 = 108$ $S_a < S_b$ より $S1③ = S_a = 8.64 \text{ m}^2$	②を採用 70.66 m^2 (S1②)
B. 建物周りの地被 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36参照)	地被植物の水平投影面積 (S2) 1.0×30.0 (南側植栽帯) $+ 1.6 \times 43.0$ (東側植栽帯) $+ 1.6 \times 43.0$ (西側植栽帯) 計 167.60 m^2	167.60 m^2 (S2)
合計		238.26 m^2

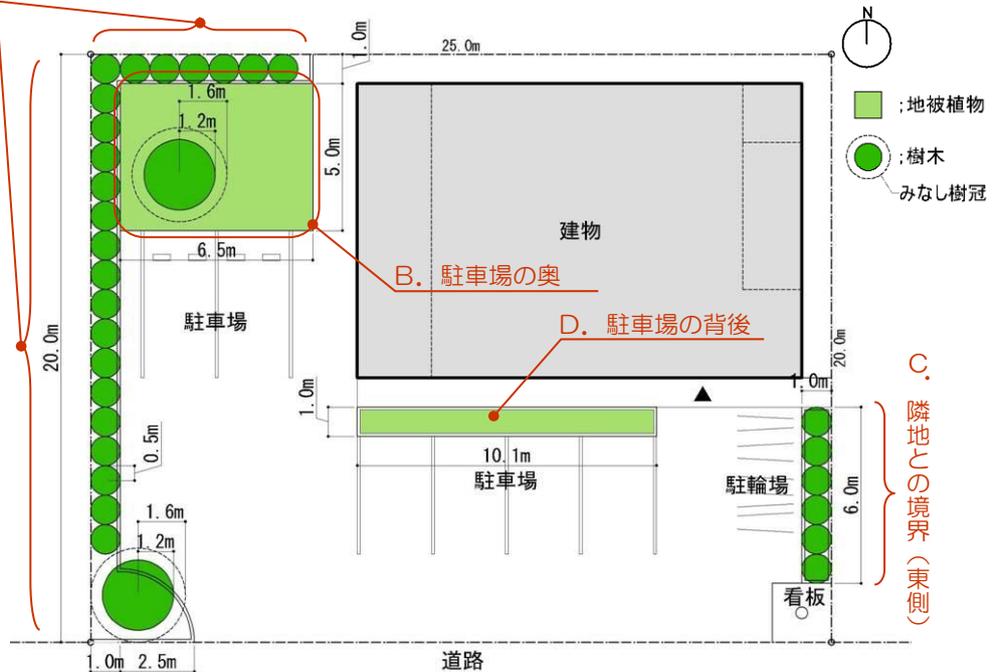
■緑化事例



⑥ コンビニエンスストア

【条件】	用途地域	: 第2種中高層住居専用地域
	最低緑化率	: 15%
	容積率	: 200% (許容延床面積 1,000㎡)
	建ぺい率	: 60% (許容建築面積 300㎡)
	敷地面積	: 500㎡
	鉄骨造平屋建て	

A. 隣地との境界 (北側、西側)



■ 緑化方法の提案

- 駐車場周りを緑化する

タイヤが乗り入れない背面や、駐車しづらい敷地の奥を緑化することにより、店舗の魅力アップを図ることができる。

- 敷地境界に低木を植栽する

隣地との区画を分けるため低木を植栽する。

■緑化面積計算例

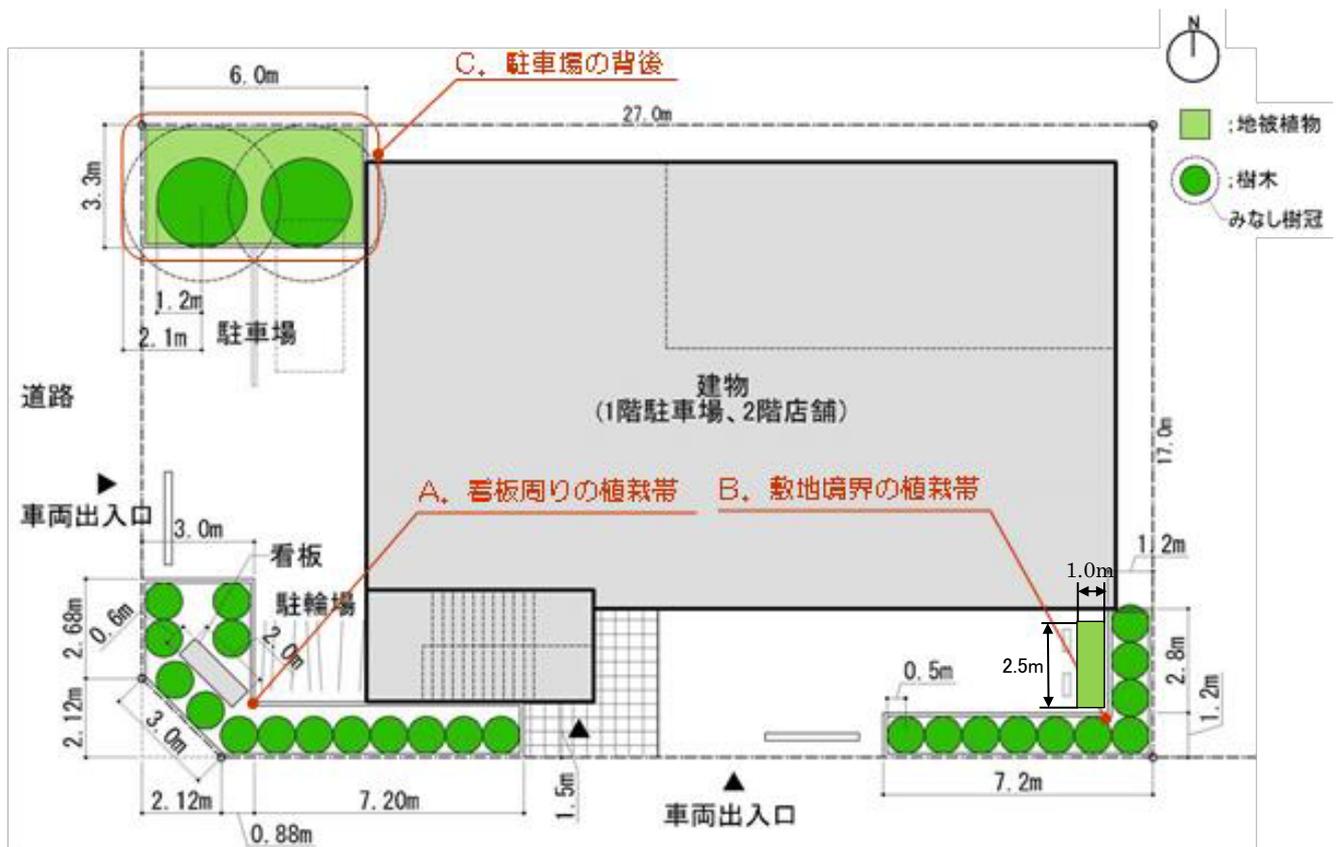
必要緑化面積	$500 \text{ m}^2 \times 15\%$	75.0 m^2
計画緑化面積		
<p>A. 隣地との境界(北側,西側) 緑化の種類：樹木 (S1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 中高木 ○樹高 2.8m ○半径 1.2m ○1本 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 低木 ○樹高 0.8m ○密植 </div> <p>(P34・35 参照)</p>	<p>①樹冠の水平投影面積 (S1①) $1.2 \times 1.2 \times \pi \times 1$ 本 (中高木) $+20.04$ (低木、CAD 求積) 計 24.56 m^2</p> <p>②みなし樹冠面積 (S1②) $1.6 \times 1.6 \times \pi \times 1$ 本 = 8.03 m^2 (中高木)</p> <p>③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) 植栽基盤を植えつづしているため $S_a < S_b$ の式は不要 $S1③ = S_a = 28.68 \text{ m}^2$ (植栽基盤、CAD 求積)</p>	<p>③を採用 28.68 m^2 (S1③)</p>
<p>B. 駐車場の奥 緑化の種類：樹木 (S1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 中高木 ○樹高 2.8m ○半径 1.2m ○1本 </div> <p>(P34・35 参照)</p> <p>緑化の種類： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36 参照)</p>	<p>①樹冠の水平投影面積 (S1①) + 芝・地被 (S2) 省略</p> <p>②みなし樹冠面積 (S1②) + 芝・地被 (S2) $1.6 \times 1.6 \times \pi \times 1$ 本 = 8.03 m^2 (中高木) $+24.47$ (低木、CAD 求積) 計 32.50 m^2</p> <p>③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) 植栽基盤を植えつづしているため $S_a < S_b$ の式は不要 $S1③ = S_a = 5.0 \times 6.5 = 32.50 \text{ m}^2$</p>	<p>③を採用 32.50 m^2 (S1③)</p>
<p>C. 隣地との境界(東側) 緑化の種類：樹木 (S1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> 低木 ○樹高 0.8m ○密植 </div> <p>(P34・35 参照)</p>	<p>①樹冠の水平投影面積 (S1①) $5.8 \times 0.8 = 4.64 \text{ m}^2$ (低木)</p> <p>②みなし樹冠面積 (S1②) 高さ 1m未満のためなし</p> <p>③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) 植栽基盤を植えつづしているため $S_a < S_b$ の式は不要 $S1③ = S_a = 5.8 \times 0.8 = 4.64 \text{ m}^2$</p>	<p>③を採用 4.64 m^2 (S1③)</p>
<p>D. 駐車場の背後 緑化の種類： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36 参照)</p> <p>緑化の種類： 土留・園路等 (S5) (P39 参照)</p>	<p>地被植物の水平投影面積 (S2) $0.8 \times 9.9 = 7.92 \text{ m}^2$</p> <p>土留の水平投影面積 (S5) $(10.1 \times 2 + 0.8 \times 2) \times 0.1 = 2.18 \text{ m}^2$</p>	<p>7.92 m^2 (S2)</p> <p>2.18 m^2 (S5)</p>
合計		75.92 m^2

■緑化事例



⑦ ファミリーレストラン

【条件】	用途地域	: 近隣商業地域
	最低緑化率	: 10%
	容積率	: 200% (許容延床面積 913.5 m ²)
	建ぺい率	: 80% (許容建築面積 365.4 m ²)
	敷地面積	: 456.75 m ²
	鉄骨造 2 階建て	



■緑化方法の提案

- 道路境界に低木を植栽する

敷地内への出入口を区分できる。低木植栽にすると、店舗のファサードを隠すことなく緑化できる。

- 駐車場の背を緑化する

駐車場のタイヤの乗り入れない部分を芝張りで区画し、高木を植栽する。植栽帯は隣地と駐車場との緩衝帯となる。ケヤキなど樹冠の大きい高木の植栽は、遠くからも目立つため店舗のイメージアップにもなる。

■緑化面積計算例

必要緑化面積	$500.95 \text{ m}^2 \times 10\%$	50.1 m^2
計画緑化面積		
A. 看板周りの植栽帯 緑化の種別：樹木 (S1) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 低木 ○樹高 0.8m ○半径 0.5m ○14 本 </div> (P34・35 参照)	①樹冠の水平投影面積 (S1①) $0.5 \times 0.5 \times \pi \times 14 \text{ 本} = 10.99 \text{ m}^2$ (低木) ②みなし樹冠面積 (S1②) 高さ 1m未満のためなし ③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) $S_a = 19.73 - 0.6 \times 2.0 = 18.53$ (植栽基盤-看板、CAD 求積) $S_b = 1 \times 14 = 14$ $S_a > S_b$ より $S1③ = S_b = 14.00 \text{ m}^2$	③を採用 14.00 m^2 (S1③)
B. 敷地境界の植栽帯 緑化の種別：樹木 (S1) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 低木 ○樹高 0.8m ○密植 </div> (P34・35 参照) 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36 参照)	①樹冠の水平投影面積 (S1①) + 芝・地被 (S2) $(7.2 + 2.8) \times 1.0$ (低木) $+ 2.5 \times 1.0$ (地被) 計 12.50 m^2 ②みなし樹冠面積 (S1②) + 芝・地被 (S2) 省略 ③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) + 芝・地被 (S2) 植栽基盤を植えつづけているため $S_a < S_b$ の式は不要 $S1③ = S_a = (7.2 + 2.8) \times 1.0 = 10.00$ (植栽基盤) $+ 2.5 \times 1.0$ (地被) 計 12.50 m^2	③を採用 10.00 m^2 (S1③) 2.50 m^2 (S2)
C. 駐車場の背後 緑化の種別：樹木 (S1) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 高木 ○樹高 4.0m ○半径 1.2m ○2 本 </div> (P34・35 参照) 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36 参照)	①樹冠の水平投影面積 (S1①) + 芝・地被 (S2) 省略 ②みなし樹冠面積 (S1②) + 芝・地被 (S2) 23.25 (高木、CAD 求積、みなし樹冠の重なり部分・ 道路部分・建物部分を除く) $+ 0.61$ (地被、CAD 求積、みなし樹冠部分を除く) 計 23.86 m^2 ③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) 植栽基盤を植えつづけているため $S_a < S_b$ の式は不要 $S1③ = S_a = 3.1 \times 5.8 = 17.98 \text{ m}^2$	②を採用 23.25 m^2 (S1②) 0.61 m^2 (S2)
合計		50.36 m^2

■緑化事例



遠くからも目立つ大きなケヤキが植えられている。



法面を利用して低木の植栽帯が広く設けられている。

■緑化面積計算例

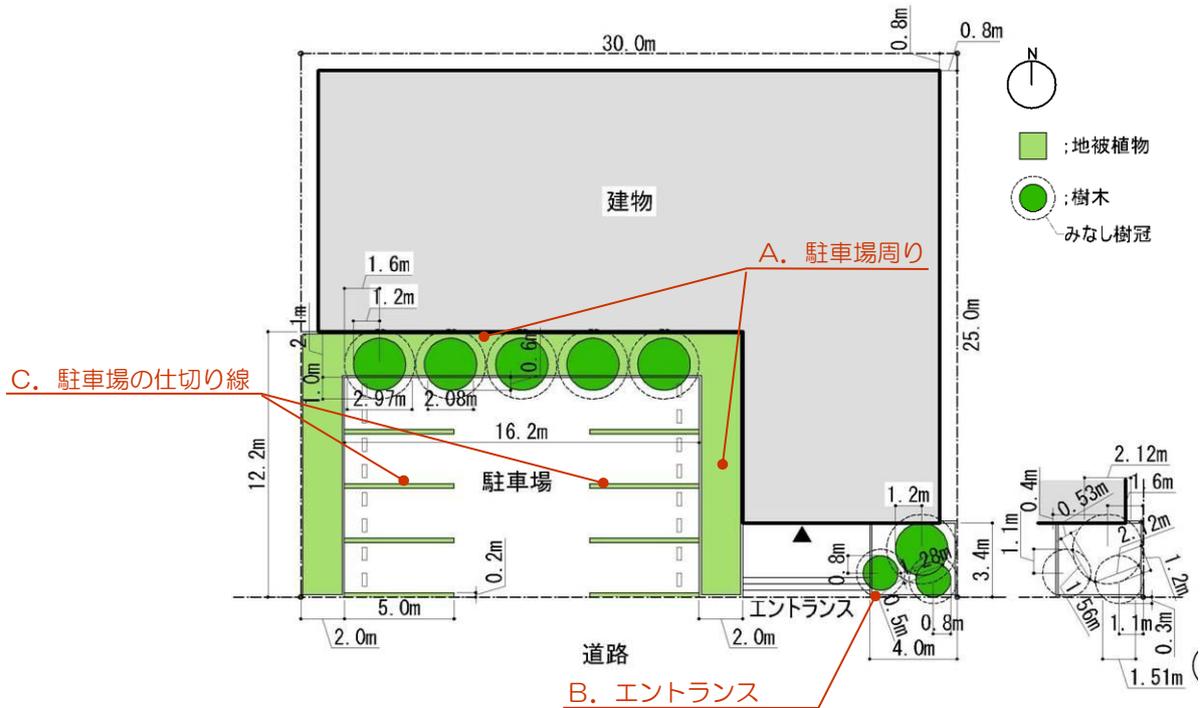
必要緑化面積	$2,400 \text{ m}^2 \times 10\%$	240.0 m^2
計画緑化面積		
A. エントランス 緑化の種別：樹木 (S1) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 中高木 ○樹高 2.5m ○半径 1.2m ○7本 </div> (P34・35参照)	①樹冠の水平投影面積 (S1①) $1.2 \times 1.2 \times \pi \times 7 = 31.65 \text{ m}^2$ (中高木) ②みなし樹冠面積 (S1②) $1.6 \times 1.6 \times \pi \times 7 = 56.26 \text{ m}^2$ (中高木) ③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) $S_a = 0.7 \times 0.7 \times \pi \times 7 = 10.77$ $S_b = 10 \times 7 = 70$ $S_a < S_b$ より $S1③ = S_a = 10.77 \text{ m}^2$	②を採用 56.26 m^2 (S1②)
B. 駐車場内 緑化の種別：樹木 (S1) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 高木 ○樹高 4.0m ○半径 1.5m ○7本 </div> (P34・35参照)	①樹冠の水平投影面積 (S1①) $1.5 \times 1.5 \times \pi \times 7 = 49.45 \text{ m}^2$ (高木) ②みなし樹冠面積 (S1②) 94.67 m^2 (高木、CAD求積、みなし樹冠の重なり部分を除く) ③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) $S_a = 2.0 \times 25.9 = 51.80$ $S_b = 18 \times 7 = 126$ $S_a < S_b$ より $S1③ = S_a = 51.80 \text{ m}^2$	②を採用 94.67 m^2 (S1②)
C. 駐車場周り 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36参照)	地被植物の水平投影面積 (S2) 43.35 m^2 (①の部分、CAD求積) + 17.63 m^2 (②の部分、CAD求積) + 4.60 m^2 (③の部分、CAD求積) + 30.94 m^2 (④の部分、CAD求積) 計 96.52 m^2	96.52 m^2 (S2)
合計		247.45 m^2

■緑化事例



⑨ 営業所

【条件】	用途地域	: 第2種住居地域
	最低緑化率	: 15%
	容積率	: 200% (許容延床面積 1,500㎡)
	建ぺい率	: 60% (許容建築面積 450㎡)
	敷地面積	: 750㎡
	鉄骨造	3階建て



■緑化方法の提案

- 駐車場と建物の間を緑化する
芝張り及び植樹によって植栽する。ケヤキ等の落葉樹の植栽は建物への日射調整にも有効となる。
- エントランス周りに植栽する
雰囲気づくりのため中高木と中木をあわせて植樹する。
- 駐車スペースの背後を緑化する
隣地や建物との区画を明瞭にするため芝張りの植栽帯をつくる。
- 駐車場の仕切り線を緑化する
タマリユウや芝などの地被植物によって区画する。

■注意事項

- 地被植物は基本的に 16 株/㎡以上の密度で植栽されていれば土壤面積の全てを緑化面積とすることができる。
- 芝は7分張りを標準とし、7分張り以上ならば張り芝面積全体を緑化面積とすることができる。

■緑化面積計算例

必要緑化面積	750㎡ × 15%	112.5㎡
計画緑化面積		
A. 駐車場周り 緑化の種別：樹木 (S1) <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 中高木○樹高 3.0m ○半径 1.2m ○5本 (P34・35参照) </div> 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36参照)	①樹冠の水平投影面積 (S1①) + 芝・地被 (S2) 省略 ②みなし樹冠面積 (S1②) + 芝・地被 (S2) 8.0×5本=40.0 (中高木) +54.40 (地被、CAD求積、みなし樹冠部分を除く) 計 94.40㎡ ③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) 植栽基盤を植えつづけているため Sa < Sb の式は不要 S1③=Sa=2.0×16.4+1.8×12.0×2=76.00㎡	②を採用 40.00㎡ (S1②) 54.40㎡ (S2)
B. エントランス 緑化の種別：樹木 (S1) <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 中高木○樹高 3.0m ○半径 1.2m ○1本 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 中木 ○樹高 1.5m ○半径 0.8m ○2本 (P34・35参照) </div>	①樹冠の水平投影面積 (S1①) 1.2×1.2×π×1本 (中高木) +0.8×0.8×π×2本 (中木) -1/4×π×0.5×1.28 (樹冠の重なり部分) 計 8.03㎡ ②みなし樹冠面積 (S1②) 1.6×1.6×π×1本 (中高木) +1.1×1.1×π×2本 (中木) -0.65 (中高木と中木の重なり部分、CAD求積) -2.01 (中高木と中木の重なり部分、CAD求積) -0.67 (中高木と建物の重なり部分、CAD求積) -0.36 (中木の敷地外部分、CAD求積) 計 11.94㎡ ③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) Sa=3.2×3.8=12.16 Sb=10×1+4×2=18 Sa < Sb より S1③=Sa=12.16㎡	③を採用 12.16㎡ (S1③)
C. 駐車場の仕切り線 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36参照)	地被植物の水平投影面積 (S2) 0.2×5.0×8箇所=8.00㎡	8.00㎡ (S2)
合計		114.56㎡

■緑化事例



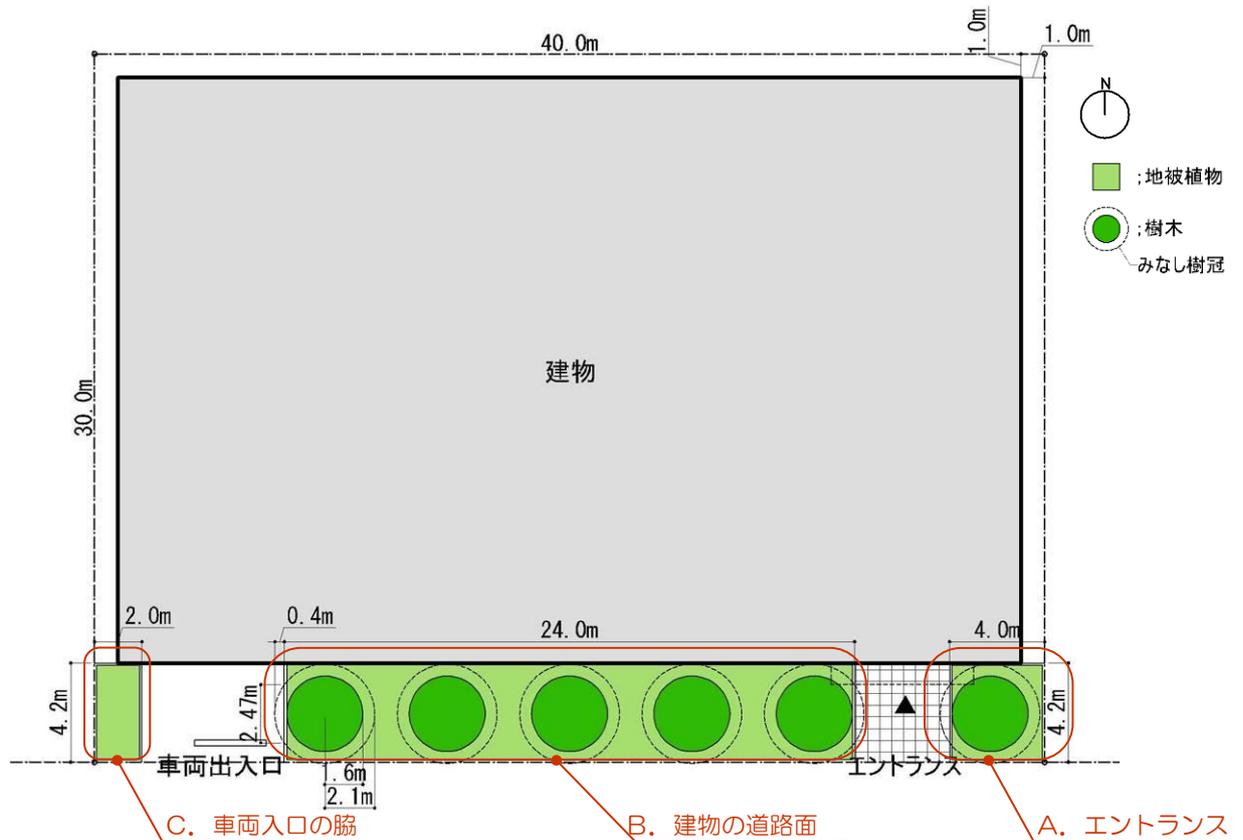
サインの脇に大きな高木が植えられているとともに、道路との境界には、斜めに植栽帯が設けられ道から緑がよく見える。



建物の意匠に合わせて高木等の植栽帯が設けられるとともに壁面の緑化も行われている。

⑩ 都心オフィスビル

【条件】用途地域	: 商業地域
最低緑化率	: 10%
容積率	: 400% (許容延床面積 4,800 m ²)
建ぺい率	: 80% (許容建築面積 960 m ²)
敷地面積	: 1,200 m ²
鉄骨造 6 階建て	



■緑化方法の提案

- 道路面に樹木と地被植物の植栽帯を整備する

ファサードの演出のため、建物と道路との間に高木を植栽する。下の部分は地被植物を植栽する。ヤマボウシ、エゴノキのような花をつける落葉樹の植樹は、魅力アップとともに日射調整になる。

- 車両出入口の脇に地被植物を植栽する

高さの低い地被植物を植栽することで、車の乗り入れ部を明確にし、見通しを確保することができる。

■緑化面積計算例

必要緑化面積	$1,200 \text{ m}^2 \times 10\%$	120.0 m^2
計画緑化面積		
A. エントランス 緑化の種別：樹木 (S1) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 高木 ○樹高 4.0m ○半径 1.6m ○1本 </div> 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P34・35 参照) (P36 参照)	①樹冠の水平投影面積 (S1①) + 芝・地被 (S2) 省略 ②みなし樹冠面積 (S1②) + 芝・地被 (S2) 13.8 (高木) + 3.75 (地被、CAD 求積、みなし樹冠部分を除く) 計 17.55 m^2 ③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) 植栽基盤を植えつぶしているため $S_a < S_b$ の式は不要 $S1③ = S_a = 3.8 \times 4.0 = \text{span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">15.20 \text{m}^2 $	②を採用 13.8 m^2 (S1②) 3.75 m^2 (S2)
B. 建物の道路面 緑化の種別：樹木 (S1) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 高木 ○樹高 4.0m ○半径 1.6m ○5本 </div> 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P34・35 参照) (P36 参照)	①樹冠の水平投影面積 (S1①) + 芝・地被 (S2) 省略 ②みなし樹冠面積 (S1②) + 芝・地被 (S2) $13.8 \times 5 \text{本} = 69.0$ (高木) + 33.38 (地被、CAD 求積、みなし樹冠部分を除く) 計 102.38 m^2 ③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) 植栽基盤を植えつぶしているため $S_a < S_b$ の式は不要 $S1③ = S_a = 23.8 \times 4.0 = \text{span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">95.20 \text{m}^2 $	②を採用 69.0 m^2 (S1②) 33.38 m^2 (S2)
C. 車両入口の脇 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36 参照)	地被植物の水平投影面積 (S2) $4.0 \times 1.8 = \text{span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7.20 \text{m}^2 $	7.20 m^2 (S2)
合計		127.13 m^2

■緑化事例



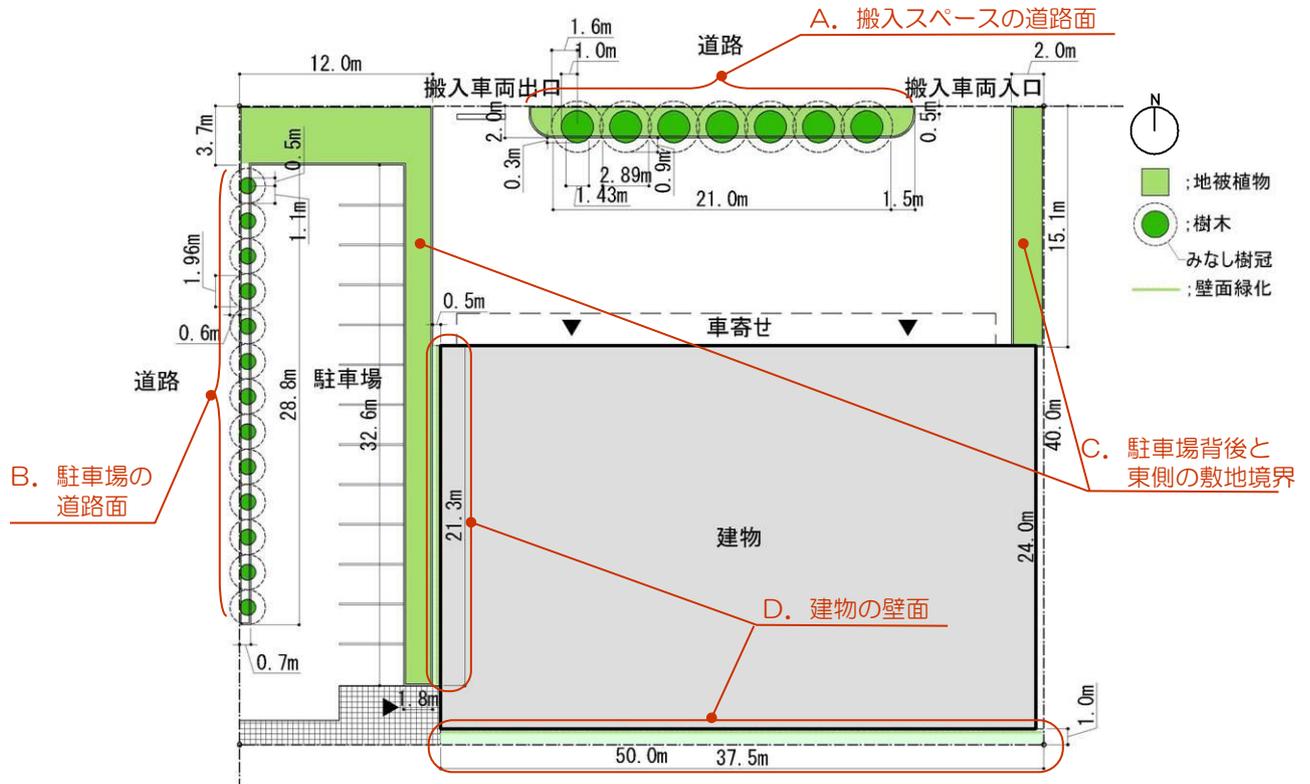
建物の前面にスクリーン状に高木が植えられている。



ガラスの前面にも高木が植えられ、建物の中からも緑を見ることができる。

⑪ 倉庫

【条件】用途地域	: 工業地域
最低緑化率	: 15%
容積率	: 200% (許容延床面積 4,000 m ²)
建ぺい率	: 60% (許容建築面積 1,200 m ²)
敷地面積	: 2,000 m ²
鉄骨造 1 階建て	



■緑化方法の提案

- 駐車スペースの背後及び敷地内通路の周辺を張芝にする
一般車両の駐車場と大型車両の通行部分を芝等の植栽で区画する。
- 道路境界に植栽する
道路境界に緩衝帯として植樹をした植栽帯を設ける。
- 建物の壁面を緑化する
建物低部に窓の少ない倉庫は、壁面緑化しやすい。緑化により無機質な倉庫のイメージを和らげることができる。

■注意事項

壁面緑化は、実際に緑化した高さで計上することができる。

■緑化面積計算例

必要緑化面積	$2,000 \text{ m}^2 \times 15\%$	300.0 m^2
計画緑化面積		
<p>A. 搬入スペースの道路面 緑化の種別：樹木 (S1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 中高木 ○樹高 3.0m ○半径 1.0m ○7 本 </div> <p>(P34・35参照)</p> <p>緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36参照)</p>	<p>①樹冠の水平投影面積 (S1①) + 芝・地被 (S2) 省略</p> <p>②みなし樹冠面積 (S1②) + 芝・地被 (S2) 52.86 (中高木、CAD 求積、みなし樹冠の重なり部分・道路部分を除く) $+ 8.51$ (地被、CAD 求積、みなし樹冠部分を除く) 計 61.37 m^2</p> <p>③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) 植栽基盤を植えついでしているため $S_a < S_b$ の式は不要 $S1③ = S_a = 41.99 \text{ m}^2$ (植栽基盤、CAD 求積)</p>	<p>②を採用 52.86 m^2 (S1②) 8.51 m^2 (S2)</p>
<p>B. 駐車場の道路面 緑化の種別：樹木 (S1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 中木 ○樹高 1.5m ○半径 0.5m ○13 本 </div> <p>(P34・35参照)</p>	<p>①樹冠の水平投影面積 (S1①) $0.5 \times 0.5 \times \pi \times 13 \text{ 本} = 10.20 \text{ m}^2$ (中木)</p> <p>②みなし樹冠面積 (S1②) 37.34 m^2 (中木、CAD 求積、道路部分を除く)</p> <p>③植栽基盤の水平投影面積 (S1③) $S_a = 0.5 \times 28.7 = 14.35$ $S_b = 4 \times 13 = 52$ $S_a < S_b$ より $S1③ = S_a = 14.35 \text{ m}^2$</p>	<p>②を採用 37.34 m^2 (S1②)</p>
<p>C. 駐車場背後と東側の敷地境界 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36参照)</p>	<p>地被植物の水平投影面積 (S2) $1.6 \times 32.5 + 11.8 \times 3.5$ (駐車場背後) $+ 1.8 \times 15.0$ (東側の敷地境界) 計 120.30 m^2</p>	<p>120.30 m^2 (S2)</p>
<p>D. 建物の壁面 緑化の種別：壁面緑化 (S7) (P41参照) 緑化の種別： 芝、その他の地被植物 (S2) (P36参照)</p>	<p>壁面緑化面積 (S7) $(37.5 + 21.3) \times 2.0$ (緑化高さ) = 117.60 m^2 (壁面)</p> <p>壁面緑化下の芝生面積の水平投影面積 (S2) $37.5 \times 1.0 + 21.3 \times 0.5 = 48.15 \text{ m}^2$ (芝生・地被)</p>	<p>117.60 m^2 (S7) 48.15 m^2 (S2)</p>
合計		384.76 m^2

■緑化事例



6-5 緑化の管理について

緑化地域の指定の目的や趣旨を踏まえ、設置された緑化施設が適切な効果を発揮するために、名古屋市では、緑のまちづくり条例[第25条の3](#)において、下記の3項目の規定を設けています。

- (1) 緑化施設を良好な状態で維持保全するよう努めるとともに、植物を枯損状態で長期間放置しないこと。
- (2) 建築物の屋上又は壁面に緑化施設を設けた場合においては、植物の生育状況及び建築物等への支障の有無を確認するなど巡回、点検に努めること。
- (3) 施肥、農薬等の使用にあたっては、関係法令を遵守すること。

具体的には以下の点に配慮するよう心がけてください。

- ① 緑化施設及び周辺の安全を確保する
 - ・ 土壌の飛散や樹木の風倒、枯枝の落下等の防止に充分配慮する。
 - ・ 緑化施設の構造や建築物等の耐荷重構造に十分に配慮し、植物の生育を管理する。
- ② 地域環境を保全する
 - ・ 排水の水質確保に配慮する。
 - ・ かん水にあたっては、雨水や空調の冷却水、中水の活用等により水資源の有効利用に努める。
- ③ 地域独自の目的や視点を踏まえ、より高い緑化の効果を上げる
 - ・ 敷地内に既存の良好な樹林地等がある場合には、適切な下刈りやせん定を行うことにより、良好な状態の維持に努める。

7. 緑化助成制度の紹介

緑のまちづくりを推進するための、各種緑化助成制度について紹介します。助成条件等の内容が事業年度により変更することがありますので、詳細についてはホームページまたは担当機関にて確認してください。

(緑化面積算出の基準が緑化地域と異なる場合もありますので注意してください)

7-1 公的助成制度

名古屋市 民有地緑化助成事業（みどりの補助金）	
条件	市内において、質・量ともに優れた緑化工事（屋上緑化、壁面緑化、地上部緑化、駐車場緑化、生垣設置）に対して助成を行う制度。 ○助成対象の緑化面積が50㎡以上（生垣設置のみについては延長15m以上）など (他にも条件がありますので、詳細は下記のホームページをご覧ください)
内容	○助成金額は、助成対象工事費の2分の1以内で、かつ以下の条件を満たす額 ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化の場合は、それぞれにつき助成対象の緑化面積×1.5万円/㎡以内 ・空地（地上部）緑化の場合は、助成対象の緑化面積×1万円/㎡以内 ・生垣設置の場合は、助成対象の生垣延長×5千円/m以内 ○上限金額 500万円
問合せ先	名古屋市緑政土木局緑地維持課（市役所西庁舎5階） TEL052-972-2465 FAX052-972-4143 名古屋市役所ホームページ http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000008309.html 又は サイト内検索 <input type="text" value="みどりの補助金"/> 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋緑化基金 建築物等緑化助成制度

名古屋市内で、新たに住宅の玄関回り・空地（庭など）・駐車場・生垣・壁面・屋上の緑化を行う個人又は法人が対象です。

条件・内容

令和2年度は現在調整中です。
最新の情報については、下記までお問合せください。

問合せ先

・公益財団法人 名古屋市みどりの協会 事業部みどりの事業課 TEL 052-731-8590
FAX 052-731-0201
〒466-0064 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号（鶴舞公園内）

[目次に戻る](#)

7-2 公的融資制度

名古屋市中小企業融資制度	
条件	<p>中小企業の事業活動に必要な資金融資の円滑化を図り、市内中小企業者の健全な発展及び振興に資することを目的とした融資制度。 資金用途の一つである「設備」に緑化施設が該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に一定の事業所があり一定期間営業実績があること (制度により従業員数や設立時期も融資の条件になります) ・その他、融資の申込要件に適合すること
内容	<p>【名古屋市信用保証協会の信用保証付き融資制度】 名古屋市信用保証協会の信用保証を付けて、各取扱金融機関から融資を受ける制度。</p> <p>【(財)名古屋市小規模事業金融公社取扱いの融資制度】 (財)名古屋市小規模事業金融公社から直接融資・貸与を受ける制度。信用保証料が不要。</p> <p>(それぞれの融資制度によって融資条件や限度額、取扱金融機関が異なります。詳細は下記の問い合わせ先にご確認ください)</p>
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市中小企業振興センター TEL 052-735-2100 URL: http://www.city.nagoya.jp/shiminkeizai/page/0000004544.html

環境保全・省エネルギー設備資金融資

<p>条件</p>	<p>公害の防止その他の環境保全対策を実施し、市民の快適な生活環境を確保するために必要とする資金を融資する制度。別途申請により、支払った利子に対して名古屋市が利子補助を行う。資金用途の一つである「その他の環境保全対策」に緑化が該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が、市内で事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①資本の額又は出資の総額が3億円(卸売業・サービス業では1億円、小売業では5,000万円)以下の法人 ②常時使用する従業員が300人(卸売業・サービス業では100人、小売業では50人)以下の法人又は個人 もしくは、申請者が市内で事業を営んでいる中小企業団体の組織に関する法律で定める事業協同組合・事業共同小組合・協同組合連合会・企業組合・協業組合・商工組合・商工組合連合会であること。 申請内容が、一定以上の緑化整備基準であること。
<p>内容</p>	<p>【融資限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業者 5,000万円 (移転資金の場合は、市内7,000万円、市外3,500万円) 中小企業団体 6,000万円(一律) <p>【融資利率】(H20年3月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 年1.7% (中小企業団体及び融資額5,000万円以下の中小企業者) 年1.9% (融資額5,000万円超の中小企業者) <p>【融資期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7年以内 (中小企業団体及び融資額5,000万円以下の中小企業者) 10年以内 (融資額5,000万円超の中小企業者) <p>【返済方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1年据置後毎月元金均等分割返済を原則 <p>【信用保証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関が必要と認める場合は、市信用保証協会の信用保証を必要とします。 <p>【利子補助】(H20年3月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関に支払った利子について、緑化については全額を名古屋市が補助 申請書等の提出期間は毎年12月1日～10日(閉庁日の場合は次の開庁日) <p>【取扱金融機関】</p> <p>下記取扱金融機関の市内本支店 (銀行) みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、北陸銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三重銀行、百五銀行、愛知銀行、名古屋銀行、中京銀行、第三銀行 (信用金庫) 岐阜信用金庫、愛知信用金庫、岡崎信用金庫、いちい信用金庫、瀬戸信用金庫、豊田信用金庫、碧海信用金庫、蒲郡信用金庫、西尾信用金庫、中日信用金庫、東春信用金庫 (その他) 商工組合中央金庫</p> <p>(詳細は下記の問い合わせ先にご確認ください)</p>
<p>問合せ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋市環境局環境局大気環境対策課 (市役所東庁舎5階) TEL 052-972-2674 FAX 052-972-4155 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

7-3 優良認定の制度

NICE GREEN なごや（名古屋市緑化施設評価認定制度）	
条件	<p>市内の建築物の敷地内などで整備される緑化施設の内容を、市が一定の基準により評価し、ランクを認定する制度です。認定ランクに応じて認定証や認定ラベルが発行されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積に対して、緑化施設の面積の合計が基準緑化率以上であること。
内容	<p>【運用のしくみ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請者からの提出資料に基づき、客観的に評価を実施 評価の合計点数に応じ、ランクを認定し、認定ラベルを発行 <p>【認定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価は☆標準的な緑化、☆☆良好な緑化、☆☆☆優秀な緑化の三段階の評価となっています。 評価は緑化地域等の緑化義務のない建築物も認定を受けることができます。 評価は既存の建物も受けることができます。 評価認定を受けることにより、協力金融機関において一部の住宅ローン商品の金利優遇を受けることができます。 <p>協力金融機関（50音順）</p> <p>銀行 愛知銀行、中京銀行 信用金庫 中日信用金庫 （金利優遇については各金融機関にご確認ください。）</p> <p>（NICE GREEN なごやの詳細は下記の問い合わせ先にご確認ください）</p>
問合せ先	<p>名古屋市緑政土木局緑地維持課（市役所西庁舎5階） TEL052-972-2465 FAX 052-972-4143 名古屋市役所ホームページ サイト内検索 <input type="text" value="NICE GREEN"/> http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000008208.html 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</p>

SEGES（シージェス：社会・環境貢献緑地評価システム）

条件	<p>緑空間の保全・維持・活用などの取組みを活発化させる目的で、企業等によって創出された良好な緑空間とそこでの活動を評価・認定する「緑の認定」制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が、民間が有する土地で緑地の保全・創出活動に取り組んでいる株式会社、有限会社、社団法人等の事業者や市民団体等であること 申請場所が、社会や環境改善に貢献することを旨としたあらゆる形態の緑地で、合計 300 m²以上であること（設計・施工段階のものは対象外）
内容	<p>【運用のしくみ】</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請者からの事前提出資料に基づき、現地審査を実施 現地審査の結果は、評価委員会で検討され、評価が確定 評価結果を登録し、認定ラベルを発行 <p>【認定ラベルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 意欲が評価される Green Stage から高い貢献度を長年維持することで取得できる Superlative Stage まで審議の結果により 5 段階のラベルが発行される 認定年が表記され、環境報告書やパンフレット、ホームページ、名刺、案内板などに表示することができる 認定ラベルの発行を受けることによって社会や環境活動へ貢献活動がかたちとして示され、広くアピールできる <p>（詳細は下記の問い合わせ先にご確認ください）</p>
問合せ先	<ul style="list-style-type: none"> 財団法人 都市緑化基金 「社会・環境貢献緑地評価システム」係 <p style="text-align: right;">TEL 03-5275-2291 FAX 03-5275-2331 e-mail midori-info@urban-green.or.jp</p>

8. Q&A

Q1. 一団の土地を分割して販売し、一敷地が300㎡未満になった場合は緑化地域の申請対象となりますか。

建築確認申請時の敷地面積で判断するため、対象となりません。
(地区計画で緑化率が定められている場合を除く)

Q2. 過去に申請した緑化施設の内容を確認することはできますか。

工事完了届を提出後、10年間は申請書類を保存しています。ただし、執務室内に保管をしていない書類が多いため、事前に緑地維持課と調整の上、閲覧にお越しく下さい。申請者本人の場合は、本人確認のできる書類を持参の上、閲覧にお越しく下さい。代理人の場合は委任状と代理人の本人確認のできる書類があれば閲覧可能です。図面の複写が必要な場合は、申請番号をご確認のうえ、情報公開請求制度をご利用いただけます。必要に応じて、緑政土木局緑地維持課へお問合せください。

Q3. マンションの専用庭など個人が管理する部分は、どのように緑を維持していけばよいですか。

購入者に緑を保全する義務があることを説明した上で、売買契約を行う必要があります。

Q4. 既に緑化されている建築物を購入した場合、購入後は何%の緑化が必要になりますか。

緑化地域制度の施行日(平成20年10月31日)以前に建てられた建築物を購入した場合は、緑化の義務はありません。次回、新築や増築を行う際に緑化が義務付けられます。

緑化地域制度の施行日以降に着工した建築物を購入した場合は、名古屋市都市計画緑化地域や緑のまちづくり条例で規定する緑化率の最低限度以上の緑化が必要になります。

例えば、緑化率の最低限度が20%の場合は、購入後も20%以上の緑化の維持保全が必要となります。

また、同様の建築物で、購入前の所有者が自主的に20%を上回る緑化を行っていた場合、義務付けられる緑化は20%ですが、購入時の緑化をできる限り維持するよう心がけてください。

Q5. 建売住宅などで、かし担保期間に植栽が枯れてしまった場合は、誰の責任になりますか。

個々の売買契約の内容によります。

[目次に戻る](#)

Q6. 緑化率適合証明通知書を交付された後に、緑化内容を変更して工事を行うことはできますか。また、変更手続きは必要ですか。

変更することができます。ただし、工事後の緑化率が名古屋市都市計画緑化地域や緑のまちづくり条例で規定する緑化率の最低限度以上でなくてはなりません。変更手続きの要・不要についてはP76「[申請書記載事項変更届の記入方法](#)」を参照してください。

Q7. 工事完了後、緑化施設に対する現地確認を行いますか。

現地確認は、建築完了検査の際、建築主事もしくは確認検査機関において行います。都市緑地法に基づく緑化率の最低限度の定められていない建築物、及び、緑化施設工事完了延期認定を受けた建築物は、緑化施設の工事が完了後、名古屋市緑政土木局緑地維持課の職員が現地確認を行います。

Q8. ベランダの緑化は緑化面積に計上できますか。

ベランダの形状は多種多様ですが、屋外とみなされる部分の緑化は緑化面積に計上することができます。事前に緑政土木局緑地維持課まで、ご相談ください。

Q9. つる性植物が植栽基盤からはみ出している部分は、緑化面積に計上できますか。

植栽基盤の大きさに係わらず、実際に植物に覆われている部分の水平投影面積を計上することができます。ただし、アサガオなど1年草での緑化は、計上することができません。

Q10. みなし樹冠で樹木の緑化面積を計算する場合、樹木の種類は関係ありますか。

樹木の種類は関係ありません。みなし樹冠での計算は、樹高のみが関係します。ただし、高さ1m未満の樹木とタケ類はみなし樹冠の計算はできません。

[目次に戻る](#)

9. 語句の説明

	語句	よみ	説明
ア行	屋内、屋外	おくない、おくがい	建築基準法施行令第2条第1項第2号に示される、建築面積に算入される部分を屋内、それ以外を屋外とします。
カ行	外壁	がいへき	建築物の屋内と屋外を区別する壁で屋外に面した壁です。
	花壇	かだん	「草花」を植えるために、土を盛り上げたり仕切りを設けたりしたものです。緑化面積に計上するには、年間を通じて、適宜植替えなどを行うことにより、おおむね6ヶ月以上は植物が植えられた状態にあることが必要です。
	草花	くさばな	適宜植替えが必要となる下記のような植物を「草花」と規定します。 <ul style="list-style-type: none"> ・パンジーやコスモスのように、1年で枯れてタネをつくる植物（1、2年草） ・キクやフクジュソウのように、冬には地上部が枯れ、毎年一定の時期に芽を出し花を咲かせる植物（宿根草花） ・チューリップのように、毎年地上部が枯れ、球根をつくる植物（球根草花）
サ行	樹冠	じゅかん	樹木の枝により形づくられる外郭線に囲まれた部分を、水平面（地面）に投影した面積です。枝を基準とするため、落葉により変化することはありません。
	樹木	じゅもく	地上部の一部が木質化している植物で、一般的に「木」と呼ばれているものに加え、タケ類も含まれます。樹木については、次のように定義します。 <ul style="list-style-type: none"> ・高木：高さが4.0m以上の樹木 ・中高木：高さが2.5m以上、4.0m未満の樹木 ・中木：高さが1.0m以上、2.5m未満の樹木 ・低木：高さが1.0m未満の樹木及びタケ類
	樹木の 高さ、 樹高	じゅもくのたかさ、 じゅこう	完了検査における樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいいます。一部の突出した枝は含みません。

	語 句	よみ	意 味
サ行	植栽基盤	しょくさいきばん	植物が生育するための土壌その他の資材（屋上緑化資材等）で覆われている部分です。
	新築	しんちく	更地に建築物を新たに建てること、または、既存の建築物を除去して新たに建て替えることを新築とします。一定面積以上の敷地で新築する場合、緑化地域制度の対象になります。
	水平投影面積	すいへいとうえいめんせき	真上から光を当てたときに水平面に映る影の部分の面積です。
	増築	そうちく	既存の建築物の床面積を増加させることを増築とします。一定面積以上の敷地で増築する場合、増築後の延べ床面積が緑化地域制度の施行日（平成 20 年 10 月 31 日）における床面積の 1.2 倍を超える場合、緑化地域制度の対象になります。なお、改築は緑化地域制度の対象になりません。
タ行	地被植物	ちひしょくぶつ	地表面を低く被う植物（芝、ササ類、コケ類、リュウノヒゲ等）や、つる性植物（カロライナジャスミン、ナツツタ等）で、1～2 年で枯れずに長年成長し続ける植物を指します。
ラ行	緑化施設	りょっかしせつ	植栽、花壇その他の緑化のための施設、敷地内の保全された樹木及びこれらに付随して設けられる園路、土留その他の施設のことで。
	緑化の種類	りょっかのしゅるい	都市緑地法施行規則第 9 条において掲げられる「緑化施設の区分」を「緑化の種類」と表記します。緑化の種類は「5. 緑化面積の計算方法」で説明する 7 種類に分類されます。
	緑化面積	りょっかめんせき	都市緑地法施行規則第 9 条において掲げられる「緑化施設の面積」を「緑化面積」と表記します。緑化面積は「3. 緑化面積の計算方法」で説明する計算方法により算出されます。
	緑化率	りょっかりつ	敷地面積に対する緑化面積の割合です。名古屋市の緑化地域制度では、各用途地域に定められた指定建蔽率に応じて、10%～20%の範囲で段階的に緑化率の最低限度が定められています。

10. 関係条文

10-1 都市緑地法（抜粋）（最終改正：令和2年6月10日法律第43号）

第四章 緑化地域等

第一節 緑化地域

（緑化地域に関する都市計画）

第三十四条 都市計画区域内の[都市計画法第八条第一項第一号](#)に規定する用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域については、都市計画に、緑化地域を定めることができる。

2 緑化地域に関する都市計画には、[都市計画法第八条第三項](#)第一号及び第三号に掲げる事項のほか、建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下この章において同じ。）の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑化率」という。）の最低限度を定めるものとする。

3 前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えてはならない。

（緑化率）

第三十五条 緑化地域内においては、敷地面積が[政令で定める規模](#)以上の建築物の新築又は増築（当該緑化地域に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為及び[政令で定める範囲内の増築](#)を除く。以下この節において同じ。）をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であつて、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市町村長が許可したもの

二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

三 その敷地の全部又は一部が崖地である建築物その他の建築物であつて、その敷地の状況によつてやむを得ないと認めて市町村長が許可したもの

3 市町村長は、前項各号に規定する許可の申請があつた場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 建築物の敷地が、第一項の規定による建築物の緑化率に関する制限が異なる区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域にあつては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

（一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例）

第三十六条 [建築基準法第八十六条第一項](#)から第四項まで（これらの規定を同法[第八十六条の二第八項](#)において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして前条の規定を適用する。

(違反建築物に対する措置)

第三十七条 市町村長は、第三十五条（第三項を除く。）の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 国又は地方公共団体（港湾法に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。）の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市町村長は、国又は地方公共団体の建築物が第三十五条（第三項を除く。）の規定又は同条第三項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十八条 市町村長は、前条の規定の施行に必要な限度において、[政令で定めるところ](#)により、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二節 地区計画等の区域内における緑化率規制

第三十九条 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第一号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。）、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画又は沿道地区整備計画において建築物の緑化率の最低限度が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で、建築物の新築又は増築及び当該新築又は増築をした建築物の維持保全に関する制限として定めることができる。

- 2 前項の規定に基づく条例（以下「地区計画等緑化率条例」という。以下同じ。）による制限は、建築物の利用上の必要性、当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、緑化の推進による良好な都市環境の形成を図るため、合理的に必要と認められる限度において、[政令で定める基準](#)に従い、行うものとする。
- 3 地区計画等緑化率条例には、第三十七条及び前条の規定の例により、違反是正のための措置並びに報告の徴収及び立入検査をすることができる旨を定めることができる。

第三節 雑則

(緑化施設の面積の算出方法)

第四十条 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、[国土交通省令で定めるところ](#)により算出するものとする。

(建築基準関係規定)

第四十一条 第三十五条、第三十六条及び第三十九条第一項の規定は、[建築基準法第六条第一項](#)に規定する建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）とみなす。

(制限の特例)

第四十二条 第三十五条及び第三十九条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 [建築基準法第三条第一項](#)各号に掲げる建築物
- 二 [建築基準法第八十五条第一項](#)又は[第二項](#)に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの

- 三 [建築基準法第八十五条第二項](#)に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物
- 四 [建築基準法第八十五条第五項](#)又は[第六項](#)の許可を受けた建築物

に改正

(緑化施設の工事の認定)

第四十三条 第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事（植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。）を完了することができない場合においては、[国土交通省令で定めるところ](#)により、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。

- 2 建築基準法第七条第四項に規定する建築主事等又は同法第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の認定を受けた者に対し、その検査に係る建築物及びその敷地が、緑化施設に関する工事が完了していないことを除き、建築基準関係規定に適合していることを認めた場合においては、同法第七条第五項又は第七条の二第五項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければならない。
- 3 前項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第一項のやむを得ない理由がなくなつた後速やかに緑化施設に関する工事を完了しなければならない。
- 4 第三十七条及び第三十八条の規定は、前項の規定の違反について準用する。

(緑化施設の管理)

第四十四条 市町村は、条例で、第三十五条又は地区計画等緑化率条例の規定により設けられた緑化施設の[管理の方法の基準を定める](#)ことができる。

第十章 罰則

第七十六条 第九条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項の規定に違反した者
- 二 第十四条第三項の規定により許可に付された条件に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第三項（第十三条において準用する場合を含む。）又は第八条第五項の規定に違反した者
- 二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第八条第二項の規定による都道府県知事等の命令又は第七十二条の規定による市町村長の命令に違反する行為をした者
- 四 第十一条第一項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十八条第一項（第四十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第六十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第十一条第二項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査若しくは立入調査又は[第三十八条第一項](#)（[第四十三条第四項](#)において準用する場合を含む。）の規定による立

入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

[目次に戻る](#)

第八十条 地区計画等緑地保全条例、地区計画等緑化率条例又は第四十四条の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、三十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

10-2 都市緑地法施行令（抜粋）（最終改正：平成29年6月14日政令第158号）

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第九条 [法第三十五条第一項](#)の政令で定める規模は、千平方メートルとする。ただし、土地利用の状況により、建築物の敷地内において緑化を推進することが特に必要であると認められるときは、市町村は、条例で、区域を限り、三百平方メートル以上千平方メートル未満の範囲内で、その規模を[別に定める](#)ことができる。

（緑化率の規制の対象とならない増築の範囲）

第十条 [法第三十五条第一項](#)の政令で定める範囲は、増築後の建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第338号）第二条第一項第三号の床面積をいう。以下同じ。）の合計が緑化地域に関する都市計画が定められた日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えないこととする。

（報告及び立入検査）

第十一条 市町村長は、[法第三十八条第一項](#)（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、緑化地域内において敷地面積が[法第三十五条第一項の政令で定める規模以上](#)の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度（[法第三十五条第一項若しくは第四項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第三項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。](#)）に関する基準への適合又は緑化施設の管理に関する事項に関し報告させることができる。

2 市町村長は、[法第三十八条第一項](#)の規定により、その職員に、緑化地域内における敷地面積が[法第三十五条第一項](#)の政令で定める規模以上の建築物若しくはその敷地又はそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

（地区計画等緑化率条例による制限）

第十二条 [法第三十九条第二項](#)の地区計画等緑化率条例（以下この条において「地区計画等緑化率条例」という。）による建築物の緑化率の最低限度は、十分の二・五を超えないものとする。

2 地区計画等緑化率条例には、次に掲げる建築物の緑化率の最低限度に関する制限の適用の除外に関する規定を定めるものとする。

- 一 敷地面積が一定規模未満の建築物の新築及び増築についての適用の除外に関する規定
- 二 地区計画等緑化率条例の施行の日において既に着手していた行為についての適用の除外に関する規定
- 三 増築後の建築物の床面積の合計が地区計画等緑化率条例の施行の日における当該建築物の床面積の合計の一・二倍を超えない建築物の増築についての適用の除外に関する規定
- 四 [法第三十五条第二項](#)の規定の例による同項の建築物についての適用の除外に関する規定

10-3 都市緑地法施行規則（抜粋）（最終改正：平成29年8月2日省令49号）

（建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積）

第九条 [法第四十条](#)の緑化施設の面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

- 一 建築物の外壁に整備された緑化施設 緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計
- 二 前号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算出した面積の合計

イ 樹木 次のいずれかの方法により算出した面積の合計

- (1) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計
- (2) 樹木（高さ一メートル以上のものに限る。以下(2)において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の上欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は(1)の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
一メートル以上二・五メートル未満	一・一メートル
二・五メートル以上四メートル未満	一・六メートル
四メートル以上	二・一メートル

- (3) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であつて、次に掲げる条件に該当するもの（その水平投影面が(1)の樹冠の水平投影面又は(2)の円の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

- (i) 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

（この式において、A、 T_1 、 T_2 、 T_3 、 T_4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。）

A 当該部分の水平投影面積（単位 平方メートル）

T_1 高さが四メートル以上の樹木の本数

T_2 高さが二・五メートル以上四メートル未満の樹木の本数

T_3 高さが一メートル以上二・五メートル未満の樹木の本数

T_4 高さが一メートル未満の樹木の本数

- (ii) (i)の樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

- ロ 芝その他の地被植物 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ハ 花壇その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これらに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がイ又はロの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積

ニ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がイからハまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となつて自然的環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

ホ 前号の施設又はイからニまでの施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設（その水平投影面がイからニまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、前号及びイからニまでの規定により算出した面積の合計の四分の一を超えない部分に限る。）の水平投影面積

（緑化施設の工事の認定の手続）

第十条 [法第四十三条第一項](#)の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第二による申請書に次の表に掲げる図書並びに[建築基準法第六条第一項](#)又は[第六条の二第一項](#)の確認済証の写しを添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに既存の緑化施設の位置及び種別、整備する緑化施設の配置及び種別並びに当該整備する緑化施設のうち建築基準法第六条第一項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの配置及び種別並びに前条の規定により算出された緑化施設の面積及び当該整備する緑化施設のうち同項の規定による工事の完了の日までに当該整備する緑化施設に関する工事を完了することができないものの面積

（建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付）

第二十九条 [建築基準法第六条第一項](#)又は[第六条の二第一項](#)の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が[法第三十五条](#)若しくは[第三十六条](#)の規定又は[法第三十九条第二項](#)の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。

10-4 緑のまちづくり条例（抜粋）

第五章 緑の創出に関する施策

第一節 緑化地域等

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第23条 [都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号。以下「政令」という。）第9条ただし書](#)に規定する緑化率（[法第34条第2項](#)に規定する緑化率をいう。以下同じ。）の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

(1) [建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第1項](#)の規定による建築物の建蔽率（同項に規定する建蔽率をいう。以下同じ。）の最高限度が10分の6以下の区域内にあっては、300平方メートル。ただし、[建築基準法第53条第3項](#)又は[第4項](#)の規定により、建蔽率の最高限度が10分の6を超える建築物にあっては、500平方メートル

(2) 建蔽率の最高限度が10分の6を超える区域内にあっては、500平方メートル

2 建築物の敷地が、前項各号の区域にわたる場合においては、敷地の過半の属する区域に係る前項の規定を適用する。

（市の施設の緑化）

第24条 市は、市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、庁舎等の公共用又は公用の施設の緑化に努めるものとする。

2 [法第35条](#)の規定による規制の対象となる建築物のうち、市が設置する建築物の緑化率の最低限度は、都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度（[法第35条第4項](#)の規定が適用される場合にあっては、同項の規定により定められた建築物の緑化率の最低限度）の数値に規則で定める数値を加えたものとする。

（緑化施設の工事の完了の届出）

第25条 [法第35条](#)の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築（同条第1項に規定する新築又は増築をいう。第26条において同じ。）をしようとする者は、緑化施設（[法第34条第2項](#)に規定する緑化施設をいう。以下同じ。）に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。）[第8条の3の規定](#)による規則の対象となる建築物の新築又は増築の場合に準用する。

（緑化施設の工事の完了を証する書面の交付）

第25条の2 市長は、前条第1項（同条第2項において準用する場合も含む。）の届出があった場合において、当該建築物の緑化率が、[法第35条](#)又は[第36条](#)の規定に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該届出をした者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

（緑化施設の管理）

第25条の3 [法第44条](#)に規定する緑化施設の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 緑化施設を良好な状態で維持保全するよう努めるとともに、植物を枯損状態で長期間放置しないこと。

(2) 建築物の屋上又は壁面に緑化施設を設けた場合においては、植物の生育状況及び建築物等への支障の有無を確認するなど巡回、点検に努めること。

(3) 施肥、農薬等の使用にあたっては、関係法令を遵守すること。

(条例による緑化率の規制)

第26条 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物（敷地面積が1,000㎡未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の2以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。

(1) その敷地の周囲に広い緑地を有し、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないもの

(2) その用途又は敷地の状況によってやむを得ないもの

3 市長は、第1項の規定する建築物が、同項の規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。

4 第1項の規定が適用される場合においては、[法第40条](#)並びにこの条例第23条第2項、第24条第2項及び前3条の規定を準用する。

(立入調査)

第45条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対し、必要な報告を求め、または資料を提出させることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査することができる。

3 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則（平成20年条例第28号）

1 この条例は、平成20年10月31日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の緑のまちづくり条例第26条第1項の規定による協議を行い、新築又は増築に着手している建築物については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第41号）

この条例は、平成21年10月31日から施行する。

附 則（平成29年条例第50号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第1項第1号、第24条第2項及び第26条の改正規定並びに次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の緑のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第23条第1項の規定により緑化率の規制の対象とならない建築物であって、新築又は増築に着手しているもの及び旧条例第26条第4項の規定による認証を受けている建築物については、なお従前の例による。

10-5 緑のまちづくり条例施行細則（抜粋）

第三章 緑の創出に関する施策

第1節 緑化地域等

（緑化率適合証明）

第18条 [省令第29条の規定](#)による証明を受けようとする者は、緑化率適合証明等申請書（第11号様式）、緑化施設概要書（第12号様式。以下「概要書」という。）及び別表第2に掲げる図書（写真及び撮影位置図を除く。）それぞれ2部を市長に提出しなければならない。

2 省令第29条の規定による証明は、緑化率適合証明等通知書（第12号様式の2）を申請者に交付することによって行うものとする。

（緑化率の規制の適用除外許可）

第19条 [法第35条第2項各号](#)又は名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。）[第8条の3第2項](#)第3号から第5号までの規定による許可を受けようとする者は、緑化率規制適用除外許可等申請書（第12号様式の3）、概要書及び別表第2に掲げる図書（写真及び撮影位置図を除く。）それぞれ2部を市長に提出しなければならない。

2 法第35条第2項各号又は地区計画条例第8条の3第2項第3号から第5号までの規定による許可は、緑化率規制適用除外許可等通知書（第12号様式の4）を申請者に交付することによって行うものとする。

第20条 削除

（緑化施設の工事の認定）

第20条の2 [法第43条第1項](#)の規定による認定を受けようとする者は、[省令第10条](#)に規定する申請書、概要書及び同条の表に掲げる図書それぞれ3部並びに別表第2に掲げる図書のうち写真及び撮影位置図それぞれ1部に同条に規定する確認済証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第43条第1項の規定による認定は、緑化施設工事完了延期認定通知書（第12号様式の5）を申請者に交付することによって行うものとする。

（申請取下届）

第20条の3 第18条第1項、第19条第1項又は前条第1項の規定による申請を取り下げようとする者は、申請取下届（第12号様式の6）2部を市長に提出しなければならない。

（申請書等記載事項変更届）

第20条の4 第18条第2項、第19条第2項又は第20条の2第2項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該通知書の交付に係る工事を完了する前に、その申請書及び添付図書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ申請書等記載事項変更届（第12号様式の7）2部を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申請書等記載事項変更届について参考となる資料の提出を求めることができる。

（工事取止届）

第20条の5 第18条第2項又は第19条第2項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該通知書の交付に係る工事を取り止めたときは、遅滞なく、工事取止届（第12号様式の8）2部を市長に提出しなければならない。

（条例第24条第2項の規則で定める数値）

第20条の6 [条例第24条第2項](#)の規則で定める数値は、10分の0.5とする。

（緑化施設の工事の完了の届出）

第20条の7 [条例第25条](#)（[条例第26条第4項](#)において準用する場合を含む。）の規定による届出は、緑化施設工事完了届（第12号様式の9）、概要書及び別表第2に掲げる図書（付近見取図並びに写真及び撮影位置図を除く。）それぞれ3部（[法第43条第1項](#)の規定による認定を受けた場合又は[条例第26条第4項](#)において準用する場合にあつては、それぞれ2部）並びに別表第2に掲げる図書のうち写真及び撮影位置図それぞれ1部を市長に提出することによって行うものとする。

2 [条例第25条の2](#)（[条例第26条第5項](#)において準用する場合を含む。）の規定による証明は、緑化施設工事完了確認証明通知書（第12号様式の10）を届出者に交付することによって行うものとする。

(準用)

第20条の8 [条例第26条第1項](#)の規定が適用される場合においては、第18条、第19条及び第20条の2から第20条の4までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第18条	省令第29条の規定による証明	条例第26条第3項の規定による認証
第19条第1項	法第35条第2項各号又は名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。）第8条の3第2項第3号から第5号までの規定による許可	条例第26条第2項の規定による認定
第19条第2項	法第35条第2項各号又は地区計画条例第8条の3第2項第3号から第5号までの規定による許可	条例第26条第2項の規定による認定
第20条の3	第18条第1項、第19条第1項又は前条第1項	第20条の7の規定において準用する第18条第1項又は第19条第1項
第20条の4	第18条第2項、第19条第2項又は第20条第2項	第20条の7の規定において準用する第18条第2項又は第19条第2項
第20条の5	第18条第2項又は第19条第2項	第20条の7の規定において準用する第18条第2項又は第19条第2項

附 則（平成20年規則第98号）

- 1 この規則は、平成20年10月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定による緑化率適合証明の申請その他緑化率の規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとするために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成21年規則第107号）

- 1 この規則は、平成21年10月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の緑のまちづくり条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定による緑化率適合証明の申請その他緑化率の規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとするために必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際既に着手していた建築物の新築又は増築については、新規則第19条の2の規定は適用しない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定、第19条の2を削る改正規定、第20条、第20条の7、第20条の8、第11号様式及び第12号様式の2から第12号様式の4までの改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の緑のまちづくり条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の緑のまちづくり条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

[目次に戻る](#)

附 則（令和元年規則第3号）

1 この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の緑のまちづくり条例施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の緑のまちづくり条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第95号）

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第 号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

別表第2（第18条第1項、第19条第1項、第20条の2第1項、第20条の7第1項関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、用途地域等及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに緑化施設の配置、種別及び面積
求積図及び求積表	緑化施設の面積の算出根拠
個別詳細図 （屋上緑化の場合は断面図、壁面緑化の場合は立面図及び断面図、補助資材を使用する場合はその仕様が確認できる図書）	緑化施設の詳細
写真及び撮影位置図	緑化施設の位置、撮影位置及び撮影方向

10-6 名古屋市緑化地域制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）及び緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく緑化地域制度の実施に際し、運用上必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 「屋外」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に示される建築面積に算入されない部分をいう。

2 「建築物の外壁」とは、建築物の屋内と屋外を区別する壁のうち、屋外に面している部分をいう。

3 「建築物の外壁に準ずるもの」とは、ベランダやバルコニーの壁面、建築物本体と一体となったからぼり（ドライエリア）の周壁及び建築物の一部として建築物の外周から50cm以内（屋上の場合は外周のパラペットから50cm以内）に概ね直立に整備された構造物（モルタル、ボルト及び溶接などで建築物にしっかりと固定されたものに限る。）のうち、屋外に面している部分をいう。

4 「壁面緑化」とは、緑化施設を建築物の外壁及び建築物の外壁に準ずるものに、植物・資材の落下が生じない様に整備することをいう。

5 「樹冠の水平投影面積」とは、樹木の枝により形づくられる外郭線（一部の突出した枝は含まない）に囲まれた部分を水平面に投影した面積をいう。

6 「樹木の高さ」とは、植え付け時において樹木の樹冠の頂端（一部の突出した枝は含まない）から根鉢の上端までの垂直高をいう。

7 「高木」とは、樹木の高さが4.0m以上の樹木をいう。

8 「中高木」とは、樹木の高さが2.5m以上4.0m未満の樹木をいう。

9 「中木」とは、樹木の高さが1.0m以上2.5m未満の樹木をいう。

10 「低木」とは、樹木の高さが1.0m未満の樹木及びタケ類をいう。

11 「植栽基盤」とは、樹木、芝、その他の地被植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われており、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号。以下「省令」という。）第9条に定める面積以上の植栽がされている部分で、敷地の他の部分と分けられているものをいう。

12 「緑化駐車場」とは、駐車場としての用途を兼ねる緑地をいう。

13 「緑化面積」とは、省令第9条における「緑化施設の面積」をいう。

14 「エスパリエ」とは、樹木を壁面や塀などに誘引して緑化する手法をいう。

15 「水流等」とは省令第9条第2号ニに規定する緑化施設で、自然的景観を有し、常時表面が水面に覆われている部分をいう。

16 「園路等」とは省令第9条第2号ホに規定する緑化施設で、都市緑地法施行規則第9条第1号又は第2号イからニまでに規定する緑化施設に付随する部分をいう。なお、園路等に該当するものは、主たる目的が緑化施設の利用のための園路及び小規模な広場並びに緑化施設の維持管理のための土留、縁石、護岸、排水施設及び散水施設とする。

(制限の異なる区域に敷地がまたがる場合の緑化率の最低限度)

第3条 建築物の敷地が、法第34条に規定される緑化地域と、条例第26条に規定される緑化率が制限される区域にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、これらの規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たも

の合計以上でなければならない。

(適用除外物件)

第4条 次の各号に掲げる建築物は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第35条第2項第1号の建築物

都市公園法に規定する公園施設及び占用の許可を受けた建築物

(2) 法第35条第2項第2号の建築物

学校、工場等及び交通関連施設

(3) 法第35条第2項第3号の建築物

敷地の全部又は一部が地山状態において高低差5m以上かつ勾配30度以上の崖地がある敷地内の建築物

2 法第35条第3項の許可に付する条件は、次の各号に掲げる場合、当該各号に定めるとおりとする。ただし、工場立地法の対象となる工場が工場立地法受理書の交付を受けた場合は、第2号に定める条件は付さないものとする。

(1) 前項第1号の建築物の場合

事例ごとに判断する。

(2) 前項第2号の建築物の場合

次の表の左欄に掲げる建築用途に応じたそれぞれ同表の右欄に掲げる除外物件の水平投影面積を敷地全体から控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければならない。

建築用途	除外物件 (法令で離隔エリアが定められているものはその面積も含む)
学校等	○グラウンド
	○屋外プール
工場等	○軌道敷
	○煙突、パイプラック、廃棄物処理施設、クレーン、変電施設などの固定設備
	○高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所など
	○ガス事業法に規定するガス工作物など
	○消防法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に規定する危険物貯蔵所など
交通関連施設	○港湾法に規定する外郭施設
	○鉄道事業法に規定する軌道など
	○軌道法に規定する軌道など
	○道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路附属物など
	○自動車運送事業の営業所・転回所における車路および駐車場（大型車が利用するものに限り）

(3) 前項第3号の建築物の場合

地山状態の高低差 5m以上かつ勾配30度以上の崖地においては水平投影面積を敷地全体から控除した残りの敷地面積に対して、規定の緑化率の最低限度を満たさなければならない。

3 法第35条第3項の許可に付する条件が無い場合は、条例第25条に規定する緑化施設の工事の完了の届出を省略することができる。

(緑化施設工事完了延期認定)

第5条 法第43条第1項に規定する「気温その他のやむを得ない理由により建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 建物の完了検査予定日から概ね1ヶ月以内に除却する建築物等が植栽予定場所に存在するために、緑化率確保が物理的に不可能な場合
- (2) 一つの建築敷地で複数の建築工事が連続して施工されるために、中途での緑化率確保が物理的に不可能な場合
- (3) その他、物理的に植栽が不可能又は植物全般にとって極めて生育困難な自然条件であると特に市長が認めた場合
- (4) その他のやむを得ない理由により緑化施設に関する工事が完了できない場合

2 次の各号に掲げる場合、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当する場合

原則として、建築工事の完了予定日の1ヶ月前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。

建物の完了検査予定日から概ね1ヶ月以内に除却する建築物等を確実に除却する旨の証明を提出しなければならない。

また、原則として、除却期限から1ヶ月以内に緑化施設に関する工事を完了し、かつ緑化施設工事完了届を提出しなければならない。

(2) 前項第2号に該当する場合

原則として、建築工事の完了予定日の1ヶ月前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。

引き続き行われる工事の建築確認申請の写し等を提出しなければならない。

(3) 前項第3号に該当する場合

原則として、建築工事の完了予定日の2週間前までに緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。

(4) 前項第4号に該当する場合

原則として、建築工事完了予定日の1ヶ月前までに工程表を添えて緑化施設工事完了延期認定申請書を提出しなければならない。工事を完了した時点で緑化施設工事完了届を提出しなければならない。

(樹木の緑化面積の計算方法)

第6条 省令第9条第2号イ(3)(以下「S1③」という。)に基づき緑化面積を計算する場合、同一の植栽基盤内の樹木は全てS1③で計算しなければならない。

2 植栽基盤が縁石などにより明確に区分されている場合は、2箇所の植栽基盤とみなす。

3 省令第9条第2号イ(1)に基づき緑化面積を計算する場合、この面積は、樹冠を直行する2本の直径の平均を直径とした円とみなして算出することができる。

4 省令第9条第2号イ(2)(以下「S1②」という。)に基づき緑化面積を計算する場合、次の表の左欄に

掲げる樹木に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる面積を1本当りのみなし樹冠の緑化面積とすることができる。

樹木の種類	面積
高木	13.8㎡
中高木	8.0㎡
中木	3.8㎡

5 S1②に基づくみなし樹冠が建築物などに重なる部分は緑化面積として計上できない。ただし、樹木の高さが建築物の高さを超える場合は、重なる部分を緑化面積として計上することができる。

6 S1③に基づき緑化面積を計算する場合、植栽基盤の中に芝その他の地被植物があるときは、芝その他の地被植物の緑化面積を樹木による緑化面積とみなして計上することができる。

7 S1③に基づき緑化面積を計算する場合、原則として、植栽基盤の中に構造物がある場合はその面積を控除しなければならない。

(芝その他の地被植物で表面が被われている部分の面積の計算方法)

第7条 省令第9条第2号ロ(以下「S2」という。)に基づき張芝の緑化面積を計算する場合、7分張以上の張芝を行ってれば、張芝を行った植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができる。ただし、7分張未満の場合は、目地部分を除いた実際の張芝の水平投影面積を緑化面積とする。

2 S2に基づき地被植物の緑化面積を計算する場合、原則16株/㎡以上の密度で植栽されていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができる。ただし、セダム、タマリユウ、ジャノヒゲ及びそれに類する地被植物に関しては、36株/㎡以上とする。

3 S2に基づき緑化面積を計算する場合、原則として、植栽基盤の中に構造物がある場合はその面積を控除しなければならない。

4 緑化駐車場は、原則として緑化保護資材を使用しなければならない。緑化保護資材を施工した面積に緑化保護資材の緑化率×1.25を乗じた値を緑化面積とする。ただし、乗じる値は0.80を上限とする。また、車室における車両下部分を緑化する場合においては、車止めから奥行2.5m、幅員0.7mを上限として緑化保護資材を使用しないことができる。駐車場所の前後に、壁・生垣などがあり、車止めを設置しない場合は、壁の表面(生垣にあっては生垣の幹の中心)から0.5mの位置を車止めの位置とみなす。

5 緑化駐車場の緑化面積は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に掲げる式により算出するものとする。

(1) 緑化率が64%以上である緑化保護資材を使用する場合 緑化保護資材の設置面積×0.8

(2) 緑化率が64%未満である緑化保護資材を使用する場合 緑化保護資材の設置面積×製品ごとの緑化率×1.25

(3) 緑化保護資材を使用しない場合 植栽基盤の水平投影面積

6 つる性植物などがパーゴラなどの緑化資材を平均して30cm以下の間隔で被っている場合には、その部分の水平投影面積をS2に基づく緑化面積として計上することができる。

(池・水流等の面積の計算方法)

第8条 本条及び第10条における「植栽等」とは、緑化面積として計上することができる緑化施設から、省令第9条第2号ホ(以下「S5」という。)に基づき計算される緑化施設及び緑化駐車場を除いたものをいう。

2 省令第9条第2号ニ(以下「S3」という。)に基づき池・水流等を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

(1) 池の場合、池の外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面していること。

- (2) 水流の場合、水流の両側が植栽等に面していること。
 - (3) 水流の場合、水流と水流に面している植栽等との横断面のうち、植栽等の横断延長が水流の横断延長を超えていること。
 - (4) 池もしくは水流に面している一体の植栽等が、池もしくは水流の面積以上であること。
 - (5) 池もしくは水流の底の表面が、土もしくは石（切石も可）で被われていること。
- 3 一つの水流の中で前項の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間の面積をS3に基づく緑化面積として計上することができる。

(花壇等の面積の計算方法)

第9条 省令第9条第2号ハ（以下「S4」という。）に基づき花壇等を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 草花等が生育するために、土を盛り上げたり仕切りを設けたりしたもので、良質土の補充や土壤改良などが施されていること。
 - (2) 適宜植替えが必要な植物が年に6ヶ月以上植えられていること。
 - (3) 原則として緑化工事完了時に植え付けなどがされていること。
- 2 S4に基づき緑化面積を計算する場合、原則として、植栽基盤の中に構造物がある場合はその面積を控除しなければならない。
- 3 プランターやコンテナ等は原則として緑化面積に計上できない。ただし、容積が概ね50ℓ以上のものをアンカーボルトやモルタル、接着剤等で地盤や建築物等の躯体にしっかりと固定する場合、緑化面積として計上することができる。
- 4 省令第9条第2号イに基づき緑化面積を計算する場合、前項の規定を原則として準用する。

(土留・園路等の面積の計算方法)

第10条 S5に基づき土留を緑化面積として計上するためには、少なくとも土留の片側が植栽等に面していなければならない。

- 2 前項において、建築物の躯体を土留として利用している場合等は対象外とする。
- 3 S5に基づき園路を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。
- (1) 園路の両側が植栽等に面していること。
 - (2) 園路に面した植栽等の面積が園路の面積以上であること。
 - (3) 園路と園路に面した植栽等の横断面のうち、植栽等の横断延長が園路の横断延長を超えていること。
 - (4) 日常的な車両通行がないこと。
- 4 一つの園路の中で、前項の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間の面積をS5に基づく緑化面積として計上することができる。
- 5 前2項において、園路の中や園路に面した位置にある第1項で規定する土留は、園路として扱うことができる。
- 6 S5に基づき「植栽等と一体となった小規模な広場（以下「広場」という。）」を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。
- (1) 広場の外周延長の1/2を超えて連続して植栽等に面していること。
 - (2) 広場に面した植栽等の面積が広場の面積以上であること。
- 7 前項において、広場の中や広場に面した位置にある第1項で規定する土留は、広場として扱うことができる。
- 8 S5に基づき「植栽等と一体となった散水用配管・排水溝（以下「配管等」という。）」を緑化面積とし

て計上するためには、配管等は植樹帯の中に設置されていなければならない。

9 前項において、第3項で規定する園路や第6項で規定する広場の中や広場に面した位置にある配管等は、それぞれ園路、広場として扱うことができる。

10 S5に基づき「ベンチ等」を緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を満たさなければならない。

- (1) 植栽等もしくは第3項で規定する園路、第6項で規定する広場の中に設置されていること。
- (2) 施設のうち、緑地の利用や維持管理に関する施設であること。
- (3) 1施設の面積が1㎡未満であること。

11 S5に基づき土留を緑化面積として計上する場合、その天端の水平投影面積を計上する。

12 S5に基づく緑化面積は、全緑化面積の1/5を超えない範囲まで計上することができる。

(屋上緑化の面積の計算方法)

第11条 建築物その他工作物の上面に整備された省令第9条第2号に掲げる緑化施設の面積は、屋上緑化の面積として計上しなければならない。

2 トレイ、マット、パネル等を使用した緑化を行う場合の緑化面積算定方法は原則として、1枚当たりの面積(外寸)×使用枚数で計算する。この場合において、トレイ、マット、パネル等の周囲を囲む縁石等はS5の土留めとして計上することができない。

(壁面緑化の面積の計算方法)

第12条 省令第9条第1号(以下「S7」という。)に基づき緑化面積を計算する場合、建築物の外壁の植物が生育するために必要な資材または植物で覆われている部分の鉛直投影面積(水平面に対して垂直な面に投影した面積)を緑化施設の面積として計上する。ただし、明らかに植物の生育が見込まれない部分まで緑化施設の面積として計上することはできない。

2 S7に基づき、つる性植物による緑化の面積を計上する場合は、3株/m以上の密度で植栽されていなければならない。ただし、既存の緑化施設の面積を計上する場合はこの限りではない。

3 一年草による壁面緑化は、緑化面積として計上できない。

4 傾斜した壁面を緑化する場合、「緑化された外壁の水平投影の長さ×鉛直方向の高さ」を緑化面積として計上することができる。ただし、「緑化施設の水平投影面積」として計算した緑化面積が、上記計算方法で算出された緑化面積より大きい場合は、「緑化施設の水平投影面積」として計算した緑化面積を屋上緑化として計上する。ただし、この場合において屋上緑化と壁面緑化を重複して計上することはできない。

5 壁面緑化は、壁面緑化以外の緑化施設の水平投影と重複して緑化面積を計上することができる。ただし、前項において「緑化施設の水平投影面積」を選択した場合は重複して計上することができない。

6 建築物の外壁に準ずるものに緑化施設を整備する場合は、原則として建築物の外側(建築と一体となったからぼり(ドライエリア)の周壁は除く。)を緑化するものとする。

7 建築物の外壁に沿わせてフェンス等の自立式壁面を設置して緑化する場合、S7に基づく緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- (1) フェンス等の外面から建築物の外壁までの距離が50cm以内であること。
- (2) 原則として建築物の外側に緑化されていること。

8 建築物の外壁に沿わせて生垣を植栽する場合、S7に基づく緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

- (1) 生垣の幹の中心から建築物の外壁までの距離が50cm以内であること。
- (2) 中木以上の樹木が2本/m以上植栽されていること。

9 建築物の外壁に沿わせてエスパリエを行う場合、S7に基づく緑化面積として計上するためには、次の各号の条件を全て満たさなければならない。

(1) 樹木の幹の中心から建築物の外壁までの距離が50cm以内であること。

(2) 中木以上の樹木が植栽されていること。

10 建築物の外壁に準ずるものに整備された緑化施設についても、S7に基づき緑化面積を計算することができる。

11 同一水平面において、1m以内に複数の建築物の外壁に準ずるものによる壁面緑化が存在する場合は、S7に基づく緑化面積は重複計上できない。

12 S7に基づき、つる性植物による緑化の面積を計上する場合は、つる性植物を誘引するためのワイヤー等資材の設置間隔は30cm以下とする。ただし、既存の緑化施設の面積を計上する場合はこの限りではない。

13 屋根と柱で構成される建築物（これに類するものを含む。）について、柱間を緑化する場合は、当該緑化が、建築物の外壁又は建築物の外壁に準ずるものに緑化した場合と同様の外観を整えるものと認められる場合は、当該緑化については、建築物の外壁に準ずるものに整備された緑化施設とみなす。

（緑化施設工事完了時における現地確認）

第13条 市長は、条例第25条の届出があった場合、当該届出にかかる緑化施設が緑化率の規制に適合しているかどうかについて職員に現地を確認させることができる。

（敷地に名古屋市外の区域を含む場合）

第14条 建築物の敷地が、法第34条に規定される緑化地域あるいは条例第26条に規定される緑化率の最低限度が定められた区域と、名古屋市外の区域とにわたる場合においては、条例第23条にいう敷地面積は、その敷地の当該区域内にある各部分の面積の合計とする。

2 前項の場合においては、当該建築物の緑化率は、これらの規定にかかわらず、各区域の建築物の緑化率の最低限度（名古屋市外の区域にあっては、零）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

（市が設置する建築物）

第15条 条例第24条第2項にいう「市が設置する建築物」は、原則として次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

(1) 緑のまちづくり条例施行細則（平成17年名古屋市規則第158号。以下「条例施行細則」という。）

に規定する緑化率適合証明等申請書（第11号様式）、緑化率規制適用除外許可等申請書（第12号様式の3）の申請者（以下「申請者」という。）が市長または上下水道局長、交通局長、病院局長（以下「市長等」という。）である建築物

(2) 申請者が複数である場合、申請者のうち少なくとも1名が市長等である建築物

(3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）に基づき、市長等が選定した特定事業を実施する民間事業者が申請者である当該建築物

(4) 申請者と建築後の建物所有者が異なる場合で、建築後の建物所有者が名古屋市である建築物

（申請書等に記載する数値）

第16条 省令第10条に規定する申請書及び条例施行細則に規定する緑化率適合証明等申請書（第11号様式）、緑化施設概要書（第12号様式）、緑化率規制適用除外許可等申請書（第12号様式の3）、申請書等記載事項変更届（第12号様式の7）、緑化施設工事完了届（第12号様式の9）に記載する次の表の左欄に掲げる事項の数値は、原則として同表の右欄に掲げる記載基準のとおりとする。

事項（単位）	記載基準
緑化率（％）	小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載
緑化率の最低限度（％）	小数点以下第2位を切り上げ第1位まで記載
緑化施設の面積（㎡）	小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載
敷地面積（㎡）	小数点以下第3位を切り捨て第2位まで記載
増築割合（％）	小数点以下第2位を切り上げ第1位まで記載
園路、土留等の面積の割合（％）	小数点以下第2位を切り上げ第1位まで記載

2 第3条の規定が適用される場合、前項の規定にかかわらず、条例施行細則に規定する緑化率適合証明等申請書（第11号様式）、緑化率規制適用除外許可等申請書（第12号様式の3）、申請書等記載事項変更届（第12号様式の7）、緑化施設工事完了届（第12号様式の9）に記載する条例第26条の規定による緑化率の最低限度の数値は、小数点以下第2位を切り捨て第1位まで記載する。

（雑則）

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

10-7 名古屋市緑化地域制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）、緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号。以下「条例」という。）及び名古屋市緑化地域制度実施要綱（平成22年3月施行。以下「要綱」という。）に基づく緑化地域制度の実施に際し、運用上必要な細目を定めることを目的とする。

(適用除外対象物件)

- 第2条 要綱第4条第2項第2号にいう建築用途のうち「学校等」とは、学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設等をいう。
- 2 要綱第4条第2項第2号にいう除外物件（以下「除外物件」という。）のうち「グラウンド」とは、学校教育法による運動場（建築物であるものは除く。）及び児童福祉法による屋外遊戯場等をいう。
- 3 除外物件のうち「屋外プール」とは、屋外プール本体及びプールサイドをいう。
- 4 除外物件のうち「高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所など」とは、高圧ガス保安法第2条第1項に規定する高圧ガスの製造設備及び貯蔵設備等をいう。
- 5 除外物件のうち「ガス事業法に規定するガス工作物など」とは、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物等をいう。
- 6 除外物件のうち「消防法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則に規定する危険物貯蔵所など」とは、次の各号のいずれかをいう。
- (1) 消防法第10条に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（危険物の規制に関する政令の規定によりこれらの周囲に空地を保有する場合は当該空地を含む）
 - (2) 名古屋市火災予防条例第38条第2項に規定する少量危険物取扱所のうち屋外にあるもの（同条例第40条の3第2項の規定により周囲に空地を保有する場合は当該空地を含む）
 - (3) 同条例第42条第1項に規定する指定数量以上の可燃性液体類等を貯蔵し又は取り扱う屋外の施設（同条第2項の規定により周囲に空地を保有する場合は当該空地を含む）
 - (4) 同条例第43条第2項に規定する合成樹脂類を貯蔵し又は取り扱う屋外の施設（同項の規定により周囲に空地を保有する場合は当該空地を含む）
 - (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第4項に規定する供給設備のうち、液化石油ガスの保安の確保および取引の適正化に関する法律施行規則に定める技術上の基準に適合する貯蔵設備（同規則の規定により火気をさえぎる措置を講じる距離を有する場合はその距離を幅とする空地を含む）
 - (6) 同法第3条第2項第3号に規定する貯蔵施設（同規則第16条の規定により火気又は引火性若しくは発火性の物を置かない距離を有する場合はその距離を幅とする空地を含む）
- 7 除外物件のうち「港湾法に規定する外郭施設」とは、港湾法第2条第5項第2号に規定する外郭施設をいう。
- 8 除外物件のうち「鉄道事業法に規定する軌道など」とは、鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設（建築物であるものを除く。）をいう。
- 9 除外物件のうち「軌道法に規定する軌道など」とは、軌道法に規定する軌道（建築物であるものを除く。）などをいう。

- 10 除外物件のうち「道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路付属物など」とは、道路法第2条第1項に規定する道路又は第2項に規定する道路の附属物（道路区域外のものを除く。）などをいう。
- 11 除外物件のうち「自動車運送事業の営業所・転回所における車路及び駐車場（大型車が利用するものに限る）」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第2条に規定される一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定される一般旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業に使用される営業所・転回所を対象とし、道路交通法施行規則（昭和35年12月3日総理府令第60号）第2条に規定される大型自動車を利用するものをいう。
- 12 要綱第4条第2項にいう「工場立地法の対象となる工場」とは、工場立地法第6条第1項に規定する特定工場をいう。
- 13 要綱第12条第1項にいう「植物が生育するための必要な資材」には、その資材に適した植物の組み合わせとして、別表の植物を使用する。

（別表）

補助資材型式	資材に適した植物
線的資材 （ワイヤー、金属棒）	巻きつる型（カロライナジャスミン、スイカズラ、ビナンカズラ、ツキヌキニンドウテイカカズラなど）
格子状資材 （金網、ネット）	巻きひげ型（ニンニクカズラ、ビグノニア、トケイソウ、ブドウ類など）、巻きつる型（カロライナジャスミン、スイカズラ、ビナンカズラ、ツキヌキニンドウテイカカズラなど）、巻き葉柄型（クレマチス、カザグルマなど）
面的資材 （ヤシがらマット、不織布）	付着根型（アメリカツルマサキ、オオイタビ、キヅタテイカカヅラ、ヘデラ・ヘリックス、ヘデラ・カナリエンシス、ナツヅタなど）、付着盤型（ビグノニア、ナツヅタなど）
植栽基盤型 （ポット差し込み、プランター）	植物の制限なし ただし、通年緑化をしていること

（雑則）

第3条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

10-8 建築基準法（抜粋）（最終改正：令和元年6月14日法律第37号）

（適用の除外）

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
- 三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

2 ～ 3 （略）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
- 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
- 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2 ～ 7 （略）

8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。

9 （略）

(国土交通大臣等の指定を受けた者による確認)

第六条の二 前条第一項各号に掲げる建築物の計画（前条第三項各号のいずれかに該当するものを除く。）が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第七十七条の十八から第七十七条の二十一までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

2 ～ 7 (略)

第四節 建築物の敷地及び構造

(容積率)

第五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 ～ 七 (略)

2 ～ 7 (略)

8 その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物（特定用途誘導地区内の建築物であつて、その一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く。）であつて次に掲げる条件に該当するものについては、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあつては、当該都市計画において定められた数値から当該算出した数値までの範囲内で特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て別に定めた数値）を同項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び第三項から前項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（高層住居誘導地区及び特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）又は商業地域（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）内にあること。

二 その敷地内に政令で定める規模以上の空地（道路に接して有効な部分が政令で定める規模以上であるものに限る。）を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上であること。

9 ～ 15 (略)

(建蔽率)

第五十三条 建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を超えてはならない。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域又は工業専用地域内の建築物 十分の三、十分の四、十分の五又は十分の六のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの

- 二 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は準工業地域内の建築物 十分の五、十分の六又は十分の八のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
 - 三 近隣商業地域内の建築物 十分の六又は十分の八のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
 - 四 商業地域内の建築物 十分の八
 - 五 工業地域内の建築物 十分の五又は十分の六のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
 - 六 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の三、十分の四、十分の五、十分の六又は十分の七のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの
- 2 建築物の敷地が前項の規定による建築物の建蔽率に関する制限を受ける地域又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の建蔽率は、同項の規定による当該各地域又は区域内の建築物の建蔽率の限度にその敷地の当該地域又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。
 - 3 前二項の規定の適用については、第一号又は第二号のいずれかに該当する建築物にあつては第一項各号に定める数値に十分の一を加えたものをもつて当該各号に定める数値とし、第一号及び第二号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に十分の二を加えたものをもつて当該各号に定める数値とする。
 - 一 防火地域（第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域を除く。）内にあるイに該当する建築物又は準防火地域内にあるイ若しくは口のいずれかに該当する建築物
 - イ 耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能（通常の火災による周囲への延焼を防止するために壁、柱、床その他建築物の部分及び防火戸その他の政令で定める防火設備に必要とされる性能をいう。口において同じ。）を有するものとして政令で定める建築物（以下この条及び第六十七条第一項において「耐火建築物等」という。）
 - ロ 準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして政令で定める建築物（耐火建築物等を除く。第八項及び第六十七条第一項において「準耐火建築物等」という。）
 - 二 街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で特定行政庁が指定するもの内にある建築物
 - 4 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（隣地境界線に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び隣地境界線に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。）がある場合において、当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物（ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。次項において同じ。）で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前三項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、前三項の規定による限度を超えるものとすることができる。
 - 5 （略）
 - 6 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
 - 一 防火地域（第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域に限る。）内にある耐火建築物等
 - 二 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類するもの
 - 三 公園、広場、道路、川その他これらに類するもの内にある建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもの

- 7 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て防火地域内にあるものとみなして、第三項第一号又は前項第一号の規定を適用する。
- 8 建築物の敷地が準防火地域と防火地域及び準防火地域以外の区域とにわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等又は準耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て準防火地域内にあるものとみなして、第三項第一号の規定を適用する。
- 9 (略)

(高度利用地区)

第五十九条 高度利用地区内においては、建築物の容積率及び建蔽率並びに建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）は、高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

- 一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの
- 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
- 三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2 ～ 5 (略)

(敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例)

第五十九条の二 その敷地内に政令で定める空地を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上である建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建蔽率、容積率及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、第五十二条第一項から第九項まで、第五十五条第一項、第五十六条又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 (略)

(特定街区)

第六十条 特定街区内においては、建築物の容積率及び高さは、特定街区に関する都市計画において定められた限度以下でなければならない。

- 2 特定街区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、建築物の地盤面下の部分及び国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。
- 3 特定街区内の建築物については、第五十二条から前条まで及び第六十条の三第一項の規定は、適用しない。

(都市再生特別地区)

第六十条の二 都市再生特別地区内においては、建築物の容積率及び建蔽率、建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）並びに建築物の高さは、都市再生特別地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの
- 二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
- 三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2 ～ 7 (略)

第六節 景観地区

第六十八条 景観地区内においては、建築物の高さは、景観地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められたときは、当該最高限度以下又は当該最低限度以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの
- 二 特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2 景観地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

- 一 前項第一号に掲げる建築物
- 二 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

3 ～ 6 (略)

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第八十五条 非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの

2 災害があつた場合において建築する停車場、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物又は工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物については、第六条から第七条の六まで、第十二条第一項から第四項まで、第十五条、第十八条（第二十五項を除く。）、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条（第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十一条、第三十三条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定並びに第三章の規定は、適用しない。ただし、防火地域又は準防火地域内にある延べ面積が五十平方メートルを超えるものについては、第六十三条の規定の適用があるものとする。

3 ～ 4 (略)

5 特定行政庁は、仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、一年以内の期間（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条から第二十七条まで、第三十一条、第三十四条第二

項、第三十五条の二及び第三十五条の三の規定並びに第三章の規定は、適用しない。

- 6 特定行政庁は、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、前項の規定にかかわらず、当該仮設興行場等の使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第八十六条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第七項において同じ。)内に建築される一又は二以上の構えを成す建築物(二以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて建築されるものに限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。)のうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十七条の二、第五十七条の三第一項から第四項まで、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項、第六十条の三第一項、第六十二条第二項、第六十四条又は第六十八条の三第一項から第三項までの規定(次項から第四項までにおいて「特例対象規定」という。)の適用については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす。

- 2 一定の一団の土地の区域(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項及び第六項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築される場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。
- 3 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが、政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団地を形成している場合において、当該一団地(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項、第七項及び次条第八項において同じ。)内に建築される一又は二以上の建築物のうち、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該一又は二以上の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものについては、特例対象規定(第五十九条の二第一項を除く。)の適用について、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなすとともに、当該建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一団地を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。
- 4 その面積が政令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域(その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び次条第八項において同じ。)内に現に存する建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築され、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建蔽率、容積率、

各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定(第五十九条の二第一項を除く。)の適用について、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなすとともに、建築される建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする事ができる。

5 ～ 10 (略)

[目次に戻る](#)

(公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等)

第八十六条の二 公告認定対象区域(前条第一項又は第二項の規定による認定に係る公告対象区域をいう。以下同じ。)内において、同条第一項又は第二項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内認定建築物」という。)以外の建築物を建築しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建築物の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。

2 一敷地内認定建築物以外の建築物を、面積が政令で定める規模以上である公告認定対象区域内に建築しようとする場合(当該区域内に政令で定める空地を有することとなる場合に限る。)において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内認定建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該公告認定対象区域を一の敷地とみなして適用される第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする事ができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

3 ～ 7 (略)

8 公告対象区域内の第一項の規定による認定又は第二項若しくは第三項の規定による許可を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物については、それぞれ、前条第一項若しくは第二項の規定又は同条第三項若しくは第四項(第二項の規定による許可に係るものにあつては、同条第三項又は第四項中一団地又は一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなす部分に限る。)の規定を準用する。

9 ～ 12 (略)

10-9 都市計画法（抜粋）

（地域地区）

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

二 特別用途地区

二の二 特定用途制限地域

二の三 特例容積率適用地区

二の四 高層住居誘導地区

三 高度地区又は高度利用地区

四 特定街区

四の二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区、同法第八十九条の規定による居住調整地域又は同法第九十条第一項の規定による特定用途誘導地区

五 防火地域又は準防火地域

五の二 密集市街地整備法第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区

六 景観法（平成十六年法律第百十号）第六十一条第一項の規定による景観地区

七 風致地区

八 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第三条第一項の規定による駐車場整備地区

九 臨港地区

十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項の規定による歴史的風土特別保存地区

十一 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定による第一種歴史的風土保存地区又は第二種歴史的風土保存地区

十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条の規定による緑地保全地域、同法第十二条の規定による特別緑地保全地区又は同法第三十四条第一項の規定による緑化地域

十三 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四条第一項の規定による流通業務地区

十四 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区

十五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百三十三条第一項の規定による伝統的建造物群保存地区

十六 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第四条第一項の規定による航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区

2 準都市計画区域については、都市計画に、前項第一号から第二号の二まで、第三号（高度地区に係る部分に限る。）、第六号、第七号、第十二号（都市緑地法第五条の規定による緑地保全地域に係る部分に限る。）

る。)又は第十五号に掲げる地域又は地区を定めることができる。

3 地域地区については、都市計画に、第一号及び第二号に掲げる事項を定めるものとともに、第三号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域地区の種類（特別用途地区にあつては、その指定により実現を図るべき特別の目的を明らかにした特別用途地区の種類）、位置及び区域

二 次に掲げる地域地区については、それぞれ次に定める事項

イ 用途地域 建築基準法第五十二条第一項第一号から第四号までに規定する建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）並びに同法第五十三条の二第一項及び第二項に規定する建築物の敷地面積の最低限度（建築物の敷地面積の最低限度にあつては、当該地域における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。）

ロ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域 建築基準法第五十三条第一項第一号に規定する建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）、同法第五十四条に規定する外壁の後退距離の限度（低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため必要な場合に限る。）及び同法第五十五条第一項に規定する建築物の高さの限度

ハ 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 建築基準法第五十三条第一項第一号から第三号まで又は第五号に規定する建築物の建蔽率

ニ 特定用途制限地域 制限すべき特定の建築物等の用途の概要

ホ 特例容積率適用地区 建築物の高さの最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するために必要な場合に限る。）

ヘ 高層住居誘導地区 建築基準法第五十二条第一項第五号に規定する建築物の容積率、建築物の建蔽率の最高限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）及び建築物の敷地面積の最低限度（当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合に限る。次条第十七項において同じ。）

ト 高度地区 建築物の高さの最高限度又は最低限度（準都市計画区域内にあつては、建築物の高さの最高限度。次条第十八項において同じ。）

チ 高度利用地区 建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限（壁面の位置の制限にあつては、敷地内に道路（都市計画において定められた計画道路を含む。以下この号において同じ。）に接して有効な空間を確保して市街地の環境の向上を図るため必要な場合における当該道路に面する壁面の位置に限る。次条第十八項において同じ。）

リ 特定街区 建築物の容積率並びに建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限

三 面積その他の政令で定める事項

4 都市再生特別地区、特定用途誘導地区、特定防災街区整備地区、景観地区及び緑化地域について都市計画に定めるべき事項は、前項第一号及び第三号に掲げるもののほか、別に法律で定める。

10-10 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（抜粋）

（適用区域）

第2条 この条例は、地区計画等において地区整備計画等が定められている区域のうち別表第1に掲げる区域（以下「対象区域」という。）に適用する。

（建築物の緑化率の最低限度）

第8条の3 敷地面積が30平方メートル以上の建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率（都市緑地法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）を、対象区域内においては、計画地区の区分に応じ、それぞれ別表第2右欄の緑化率の最低限度の項に掲げる数値以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(1) この条例の建築物の緑化率の最低限度に関する規定（以下この項において「当該規定」という。）

の施行又は適用の日において既に新築又は増築の工事に着手していた建築物

(2) 増築後の建築物の床面積の合計が当該規定の施行又は適用の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないもの

(3) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市長が許可したもの

(4) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

(5) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

3 市長は、前項第3号から第5号までに規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

4 建築物の敷地が対象区域の内外にわたる場合においては、この条例で定められた建築物の緑化率の最低限度を、当該建築物の対象区域内にある部分に係る都市緑地法第35条第1項の規定による建築物の緑化率の限度とみなして、同条第4項の規定を適用する。

5 建築物の敷地が第1項の規定による建築物の緑化率に関する制限を受ける計画地区の2以上にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、同項の規定による当該計画地区内の建築物の緑化率の限度にその敷地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

（違反建築物に対する措置）

第8条の4 市長は、前条（第3項を除く。）の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 国又は地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する港務局を含む。以下この項において

同じ。)の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が前条(第3項を除く。)の規定又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

第8条の5 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、敷地面積が30平方メートル以上の建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、当該建築物につき、当該建築物の緑化率の最低限度(第8条の3第1項、第4項若しくは第5項の規定により当該建築物に適用される緑化率の最低限度又は同条第3項の規定により許可の条件として付された緑化率の最低限度をいう。)に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、当該建築物、緑化施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一の敷地とみなすことによる制限の特例)

第12条 法第86条第1項から第4項まで(これらの規定を法第86条の2第8項において準用する場合を含む。)の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については、当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第4条から第5条まで、第7条、第8条及び第8条の3の規定を適用する。

(罰則)

第15条 (略)

第15条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の4第1項の規定による命令に違反した者

(2) 第8条の5第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

別表第1 (略)

別表第2（緑化率の最低限度 抜粋）

対象区域		緑化率の最低限度	施行日
名称	計画地区		
大井町地区整備 計画区域	南地区	10分の2	平成21年 10月31日
	中地区	緑化率の最低限度の規制なし	
	北地区	緑化率の最低限度の規制なし	
徳重駅周辺地区 整備計画区域	南西地区	10分の2。ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線又は都市計画道路3・4・171名古屋春木線から30メートル以内の地域については、この限りでない。	平成21年 10月31日
	北西地区	10分の2。ただし、都市計画道路3・2・163名古屋岡崎線から30メートル以内の地域については、この限りでない。	
	東地区	10分の2.5。ただし、都市計画道路3・4・171名古屋春木線から20メートル以内の地域については、この限りでない。	
扇町2丁目地区 整備計画区域	全域	10分の2.5	平成21年 12月24日
青山台地区整備 計画区域	南地区	10分の2	平成22年 7月14日
	中地区	10分の2	
	北地区	10分の2	
平針黒石地区整備 計画区域	全域	10分の2.5	平成24年 12月21日
茶屋新田地区整備 計画区域	商業地区(A)	10分の2	平成25年 7月11日
	商業地区(B)	10分の2	
下志段味南荒田 地区整備計画区 域	全域	10分の2	平成25年 12月20日
名古屋大学東山 団地地区整備計 画区域	教育研究地区 (A)	10分の2	平成26年 3月25日
	教育研究地区 (B)	10分の2	
	交流地区	10分の2.5	
	緑化地区	10分の2.5	
金城ふ頭地区整備 計画区域	交流拠点地区	10分の1.5。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の1とする。	平成26年 7月16日
	集約駐車場地区	10分の1.5。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の1とする。	
茶屋新田まちづ くり地区整備計 画区域	シンボルロード 地区	10分の1.5。ただし、法第53条第1項の規定による建蔽率の最高限度が10分の8の地域については、10分の1とする。	平成26年 12月18日
	沿道サービス地 区	10分の1.5。ただし、法第53条第1項の規定による建蔽率の最高限度が10分の8の地域については、10分の1とする。	
	住宅地区	10分の1.5。ただし、法第53条第1項の規定による建蔽率の最高限度が10分の8の地域については、10分の1とする。	
	公益サービス地 区	10分の1.5。ただし、法第53条第1項の規定による建蔽率の最高限度が10分の8の地域については、10分の1とする。	
	集落景観地区	10分の1	
豊田五丁目地区 整備計画区域	南地区	10分の2	平成27年 3月12日
	西地区	10分の1	
	東地区	10分の2	

対象区域		緑化率の最低限度	施行日
名称	計画地区		
港明スマートタウン地区整備計画区域	商業地区	10分の2。ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の1.5とする。	平成27年 7月21日
	住宅地区	10分の2	
	スポーツ・レクリエーション地区(A)	10分の2	
	複合業務地区	10分の2	
明願地区整備計画区域	沿道地区	10分の1	平成27年 12月24日
	住宅地区	10分の1	
中志段味地区整備計画区域	南西地区(第1地区)	10分の2	平成27年 12月24日
	南西地区(第2地区)	10分の2	
	北東地区	10分の1.5	
大高赤塚地区整備計画区域		10分の1 ただし、法第53条第3項第2号に該当する建築物については、10分の1とする。	平成28年 7月11日
徳重東部第二地区整備計画区域		10分の1.5(熊野豊明線から20mの区域に限る)	平成28年 7月11日
ノリタケの森地区整備計画区域		10分の2.5	平成29年 3月22日
錦二丁目7番地区整備計画区域	東地区(A)	10分の2	平成29年 7月13日
	東地区(B)	10分の1	
妙見町地区計画	東地区	10分の1.5	平成29年 12月20日
志段味ヒューマンサイエンスパーク上志段味地区計画		10分の2	平成29年 12月20日
上志段味まちづくり地区計画		10分の1	平成29年 12月20日

第五章 緑の創出に関する施策

第一節 緑化地域等

(緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模)

第23条 都市緑地法施行令(昭和49年政令第3号。以下「政令」という。)第9条ただし書に規定する緑化率(法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。)の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率(同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。)の最高限度(高層住居誘導地区(都市計画法第8条第1項第2号の4に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限る。以下同じ。)、高度利用地区(同項第3号に掲げる高度利用地区をいう。以下同じ。))又は都市再生特別地区(同項第4号の2に掲げる都市再生特別地区をいう。以下同じ)の区域内にあつては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「建ぺい率の最高限度」という。)が10分の6以下の区域内にあつては、300㎡。ただし、建築基準法第53条第3項又は第4項の規定により、建ぺい率の最高限度が10分の6を超える建築物にあつては、500㎡

(2) 建ぺい率の最高限度が10分の6を超える区域内にあつては、500㎡

2 建築物の敷地が、前項各号の区域にわたる場合においては、敷地の過半の属する区域に係る前項の規定を適用する。

(市の施設の緑化)

第24条 市は、市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、庁舎等の公共用又は公用の施設の緑化に努めるものとする。

2 法第35条の規定による規制の対象となる建築物(法第36条の規定により同条が適用される建築物を含む)のうち、市が設置する建築物の緑化率の最低限度は、法第35条の規定による緑化率の最低限度に規則で定める数値を加えたものとする。

(緑化施設の工事の完了の届出)

第25条 法第35条の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築(同条第1項に規定する新築又は増築をいう。第26条において同じ。)をしようとする者は、緑化施設(法第34条第2項に規定する緑化施設をいう。以下同じ。)に関する工事を完了したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年名古屋市条例第41号。以下「地区計画条例」という。)第8条の3の規定による規則の対象となる建築物の新築又は増築の場合に準用する。

(緑化施設の工事の完了を証する書面の交付)

第25条の2 市長は、前条第1項(同条第2項において準用する場合も含む。)の届出があつた場合において、当該建築物の緑化率が、法第35条又は第36条の規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、当該届出をした者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

(緑化施設の管理)

第25条の3 法第44条に規定する緑化施設の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緑化施設を良好な状態で維持保全するよう努めるとともに、植物を枯損状態で長期間放置しないこと。
- (2) 建築物の屋上又は壁面に緑化施設を設けた場合においては、植物の生育状況及び建築物等への支障の有無を確認するなど巡回、点検に努めること。
- (3) 施肥、農薬等の使用にあたっては、関係法令を遵守すること。

(条例による緑化率の規制)

第 26 条 次の各号に掲げる建築物（敷地面積が 500 ㎡未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 1 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

- (1) 高層住居誘導地区、高度利用地区又は都市再生特別地区の区域内の建築物のうち、建ぺい率の最高限度が 10 分の 8 を超える建築物
 - (2) 建築基準法第 53 条第 3 項第 2 号及び第 4 項に該当する建築物のうち、建ぺい率（建築基準法第 53 条第 2 項の適用を受ける場合は同項に規定する建ぺい率）の最高限度が 10 分の 8 を超える建築物
 - (3) 建築基準法第 53 条第 5 項第 1 号に該当する建築物
- 2 都市計画に緑化地域が定められていない区域において、建築物（敷地面積が 1,000 ㎡未満のものを除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を 10 分の 2 以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。
 - 3 前項の規定は、建築基準法第 53 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に該当する建築物については、適用しない。
 - 4 第 1 項又は第 2 項の規定により建築物の新築又は増築をしようとする者は、規則で定めるところにより、その計画が第 1 項又は第 2 項の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めなければならない。
 - 5 第 1 項及び第 2 項の場合において、法第 35 条第 3 項、第 4 項、第 7 項、第 36 条から第 38 条まで、第 40 条及び第 42 条並びにこの条例第 23 条第 2 項及び第 24 条第 2 項から第 25 条の 3 までの規定を準用する。
 - 6 第 1 項又は第 2 項の適用を受ける建築物の敷地が、法第 35 条の規定による規制を受ける区域にわたる場合においては、当該建築物の緑化率は、各区域の建築物の緑化率の最低限度（建築物の緑化率の最低限度が定められていない区域にあっては、0）にその敷地の当該区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以上でなければならない。

(立入調査)

- 第 45 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対し、必要な報告を求め、または資料を提出させることができる。
- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、必要と認める場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査することができる。
 - 3 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
 - 4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則（平成20年条例第28号）

- 1 この条例は、平成20年10月31日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の緑のまちづくり条例第26条第1項の規定による協議を行い、新築又は増築に着手している建築物については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第41号）

この条例は、平成21年10月31日から施行する。